

名古屋 市政資料

NO. 208 2020年9月定例会

(2019年度決算 & 後期高齢者医療広域連合議会)

発行

2020年10月25日

日本共産党

名古屋市会議員団

主な内容

- | | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 名古屋市会 9 月定例会（2020年9月11日～10月13日） | 1 |
| 2 | 愛知県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会（8月18日） | 42 |
| 3 | 資料・その他 | 60 |



河村市長にPCM検査の拡充を求める党市議団と県委員会（8月4日）

目次

1	名古屋市会 9 月定例会（2020年9月11日～10月13日）	
（1）	9 月定例会について	1
（2）	個人質問	
◇岡田ゆき子議員	PCR検査体制の抜本的強化／コロナ禍で休業した指定管理施設職員	2
◇さいとう愛子議員	いまこそ少人数学級に／小学校統廃合の見直しを	10
（3）	補正予算案等について	
	【補正予算等の議案の内容】	16
	議案質疑	
◇田口一登議員	市民不在で拙速な市民病院（東部・西部医療センター）の市大病院化	19
	【反対討論】	
◇岡田ゆき子議員	敬老パスの利用回数制限ではなく利用促進を優先して実施を	22
	【補正予算等主な議案に対する各会派の態度】	24
（4）	2019年度決算について	
	【反対討論】	
◇さはしあこ議員	福祉・教育・子育て・防災など市民生活が優先される市政へ切りかえを	25
	【決算認定案に対する各会派の態度】	30
（5）	請願・陳情について	
	【受理された新規請願・陳情】	31
	【請願・陳情に対する各会派の態度】	35
（6）	意見書・決議	39
2	愛知県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会（8月18日）	
（1）	愛知県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会について	42
（2）	議案の結果	42
（3）	一般質問	
◇岡田ゆき子議員	コロナ対策を通常制度に拡大を／おんたけ休暇村を保養所に	43
◇伊藤議員（春日井）	健診率の引き上げ／所得未申請者に保険料軽減を	47
（4）	決算認定案への質疑	
◇軽減特例の廃止など負担増を押し付け。短期保険証の交付をするな		51
	【決算認定案への反対討論】	
◇保険料軽減特例の改悪で負担増の決算は認められない		53
（6）	請願審査	
◇賛成討論	保険料の負担軽減などは当然の要求。ぜひ採択を	54
◇請願に対する見解【事務局長】		55
（7）	資料	56
3	その他	
（1）	声明・申し入れ	57
（2）	資料	60

9月定例会について

一、9月市会定例会は、9月11日に開会。新型コロナウイルス感染症への対策や感染拡大防止策などを中心とした補正予算案をはじめ愛岐処分場の浸出処理設備の工事請負契約など14議案が提案され、後日、2回の追加補正予算案や教育委員の選任などの人事案件など5件が追加提案され、9月30日に議決。その後、2019年度決算認定案が提案、審議され10月13日に議決されました。

一、個人質問では、岡田ゆき子議員が「PCR検査体制の抜本的な強化及びコロナ禍で休業した指定管理施設での賃金補償」について、さいとう愛子議員が「コロナ時代のいまこそ少人数学級に、及び小学校の統廃合計画の見直し」について質問に立ち、市長を追求しました。

一、決算認定案を除く議案について、市長提出議案19件に対し、日本共産党市議団は、敬老パスの利用制限を前提にした補正予算案と追加補正で出された市立病院を市大病院の附属病院（独立行政法人化）する準備予算関連2件、教育委員の選任（育鵬社の教科書を強力に推薦した一人）の4件に反対、他の15議案には賛成しました。

一、補正予算案のうち、敬老パスの対象交通の拡大と利用回数制限を含めた制度変更の準備に対し、岡田議員が回数制限なしでの改善をもとめて反対討論を行いました。

一、追加補正予算のうち、市民病院を（独立行政法人）市立大学附属病院にする準備費が急遽提案され、田口一登議員が、あまりに拙速で市民の合意がないとして、反対の立場で討論を行いました。

一、2019年度決算認定案19件の審議において、日本共産党は市民の暮らしの実態と河村市政がすすめる市民犠牲の実態を明らかにし、市民の暮らしを守り向上するために奮闘しました。一般会計歳入歳出決算認定案をはじめ、13件の認定案について反対しました。

一、意見書は、日本共産党をはじめ各会派及び議運から提案された8件のうち、4件を可決。日本共産党が提案した2件はいずれも否決されました。

一、新規請願が1件、陳情は9件が受理され、日本共産党のみが請願の紹介議員となりました。

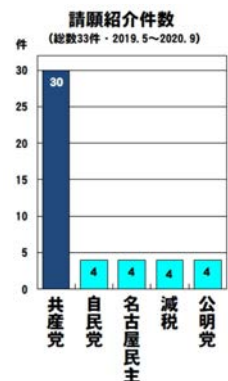
一、委員間討議に関連して、7月7日に減税ナゴヤから出された「抗議文」の訂正が9月2日にあり、その内容について委員間討議が繰り返された結果、減税の主張に一貫性がない

ことで鈴木幹事長が9/25に幹事長と理事を辞任しました。その後、しばらく後任が決まらず10月9日に鹿島幹事長で届けられましたが体調不良等ですぐ辞任、10月28日に、元団長で不祥事で辞任・離団までした浅井議員が幹事長で届けられました。

一、9月11日に来年度予算編成への383項目の要望を提出し、市長と懇談しました。

2020年9月議会の日程（予定）

月日	曜	時間	会議	備考
9月11日	金	11時	本会議	補正予算等提案説明
9月16日	水	10時	本会議	議案質疑 議案外個人質問
9月17日	木			
9月18日	金			
9月23日	水	10時 30分 など	委員会	補正予算や条例改正案などを審議 (質疑) (総括質疑) (意思決定) 3分演説は中止
9月24日	木			
9月25日	金			
9月28日	月			
9月29日	火			
9月30日	水	1時	本会議	請願の採決 補正予算などの採決 意見書の議決 決算の提案説明
10月1日	木	9時～17時		証拠書類審査
10月2日	金	10時	委員会	決算審議（説明）
10月5日	月			決算審議 質疑
10月6日	火			決算審議 質疑
10月7日	水			決算審議 総括質疑
10月8日	木			決算審議 総括質疑
10月9日	金			意思決定
10月13日	火	1時	本会議	決算の採決



個人質問(9月16日)

PCR検査体制の抜本的強化で、感染力のある無症状の人を保護し感染拡大防止を／コロナ禍で休業した指定管理施設での賃金補償を 岡田ゆき子 議員



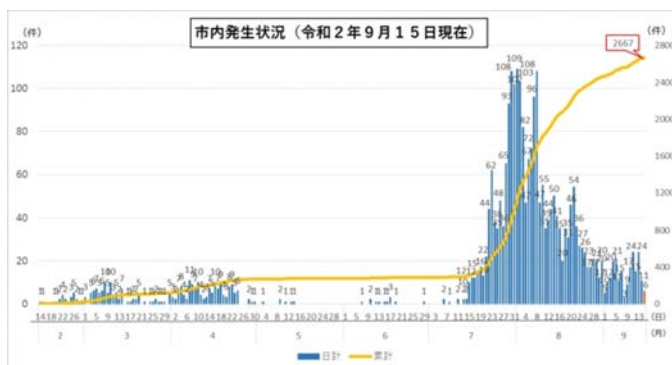
新型コロナウイルス感染症拡大防止のための名古屋市の戦略的方針について

検査体制を抜本的に強化し無症状で感染力のある人を見つけ出して保護を

【岡田議員】新型コロナウイルス感染症拡大をなんとしても防がなくてははいけません。インフルエンザの流行を前に、三度めの感染拡大をさせないためにあらゆる対策を講じておく必要があります。

日本共産党市議団は、これまで議会質問や市長への申し入れで、繰り返し、「無症状で感染力のある人を見つけ出して保護すること」「そのためにPCR等の検査を飛躍的に増やすこと」を求めてきました。

7月以降の第2波の感染は、繁華街を中心に急速に拡大しました。感染者の多くが20歳代で、感染経路不明者が半数以上、無症状の陽性者が感染を拡大させている可能性があることから、7月28日及び8月4日には市長に対し、・感染が集積する地域で防疫目的のPCR検査を行うこと、集団感染のリスクの高い、医療・介護・福祉施設などの関係者全員を対象にPCR検査を実施すること、自宅待機の陽性者に、食料や生活必需品などをセットにした「自宅療養パック」を早急に配布すること等、緊急に申し入れました。市長からは、感染地域への防疫的PCR検査等の実施について、「やらないといけない」との認識も示されました。



コロナ感染拡大は、市民のいのちと暮らし、商売や街のありようにまでも大きな影響を及ぼすことから、国、県と共同して戦略的な対策を講じることを求めます。まず、PCR等の検査体制の抜本的強化について3点健康福祉局長にお聞きします。

PCR等の検査件数は国の目標は1日3700件だが何件を目標に取り組むのか

【岡田議員】第1にPCR等の検査拡充についてです。8月28日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取り組み」についての決定を出しました。(以下「決定」といいます)「決定」は、「今後、インフルエンザの流行期には、検査や医療の需要が急増することが見込まれることから更なる検査体制、医療提供体制の確保・拡充に取り組んでいく」としています。

検査体制の抜本的な拡充については、一日平均20万件程度の検査ができるようにするとしています。名古屋市の人口に換算すると、一日平均3700件の検

(参考)

新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組(抜粋)

令和2年8月28日

新型コロナウイルス感染症対策本部

○重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化。また、季節性インフルエンザの流行期に備え、検査体制、医療提供体制を確保・拡充
⇒感染防止と社会経済活動との両立にしっかりと道筋をつける

1. 感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し

- ・軽症者や無症状者について宿泊療養(適切な者は自宅療養)での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化。

2. 検査体制の抜本的な拡充

- ・季節性インフルエンザ流行期に対応した地域の医療機関での簡易・迅速な検査体制構築。抗原簡易キットを大幅拡充(20万件/日程度)
- ・感染拡大地域等において、その期間、医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とする一斉・定期的な検査の実施
- ・市区町村で一定の高齢者等の希望により検査を行う場合の国の支援
- ・本人等の希望による検査ニーズに対応できる環境整備

(以下略)

査数に相当します。季節型インフルエンザの流行する時期に向け、名古屋市は一日平均の何件の検査を目標に取り組むのかお聞きします。

多くの診療所等に加わっていただけるよう働きかけ、必要な方が検査を受けられる体制の整備に努めたい

【健康福祉局長】帰国者・接触者外来のみでの検体採取を、5月21日からは名古屋市医師会の協力によるドライブスルー方式でのPCR検査所を開設し、さらに保健センターにおける濃厚接触者を中心とした検体採取体制について拡充を進めた。

7月31日からは名古屋市医師会と連携し、診療所における、唾液によるPCR検査を開始し、9月13日現在で410ヶ所の診療所が登録、身近な地域での検査体制が整いつつあり、現在1日あたり1,000件の検査体制を確保している。

検査件数の目標では、今後もできる限り多くの診療所等に加わっていただけるよう働きかけを進め、必要な方が検査を受けられる体制の整備に努めたい。

医療、介護、福祉施設などでの行政検査を

【岡田議員】第2は、医療、介護、福祉施設での行政検査についてです。これまでの国の事務連絡では、高齢者施設、障害者支援施設等では、感染者が1例出た場合でも行政検査を実施することができる、としていましたが、28日の決定では、さらに発展し「感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査の実施を都道府県等にたいして要請する」としています。名古屋市も新たな方針に基づいて検査を行う立場です。



か。

医療機関や高齢者施設等の関係者の一斉・定期的検査には、検査体制の構築や感染拡大エリアの特定など、様々な課題がある

【健康福祉局長】高齢者施設や障害者支援施設等で患者が発生した際には、これまでも迅速に保健センターが積極的疫学調査を実施し、クテスター対策上必要に応じて柔軟に検査対象者の範囲を拡大して検査を行っています。

医療機関や高齢者施設等の関係者に一斉・定期的に検査を実施するには、検査体制の構築や感染拡大エリアの特定など、様々な課題がある。今後も濃厚接触者やクラスター対策上感染が疑われる場合などは、適切に検査につなげるよう努める。

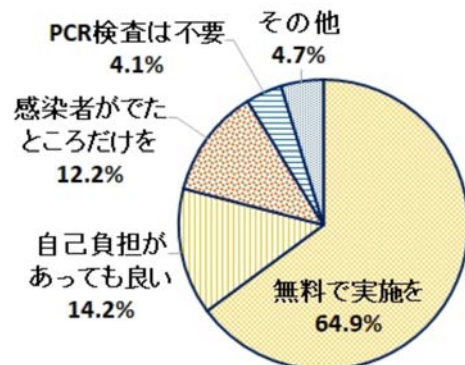
防疫目的の地域における面的PCR等の検査を

【岡田議員】日本共産党市議団では、市内で2度めの休業要請を行った中区の地域に「アンケート」を行い、15日までに郵送した1800件のうち150件の回答をいただいています。「PCR検査を無料」で、「自己負担があっても実施してほしい」との回答は8割、圧倒的に検査を求めています。事業所の声を紹介します。

「感染者がいらないか検査をし、陽性者がいれば隔離して保護するのが対策の基本じゃないですか。その対策がまだ取られていないのだから、早期に全員のPCR検査をするべき」「感染の高い場所においては、PCR検査などの実施をすればお客様の信用は戻るのではないですか」「コロナ感染者が出ていないお店でも、錦全体消毒して、PCR検査は直ちにしてほしい。ステッカーを張るよりも先ではないか」。

PCR等検査の実施について

日本共産党名古屋市議団の中区事業所アンケート(2020年8月)より



風評被害を訴える記述も多く、客足が戻らないことに関して、「休業要請をした区市が、『栄、錦は安全です』と広報してほしい、そのためにPCR検査を複数回実施して、安全を確認してほしい」という要望が多くありました。

国の対策本部の決定では、「感染拡大を防止する必要がある場合には、現に感染が発生している店舗、施設等に限らず、地域の関係者を幅広く検査することが可能であるとして、都道府県などに対して、積極的な検査の実施を要請する」としています。

政府の決定に沿って、多くの事業所が求めているように、栄、錦への面的な検査を実施し、陽性者を速やかに保護し、「安全宣言」を行うこと、また、感染者が発生した際には、防疫を目的にした行政検査を迅速に行うことを求めますが、いかがですか。

PCR検査のみで、そのエリアが安全であると宣言することには課題がある

【健康福祉局長】感染者が発生した店舗や施設は保健センターが積極的疫学調査を実施してきた。中保健センターでは、繁華街におけるクラスター対策として、7月以降感染が疑われる900名を超えるPCR検査を実施している。

PCR検査での陰性は、検査日にウイルスが検出されなかったことであり、翌日には感染しているかもしれない、一定数の偽陰性がありうるとの見解もある。このような見解を踏まえると、ある特定のエリアについてPCR検査を実施したことのみに基づいて、そのエリアが安全であると宣言する

ことには、課題がある。栄、錦地区を防疫目的で面的に検査を実施するためには、数多くの飲食店の従業員や利用者に一度に大量の検体採取を行うなどの必要があり、この点からも課題がある。

今後もマスクの着用、手洗いやこまめな換気などの啓発に努め、飲食店の協力を得ながら、クラスター対策上感染が拡大しないように、必要な方に迅速に検査を実施していきたい。

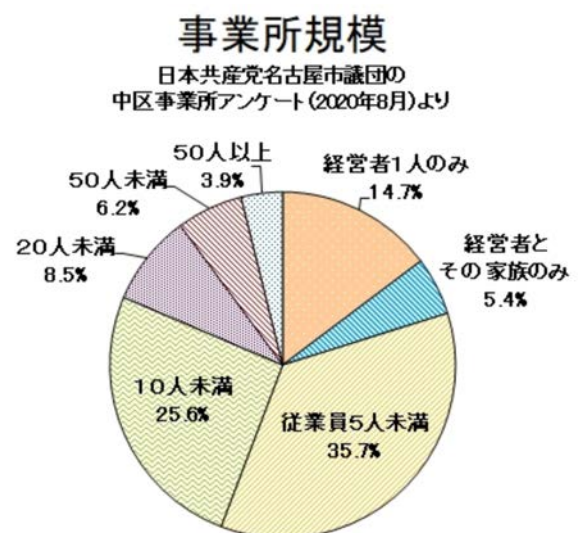
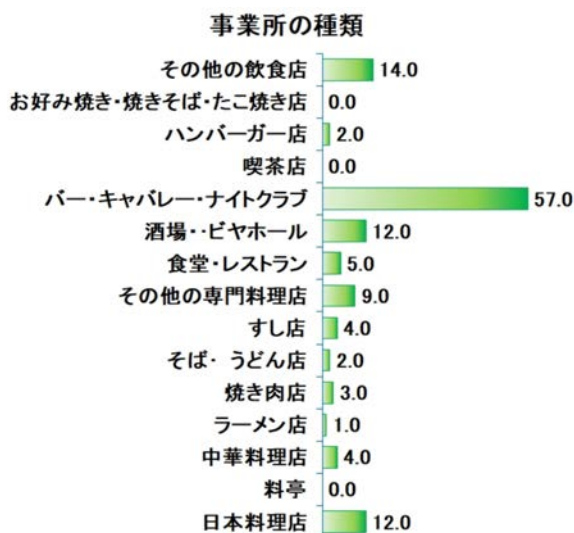
検査の拡充について、国の取り組みは必要だが、現時点ではそこまでできないということか、それともそこまでやる必要はないという判断か（再質問）

【岡田議員】私どもは無症状の感染者を発見し保護するため、検査対象の拡大、検査体制の拡充を繰り返し求めてきました

名古屋市は、検査体制を当初一日100件程度から、関係者の協力のもと、1,000件まで可能となりました。市職員、関係団体のご奮闘に敬意を表します。現在は、第2波のピーク時から陽性者数は下がってきていますが、福祉施設での発症は続いており、地域では経路不明の陽性者も出ています。インフルエンザの時期に向い、油断できない状況にあります。

8月28日の政府対策本部の決定を名古屋市としてどう具体化するかが問われています。

検査の拡充について答弁では、課題を挙げられました。感染地域において、医療機関や高齢者施設などの関係者についての一斉・定期的な検査の実施には、「検査体制の構築や、感染拡大エリアの特定など」さまざまな課題がある、また、栄



錦地区の防疫目的の面的な検査については「一度に大量の検査採取を行う必要があり、この点からも課題がある」と。つまり、国の取り組みのようにはいかないときこえました。

健康福祉局長にお聞きします。「国の取り組みは必要だが、現時点ではそこまでできない、ということですか、それともそこまでやる必要はないという判断ですか。

検査体制やエリアの特定、大量の検体採取など、様々な課題がある。国からは具体的な内容が示されてない

【健康福祉局長】国の方針に対応するには、検査体制の構築や感染拡大エリアの特定、一度に大量の検体採取を行う必要があることなど、様々な課題がある。特に国は、1日平均20万件程度の検査体制を整えるとしているが、検体の採取を誰が、どのように実施するか、感染者が多数発生している地域における一斉・定期的な検査がどのような事例において必要となるかなどの具体的な内容が示されていない。

市としては、今後とも必要な方が検査を受けられる体制の整備に努め、クラスター対策上必要と考えられる場合は柔軟に検査対象者の範囲を拡大するなど、適切な範囲で調査を行い、必要に応じ検査につなげるよう努める。

市全体の件数が減っている今、一気ではなく、計画的に繁華街の検査を行うことはできるのではないかと（再々質問）

【岡田議員】感染拡大のエリアを特定することは県が指定したが、中区の休業要請した地区はエリアが特定されています。現に、私どものアンケートで事業所からPCR等の検査を求める声は圧倒的に多いのです。市全体の検査件数が減っている今、一気ではなく、計画的にこの地区の検査を行うことはできるのではないですか。健康福祉局長、再度答弁をお願いします。

柔軟に検査対象者の範囲を拡大するなど、適切な範囲で調査を行い、必要に応じ検査につなげるよう努める

【健康福祉局長】今後ともクラスター対策上必要と考えられる場合は柔軟に検査対象者の範囲を拡

大するなど、適切な範囲で調査を行い、必要に応じ検査につなげるよう努める。

他人事のように言うのではなく、我が事として事態を認識し、必要な手立てを。他都市は首長のリーダーシップと判断で戦略的に進めている。市としての戦略的な方針を明確にし、財源や人材・施設の確保などは国や県に要請を（意見）

【岡田議員】繁華街での検査は、この地域の事業所の切実な願いです。

答弁は、まるで人ごとのように感じるのです。8月28日の国の方針は、急激に感染が拡大した、東京、大阪、札幌、福岡、そして名古屋でこそ具体化が求められます。エpiセンターが発生している数少ない都市のひとつが名古屋です。当局が我が事として事態を認識し、必要な手立てをとるべきです。同時に、国、県に対し財政的支援や行政検査の範囲の明確化を示せと求めることが必要です。今も、拡大の可能性はぬぐい切れません。一日1000件の検査能力の一部を使って、丁寧に検査する、札幌でも、沖縄でも接客を伴う飲食店は希望者に検査をしています。

市長に質問しないが、こうした自治体は、国の判断待ちではなく首長のリーダーシップと判断で戦略的に進めている。それが欠けているのではないかと考えてなりません。

先ほどのアンケートの中で、「名指しして風評被害だけ残した責任は県市にある」「客足が戻らなければつぶれるしかない」と行政へ厳しい批判



を寄せています。

休業要請した地域のPCR検査は、無症状感染者を保護し感染拡大を防止するとともに、安心して栄・錦地域のお店を利用していただくことにつながります。

市としての戦略的な方針を明確にし、財源や人材・施設の確保などは国や県にどんどん要請していただきたい。日本共産党市議団もアンケート結果も示しながら国や県に求めていくことを約束しておきます。

休業要請を受けた地域への経営実態調査と第1波に相当する補償を県市で早急に実施すべき

【岡田議員】休業要請に対する補償についてお聞きします。第1波の際の休業要請だけでも、大変な売り上げの落ち込みがあり、持続化給付金、県市の協力金、家賃支援給付金等と合わせて、融資も受け、何とか「首を繫いだ」という状況だったといわれます。しかし、第2波では、余力もなく、売り上げが戻らない中での休業要請となりました。

8月の休業要請に対して、感染防止対策されていた事業所を対象に一日1万円最大20万円の協力金が支給されました。しかし、アンケートでは、「一

日1万円ではやっていけない」「赤字で廃業も考えている」と回答された事業所は9割。廃業を考えていると答えた店舗は、4件に1件でした。

「一日1万円の協力金では間に合わない。せめて、4月の緊急事態宣言と同じだけの協力金・給付金が必要」「9月に入ってもまだ赤字続き」等大変厳しい意見が寄せられています。また、「感染がこれほど広がる前に、しっかり検査をしてもらえば、これほど大きな打撃にはならなかった。客足が戻るまで、行政が責任を持ってほしい」切実な業者の声です。

休業要請を受けた地域での経営実態調査と第1波と同規模の補償を県市で早急に実施すべきですが、考えをお聞きます。

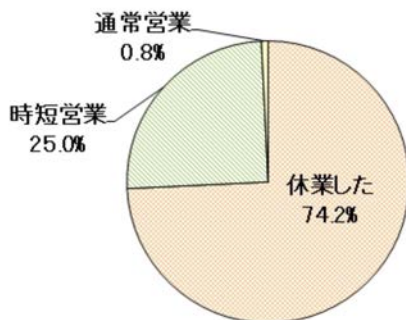
名古屋市景況調査で大変厳しい経営状況にあるものと推察

【経済局長】経営実態調査は「名古屋市景況調査」を定期的に行っている。直近の令和2年上期名古屋市景況調査の結果では、市内中小企業の景況感が大幅に低下しており、経営上の問題点として、全業種において「需要の減少・停滞」が第1位となり、厳しい経営環境となっている。

こうした状況で実施された愛知県の営業時間短

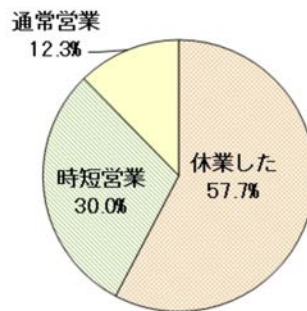
4/17～5/6の休業要請への対応

日本共産党名古屋市議団の
中区事業所アンケート(2020年8月)より



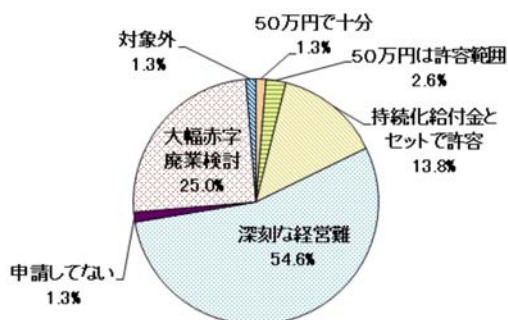
8/5～24の休業要請への対応

日本共産党名古屋市議団の
中区事業所アンケート(2020年8月)より



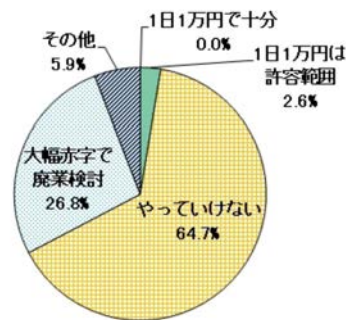
4/17～5/6の休業要請への補償は

日本共産党名古屋市議団の中区事業所アンケート(2020年8月)より



8/5～24の休業要請への補償は

日本共産党名古屋市議団の中区事業所アンケート(2020年8月)より



縮要請で、栄・錦地区の接待を伴う飲食店等は、大変厳しい経営状況にあると推察している。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、栄・錦地区で営業時間短縮要請に応じ、各業界団体等の感染拡大予防業種別ガイドラインを遵守し、県の「安全・安心宣言施設」に登録した事業者により、「新型コロナウイルス感染防止対策協力金」として最大20万円を交付している。

経済活動の支援には、低金利で5年以内の据置期間が設定できる新たな融資制度「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金」の活用など、コロナ禍における事業継続等を支援したい。

医療・宿泊療養施設の提供体制の確保を

入院病床がひっ迫している状況だが、今後の医療体制確保の規模や達成時期などの計画はどうか

【岡田議員】医療提供体制の確保についてです。全国の病床・宿泊療養確保計画の取りまとめが、8月7日発表され、愛知県は、病床数839床、宿泊療養施設1300床の確保計画となっています。名古屋市は、9月14日時点で、入院91人、入院調整中4人となっていますが、今後、インフルエンザの流行時期に向かって、十分だと言える状況ではないと考えます。今後どういう規模でいつまでに、医療提供体制を確保していく計画でしょうか。

市内に約300床を確保。更なる病床確保が必要

【健康福祉局長】新型コロナウイルス感染症患者の入院病床は、愛知県が7月に病床確保計画を策定し、本市は259床を確保することになっている。この計画に基づき、市としても市内の医療機関に働きかけを行い、8月末時点で市内に約300床を確保している。

しかし、新型コロナウイルス感染症の患者が増加する可能性が高い、秋、冬にかけて、更なる病床確保が必要と認識している。医療機関や県と連



携しながら、救急医療等とのバランスに配慮しつつ、病床の確保に努める。

自宅待機者が多く、宿泊療養施設の活用がわずかである理由は何か

【岡田議員】決定では、「軽症者や無症状者について、宿泊療養施設での対応を徹底する」とこととしています。医療機関の受け入れがひっ迫したことを受け、名古屋市内では、8月7日に、民間ホテルを借り上げ、805室の宿泊療養施設が開設されました。しかし、その活用状況は、は、9月14日現在、宿泊施設入所者17人、一方、自宅待機者109人です。なぜ待機者がこれだけいるにもかかわらず、宿泊療養者がわずかとなっているのですか。その理由をお聞きます。

禁酒・禁煙など様々な制約があることや、発症日から日数が経過し、一両日中に宿泊療養の解除基準を満たすことから入所を希望されない方が多い

【健康福祉局長】宿泊療養施設は、高齢者を除く無症状者や軽症者に入所していただくため、8月7日に愛知県が設置した。市は当該施設に職員を派遣し、県と連携しながら施設の運営に携わっており、陽性の方に入所勧奨を行っている。

宿泊療養施設の状況は、9月14日時点で13名が入所、入所されていない自宅療養の方は100名となっている。施設では禁酒・禁煙など食事や行動に様々な制約があることや、発症日からすでに一定の日数が経過し、一両日中に宿泊療養の解除基準を満たすことから入所を希望されない方が多くなっている。

宿泊療養施設の入所基準の早直し、入所勧奨の徹底、家庭事情で入所困難な場合の代替支援が必要と考えるが、市の方針は

【岡田議員】9月7日の市長記者会見の場で、保健所長は市内の新規陽性者の発生率についての説明されていました。「家庭内感染の発生率は7月が7.6%であったが、8月は16.7%と大幅に増え」ており、また、「医療、介護施設の発生率も7月には0.5%だったが、8月は7.5%とこちらも大幅に増えている」、その理由について、「7月の若い人の感染から、家庭に広がって、その家族が施

設に通っている、または従業員となって持ち込まれている」。無症状・軽症の感染者が家庭内にとどまることで、家庭内感染、さらに高齢者施設への感染を広げているのではないかと指摘です。無症状・軽症の陽性者については、看護師が常駐し、医師が待機する宿泊療養施設へ入所していただくことで、陽性者の健康と命を守り、新たな感染拡大を防止することになります。入所の徹底を図ること、そして家庭の事情などで入所が難しい場合は代替の支援を提供する必要があると考えますが、市の方針をお聞きします。

ADLや65歳以上は入所対象外などに9月から入所基準を見直した

【健康福祉局長】入所基準は宿泊療養施設の設置者である愛知県が定めており、ADLに支障がある方、年齢が65歳以上の方などは入所対象外とされている。当初は「37.5℃以上の発熱がある方」も入所対象外でしたが、愛知県と協議し、9月1日から、その入所基準の見直しがされた。宿泊療養施設の入所基準のあり方について愛知県と協議し、入所の勧奨に努める。

入所基準に該当せず、自宅療養を続ける方などへの在宅生活を支援するため、9月7日から、自宅療養者への配食サービスの提供や保健センターに生活用品・食料品の配布を開始し、家庭内での感染予防の注意事項を載せたリーフレットの配布も行っている。

今後、軽症者等宿泊療養施設の入所と、配食サービス等を活用した自宅療養の感染者の支援を併用しながら、入院の必要のない方々のケアや感染拡大の防止に努める。

感染拡大防止だけでなく、あなたの安全といのちを守るためなので、数日であっても入所が必要（意見・要望）

【岡田議員】自宅待機者が多く、宿泊施設の入所者がなぜ少ないのか、こたえていただきましたが、岐阜県では、「自宅療養となる人を発生させない」自宅待機者ゼロを方針として掲げています。市は、入所対象者には「感染拡大防止だけでなく、あなたの安全といのちを守るためなので、数日であっても入所が必要です」引き続き求めている。一方、様々な障害のある方や親子、日本

語が十分話せない外国人の方は入所が必要でも、施設の構造上等の理由で受け入れが難しいと聞いています。感染対策から排除されるわけにはいかないので、可能な施設の検討、必要な人員体制の拡充等を実施主体の県と協議していただくことを早急に求めます。

指定管理者制度等における労働者を守る公契約条例の創設について

コロナ禍で、指定管理の職場で支払われているはずの給与が支払われていない

【岡田議員】新型コロナウイルス感染拡大は雇用を直撃し、特に非正規労働者の生活に大きな影響を及ぼしています。コロナ禍において、事業所が、労働者に休業させた場合、労働基準法第26条に従い休業手当を支払うことになります。また手当の支給が困難な場合、雇用調整助成金、休業支援金等の支援する仕組みがあります。

地方公共団体が行う事業についてはどうか。指定管理者制度や業務委託により運営されている公共施設等でも、感染拡大防止のため、施設の利用制限、臨時休業の対応が行われました。

指定管理料や業務委託費は、一年間の運営予算を計上してあり、コロナ禍であっても、人件費相当にあたる管理料や委託費は予算通り支払われます。例えば、休校に伴い給食が中止されましたが、調理業務委託の労働者は、いつ再開してもよいように、休校中出勤又は自宅内研修で、給与は支払われています。

ところが、名古屋市の公共施設において、管理料、委託費が支払われているにもかかわらず、委託業者等に雇用される労働者で、緊急事態宣言前後の期間、勤務日数が大幅に減らされ、給与が通常の半分以上だった、休業手当が寸志程度で何の説明もないという相談が、労働組合や愛知県労働局にあり、市議団でも聞き取りをおこないました。図書館の窓口業務委託でパートの方は、勤務日数は半分に減らされ、3月から5月の給与がほぼ5割減。会社から何ら説明もない。スポーツセンターで働くパートの方は、3月から休業した間の給与は3割だけだった。また、「今後の処遇に影響するのが怖いので会社に言いにくい」という方もおられました。こうした実態が氷山の一角ではないかと考

えます。事態を深刻にとらえた愛知県労働組合総連合は、6月30日、名古屋市、愛知県に対し事態の解決を求め緊急要請をされ、愛知県からは各市町村に対し、適切な対応を依頼する通知が出されました。

雇用者に対して休業手当が支払われていない等の法令順守違反はあってはならないことです。業務委託については、それぞれの所管局が事業者に対して、適正に委託料が執行されているかについて責任をもって調査し、コロナ禍で先ほどの事例のような休業手当の未支給、不当な減額がされていけば、確認して是正するよう、徹底していただきたい。また、行政改革推進の旗振り役として公共施設を含む事業の民間移管を進め、指定管理者制度の所管しているのが総務局です。指定管理に関して適正に執行されているか、早急に調査するべきですが、総務局長の見解をお聞かせします。

雇用の維持は指定管理者との協定で義務として定めている。所管局で指定管理の管理運営状況の点検で確認

【総務局長】市の指定管理施設では、新型コロナウイルス感染症の影響による休館等に対して、公の施設の適正な管理運営に支障をきたすことがないよう管理運営経費の不足額を上限として収入の減少を市が負担することにし、雇用の維持が可能となるよう取り組みを行っている。

雇用の維持には、国から事業者に対し、有期契約労働者等の雇用の安定等を図るための配慮が求められており、所管局を通じて指定管理者に周知を図った。

休業手当の支払いなどの法令遵守は、指定管理者との協定において、義務として定めている。

法令等の遵守を含め指定管理者が管理する施設が適切に管理運営されているかは、毎年度、施設所管局で指定管理者の管理運営状況の点検の中で確認している。

労働者の賃金の保障と労働環境の向上などを公契約においてしっかり担保を

【岡田議員】名古屋市は管理料、委託費をきちんと払っています。しかし、市の事業を現場で担っている労働者の実態は、業者任せではないですか。これまでも繰り返し公契約条例の創設を求めてき

ましたが、労働者の賃金の保障と労働環境の向上などを公契約においてしっかり担保して、この度のような問題を市が関与して解決できるようにすべきです。コロナ禍でのこうした事態をなくすために、公契約条例を創設することを強く求めます。財政局長の見解をお聞かせします。

市は労働基準法の所管官庁でなく監督や処分を行う権限がないので実効性の確保が困難。他の自治体の状況を調査している

【財政局長】公契約条例は、労働者の賃金水準の確保に一定の効果があると考えられるが、他都市の公契約や民間発注の契約には本市条例の効力が及ばず、効果が限定的となる、市は労働基準法の所管官庁ではなく監督や処分を行う権限がないので実効性の確保が困難といった課題があり他の自治体の状況を調査している。

引き続き、他の自治体の状況を適宜把握しつつ、適切な公契約のあり方について検討したい。

早急に結論を出し、市の公共の事業において、労働者の賃金水準が確保でき、労働者が市に直接申し出ができる仕組み（意見・要望）

【岡田議員】公契約条例について、本議会では他会派でも取り上げられてきました。県下、政令市でも公契約条例を持つ自治体は増えており、名古屋市にも求められているが、調査・検討の期間が長すぎます。コロナで公共施設等で働く労働者の問題を取り上げましたが、早急に結論を出し、市の公共の事業において、労働者の賃金水準が確保でき、労働者が市に直接申し出ができる仕組みを作ることをお願いします。



議案外質問(9月17日)

コロナ時代、いまこそ少人数学級に／小学校の統廃
合計画の見直しを

さいとう愛子 議員

コロナ時代の学校のあり方について
いまこそ少人数学級の拡大を

教育長の認識は6月議会から何も変わっていませんか

【さいとう議員】コロナ時代の学校のあり方について、少人数学級を広げていくことに関して教育長の認識から伺います。

教育長は、6月定例会でわが党のさし議員の質問に、「少人数学級のさらなる拡大について慎重に判断する必要がある」と否定的な答弁をされました。河村市長も「人数だけの問題ではない」として、少人数学級の必要性について明言されませんでした。その後、少人数学級をめぐる動きはどうでしょうか。

7月3日、全国知事会、全国市長会、全国町村会の3団体は、文部科学大臣に対し、現行の小中学校の40人学級では新型コロナウイルスの感染防止は困難だとして、公立小中学校で少人数学級を早急に導入するよう求める緊急提言書を連名で提出しました。7月8日の経済財政諮問会議では、経済財政運営の指針「骨太の方針」の原案に、「三密」対策として小中学校での少人数指導体制の整備が盛り込まれました。また、7月30日には、学校の現場から、小・中・高・特別支援学校の校長会会長が、文部科学大臣にきめ細かな指導が可能になる少人数学級の検討を求めました。9月1日の会見で文部科学大臣は、「リーダーが交代しても少人数学級の重要性が変わることはない」として「来年度予算に反映させるよう準備を進める」と述べています。9月8日に初会合を開いた首相の私的諮問機関である教育再生実行会議の初等中等教育ワーキング・グループはポストコロナ期も見据え、「新しい生活様式」を踏まえた少人数によるきめ細かな指導体制や環境整備が急務とする方向性を確認し首相に答申する、と報道されています。

しばらくは、コロナと共存せざるを得ない状況の

中、現場の校長先生たちからの要望も受け、国や文部科学省も含めて少人数学級の必要性については共通の認識がつくられつつあると思われます。

そこで、教育長にお尋ねします。教育長の認識は6月議会から何も変わっていませんか。最近の議論の動向を踏まえて、あらためて、伺います。

慎重に判断する必要があるという認識は変わらない（教育長）

【教育長】少人数学級のさらなる拡大は、先の6月定例会で答弁した通り、慎重に判断する必要があると認識している。

子どもの学びや心のケアのためにも、感染対策のためにも、30人学級を3年生以上に拡大を

【さいとう議員】教室での「三密」を避けることは感染予防の基本です。6月議会では「密」を避けるためにも少人数学級が必要ではないか、と何度尋ねても、教育長は、文部科学省のマニュアルに従い、マスクの着用、手洗いの徹底、教室における身体的確保等行いながら、感染防止に努めているから大丈夫との答弁に終始しました。

この対策で学校への不安は解消されたのでしょうか。こ名古屋では、夏休み明けにのべ2,000人を超えるコロナ感染への不安による欠席の子どもたちが生じました。感染拡大防止のため、マスクをしておの授業、友だちと距離を取りながらの学校生活、おしゃべりしてはいけない給食時間など、今までとはあまりに違う学校生活です。小学校3年生の女の子は、「授業中でもつらいときはマスクをはずして思いっきり呼吸をしたい」と話してくれました。ある調査では「手にばい菌がついていないか」といつも気にしている」「ちょっとしたことですぐ泣くようになりました」など保護者は子どもたちの様子を心配し、元気そうに見えても、子どもたちは心に不安を抱えていると現場の先生は話しています。

手洗いやマスクだけでは学校で感染することへの不安が解消されていません。全国的には、分散登校が終わり不登校になるケースも生まれています。子どもたちが長時間過ごす教室は、できれば身体的距離を2m近くとれるよう、せめて、物理的にも安全な空間をつくるべきではありませんか。

加えて、教育委員会が各学校に送った事務連絡には、子ども応援委員会からの「長期的・継続的な心のケアが必要となります」との指摘が掲載されています。子どもたち一人ひとりにていねいに寄り添うことが以前にもまして重要だと教育委員会も認識しているのではないですか。子どもたちと保護者の不安を少しでも解消し、感染リスクが下がる空間にするために、1つの教室は20人～30人規模の学級編成とせざるを得ないではありませんか。

教育長にお聞きします。「文科省のマニュアル」に従い、感染防止に努めている」と6月議会で答弁されましたが、子どもの学びや心のケアのためにはもちろん、感染対策のためにも少人数学級は必要です。現在の小学校1・2年生で実施されている30人学級を全学年に拡大すべきと考えますが、いかがですか。

文科科学省の「衛生管理マニュアル」等に従い、感染拡大防止に努める（教育長）

【教育長】引き続き、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に従い、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努める。なお、国の動向は今後も注視していく。

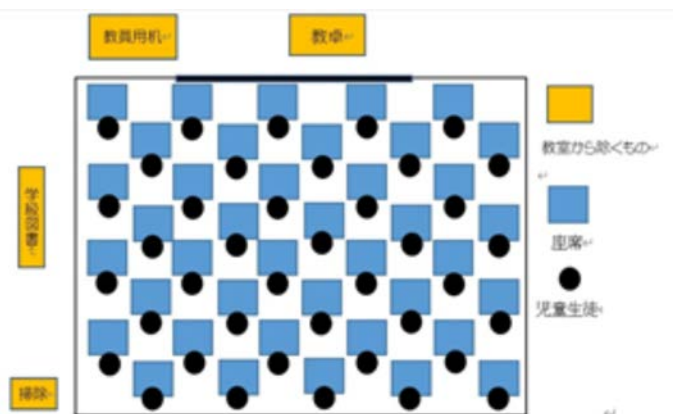
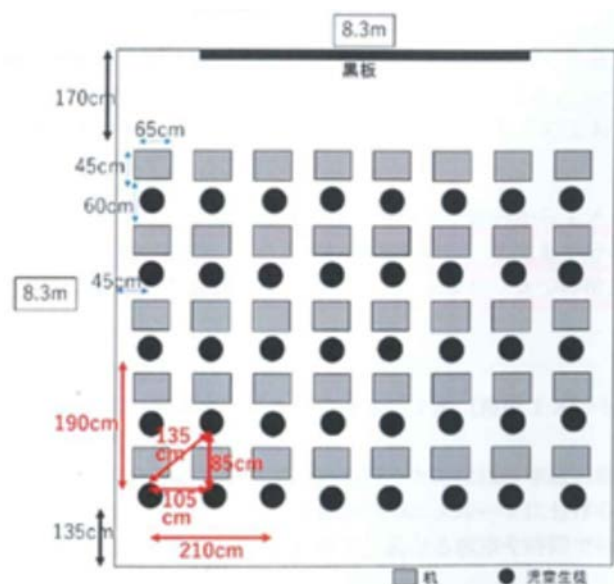
全国知事会長、全国市長会長、全国町村会長の「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」の指摘と同様の認識か（再質問）

【さいとう議員】コロナを経験し、これからコロナとしばらく共存しなければならない、今までとは違う学校生活においても、6月定例会の答弁と全く変わらず、「慎重に判断する必要」があるとの回答でした。

教育長は、文部科学省の「衛生管理マニュアル」に従い、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に努めるとお答えになりました。しかし、文部科学省の「衛生管理マニュアル」の例示では、1クラス40人の場合、子ども同士の身体的距離を1mも確保できないことが示されています。「新しい生活様式」ということで、スーパーのレジでも1m以上の身体的距離を確保しているというのに、学校の教室だけ、身体的距離と無関係にコロナの前と同じでよいのでしょうか。

全国知事会・市長会・町村会の3者が連名で出した「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」には、「現在の40人学級では、感染症予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難」で、「子どもたちの学びを保障するためには、少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保が是非とも必要」とあります。

教育長にお聞きします。この緊急提言と同様の認識はお持ちではないですか。お尋ねします。



- ↑ 名古屋市が示す40人での対応
- ← 文科省の示すレベル1・2の40人配置

緊急提言は認識しているが、文科省マニュアルにそって感染拡大防止に努めている (教育長)

【教育長】全国知事会、全国市長会、全国町村会による緊急提言は認識している。文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に従い、学校生活の中でマスクの着用、手洗いの徹底、教室における身体的距離の確保等の配慮を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めている。

教員や教室の確保など人的財政的課題があって、難しいと考えているのか、今まで通りの40人学級で十分だと考えているのか(再質問)

【さいとう議員】全国知事会などの緊急提言については認識しているとお答えになりましたが、少人数学級のさらなる拡大については、「慎重に判断する必要がある」と答弁されました。慎重になるのはどうしてですか。

本市では、2017・2018年度で少人数学級の検証を行っています。2か年の結果は、児童にとっては「生活面では、30人程度学級の児童の方が、学級に居心地のよさや落ち着きを感じやすい傾向にあった」、教員にとっては、「30人程度学級の方がきめ細かな指導のしやすさや生活習慣の確立の効果を感じた」というのが検証結果の分析です。児童にとっては居心地がよく、教員にとっては、きめ細かい指導ができる。すでに、コロナ時代の学校にふさわしい検証結果が得られているのではないですか。

教育長に、お尋ねします。コロナの時代の学校には、少人数学級が望ましいと思うが、教員や教室の確保など人的物理的財政的課題があって、難しいと考えているのか、コロナの時代でも少人数学級は必要なく、今まで通りの40人学級で十分だと考えているのか、どちらでしょうか。

少人数指導やチームティーチングで一定の成果をあげている。マニュアルで感染拡大防止に努めている(教育長)

【教育長】小学校1・2年生及び中学校1年生における少人数学級の実施とともに、教科や学習内容

に応じて少人数指導やチームティーチングを柔軟に組み合わせて学習に取り組むことで、一定の成果をあげている。

文部科学省の衛生管理マニュアル等に従い、学校の新しい生活様式に沿って、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努める。

国に少人数の学級編成と教員の増員を強く求めよ(再質問)

【さいとう議員】少人数学級や少人数指導が一定の成果を上げているというなら、30人学級を3年生以上に拡大するべきです。

「国の動向については、今後も注視してまいりたい」とのことですが、注視にとどまらず、国に対して少人数の学級編成とそのための教員の増員を強く求めるべきではありませんか。

国は少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について検討していると聞いており、動向を注視する(教育長)

【教育長】現在、国において少人数による、きめ細かな指導体制の計画的な整備について検討され

他都市における少人数学級の取組状況(2019年度)(単位:人)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
札幌市	35	35	40	40	40	40	35	40	40
仙台市	35	35	40	40	40	40	35	35	35
さいたま市	35	35	40	40	40	40	38	40	40
千葉市	35	35	35	35	38	38	38	38	38
川崎市	35	35	40	40	40	40	40	40	40
横浜市	35	35	40	40	40	40	40	40	40
相模原市	35	35	40	40	40	40	40	40	40
新潟市	32	32	32	32	35	35	35	35	35
静岡市	35	35	35	35	35	35	35	35	35
浜松市	30	30	35	35	35	35	35	35	35
名古屋市	30	30	40	40	40	40	35	40	40
京都市	35	35	40	40	40	40	40	40	30
大阪市	35	35	40	40	40	40	40	40	40
堺市	35	35	38	38	38	38	40	40	40
神戸市	35	35	35	35	40	40	40	40	40
岡山市	35	35	35	35	35	35	35	35	35
広島市	35	35	35	35	35	35	35	40	40
北九州市	35	35	35	35又は40	35又は40	35又は40	35	35又は40	35又は40
福岡市	35	35	35	35	40	40	35	40	40
熊本市	35	35	35	35	40	40	35	40	40

2019年度指定都市教職員人事・給与主管課長会議資料より作成

ていると聞いているので、国の動向を注視していく。

少人数学級の拡大へ踏み出せとしっかり言え（意見）

【さいとう議員】注視するだけでなく、国に対し、コロナ時代の今こそ少人数学級の拡大へと踏み出すべきと強く求めていただきたい。

小中学校の統廃合計画の見直しを

30人以上の「密」な学級にする統合計画は、コロナ時代に逆行する

【さいとう議員】小中学校の統廃合計画の見直しについてお聞きします。

2019年3月に策定した「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画」に基づいて、教育委員会は、3区7小学校区の小規模校に統廃合の具体案を示し、地域の説明会を行いました。しかし、これからの学校づくりを考えると、計画を議論したときは想定もしていなかった、新型コロナウイルスによるパンデミックの収束が見えない中で、学校の統廃合計画をすすめてよいのでしょうか。

具体的に、まず地域で説明会が行われた、高坂小学校としまだ小学校の統合計画についてです。

全学年が1クラスの高坂小の児童数は、今年5月1日現在で1クラス14人から21人です。今年4月1日現在の幼児人口から転出入などを考慮に入れずに推計しますと、今後6年間、全学年で1クラス30人以下の少人数学級が継続します。コロナ感染が拡大しても学級を2つに分ける必要はありません。

では、高坂小がしまだ小と統合されたら、1クラスの児童数はどうなるのでしょうか。幼児人口から単純に推計しますと、6年後も、3年生以上が4

0人学級だとしたら、すべての学年で、1クラスの人数は多くなり、4年生は、38人ずつの2クラスに、6年生は、39人と40人の2クラスとなります。コロナ禍のもとで、少人数学級の必要性が議論されている時、今ある小学校をわざわざ廃校とし、「密」な学級編成にする必要はありません。

高坂学区では、小学校の統合計画に疑問を抱いた保護者や学区の住民が「高坂小学校を存続させる会」を立ち上げて、全戸に会の通信を配布するなど、運動されています。同会の通信第3号をいただきました。保護者の方が、「新型コロナの蔓延から学んだこと」と題して、手記を書いておられるので、その一部を紹介させていただきます。

「休校になるほんの1週間ほど前、私は教育委員会のメンバーと小学校の統合について議論をしていました。その後休校になり、あっという間に世の中の考え方は変化しました、『三密を避けよ』が合言葉のようになりましたが、今の学校制度でそれは不可能という議論になり、オンライン授業の需要も出てきました。ソーシャルディスタンスを保つため、1クラスは17人が限界だとも」。

「子どもたちがいかに安全で健康的な生活を送れ

「高坂小学校を存続させる会」通信 No.3

新型コロナの蔓延から学んだこと

この数カ月、私たちはかつてない経験をし、さまざまな問題に直面しました。避けたい大きな困難の中で、子ども・家族・地域を守るためのより良い選択をし実行するときです。保護者の立場と地域住民の立場の双方から改めて高坂小学校の存在意義を考えてみました。

保護者の立場から



やっと始まった学校でも「三密」対策が必要となっていますが、学級分離や登校日数などの不自然さの中で、复学を強いられる子どもたちは精神的・身体的に不調を来しています。小学校はいつも通りの安心できる場所ではないかもしれません。今回の騒ぎで小規模校の重要性が再認識できたと思います。

突然の休校から3カ月、数回の登校日を経て、いよいよ学校が始まりました。この3カ月前、保護者の皆様お疲れさまでした。とても大変な長い3カ月でした。

「できないことは飛ばしてください」というプリントに取り組みせつつ、献立を考え、感染リスクのある買い物に出かけ、一日中ご飯を作ったりは片付けての繰り返し。学校のありがたを思い知る3カ月でもありました。

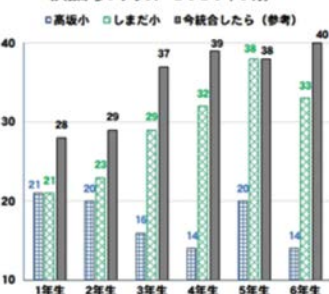
休校になるほんの1週間ほど前、私は教育委員会のメンバーと小学校の統合について議論をしていました。その後休校になり、あっという間に世の中の考え方は変化しました。「三密を避けよ」が合言葉のようになり、今の学校制度でそれは不可能という議論となり、オンライン授業の需要も出てきました。ソーシャルディスタンスを保つため、1クラスは17人が限界だとも。もし、みんなに聞いてもらう高坂も学校だからこそ得られるものです。子どもたちから「学校」を取り上げたいかもしれません。子どもは親だけでなく地域全体、社会全体で、育てていくものだと思います。高坂学区に住む子供たちが、安全で健康的な学校生活を送るために、その環境作りは我々保護者だけでなく、高坂学区に住む大人たちが考えなければなりません。



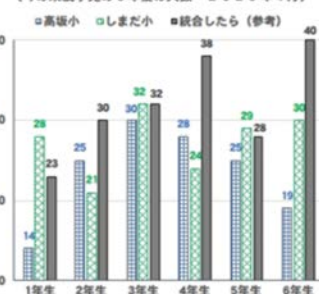
私たち大人が守るべきは、どんなときも子どもたちを安心してのびのびと育てられる小学校

私たちが早く高坂小を復校したいと声を上げました。どうかこれを読んでくださる大人の皆さん、どんな意見でもいいので声を上げましょう。その声はきっと子どもたちにも届くはずです。

高坂小・しまだ小の1クラスの人数
(人数が多いクラス・2020年5月)



高坂小・しまだ小の1クラスの人数
(今の未就学児の6年後の人数・2026年4月)



るか。その最低限の条件を考えるのであれば、もうしまだ小に統合するという選択肢はないと思うのです」

教育長には、この保護者のことばを受け止めていただきたい。

教育長にお尋ねします。コロナ時代の学校のあり方を考えたとき、高坂小のように全てのクラスが現在も近い将来も20人程度の学校が、理想的な学校となるとは思いませんか。30人以上の「密」な学級にしてしまう統合計画は、コロナ時代の学校のあり方に逆行するものではないでしょうか。見解を求めます。

次に、守山区の森孝中学校区の統廃合計画です。森孝中ブロックの本地丘、森孝東、森孝西の3小学校は全て小規模校であり、森孝中の場所が中学校ブロックのほぼ真ん中に位置しているからという理由で、3小学校を廃校にして森孝中学校に小中一貫校をつくる計画です。

森孝中の校地面積は16,545㎡、運動場面積は10,258㎡で、今年度は生徒数277人です。今は、生徒一人当たりの校地面積、運動場面積は市内平均よりも広がっています。南は香流川に面し、三方を戸建て住宅やマンションに囲まれている森孝中学校の敷地は広げる余裕はありません。ところが、3年後の人口推計でみると、森孝の中学生は270人、3小学校区あわせた児童数は、476人、合計746人で、現在の約2.7倍となります。なので、一人当たりの校地面積も運動場面積も、半分以下となってしまう。「密」を避ける「学校の新しい生活様式」どころか、小学校1年生から中学校3年生まで、体格も行動も違う2.7倍の児童生徒が学校生

活を送る場となり、運動場も校地面積も狭くなり、部活が重ならないかなど今より「密」が心配となり、教育条件がよりよくなるとはとてもいえません。

私たちは、地域にアンケートを配布して、117人の方から回答をいただきました。ある住民の方は、「新型コロナの感染が収まっておらず、少人数の方が理に適っているのでこの計画はなくなったものだと思っていました。こんな時にまだこの計画を進めているなんて信じられません。」と返信がありました。

教育長にお尋ねします。森孝中ブロックの統合計画は、わざわざ児童を集め、学校における「密」を高めてしまいます。

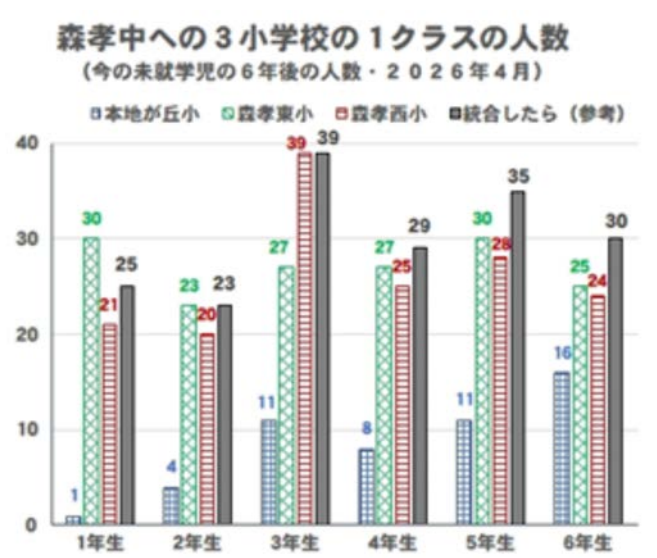
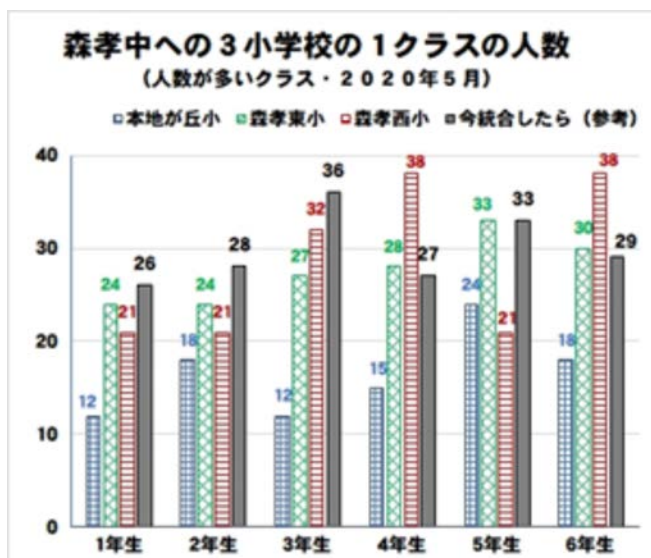
この計画も、コロナ時代の学校のあり方に逆行するものではないでしょうか。見解をお聞かせください。

以上、コロナ時代を生き抜く子どもたちに「三密」でない、学級と学校の生活条件をつくるために、新たな動向をふまえて、答弁を求めて、第1回目の質問を終わります。

小規模校の「人間関係の固定化」「集団学習への制約」など課題解決のため統廃合は必要。感染拡大防止は努める（教育長）

【教育長】小規模校には「人間関係の固定化が生じやすい」「体育の球技などの集団学習などに制約が生じる」といった課題がある。このような課題を解決するため、望ましい学校規模を確保することが必要である。

新型コロナウイルス感染症への対応も感染拡大



防止に努めており、保護者や地域に丁寧に説明しながら、統合に向けた取り組みを進めたい。

高坂小をしまだ小に統合する計画に、高坂小の保護者や地域住民の十分な理解が得られていると考えるか（再質問）

【さいとう議員】私は、毎年教育委員会が発行される「なごやの学校」という冊子を楽しみに読ませていただいています。

統合計画で校名が挙げられた小規模校での実践も掲載されていますが、特徴的なのは、小規模校は、縦割りでさまざまな取り組みを行っていることです。「児童は学年の枠を超えて暖かい人間関係を築いている」「全児童を12の縦割りグループにわけ、「毎週金曜日の朝の時間を縦割りタイム」として学年交流を実施している」など、年齢の違う子どもたちが楽しそうに協力し合う姿が目に見えます。小規模校ならではの豊かな実践に学ぶ点が大いにあるのではないのでしょうか。

統合計画の元になっている「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画」は2015年に文科省から通知された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を参考に策定されました。

「手引き」では、学校統廃合に関して留意すべき点として、「地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題や街づくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切である」とされています。

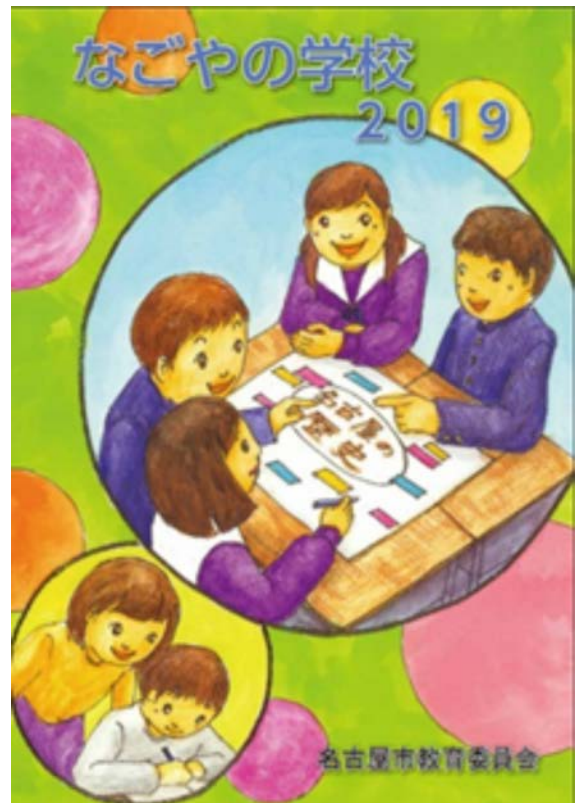
教育長、高坂小をしまだ小に統合する計画について高坂小の保護者や地域住民の十分な理解が得られているとお考えですか。

説明会や相談会で伺った意見を参考にし統合に取り組む（教育長）

【教育長】高坂小学校では、昨年12月に「説明・意見交換会」を開催したほか、2月に「保護者相談会」、7月以降も「保護者説明会」や「未就学児保護者相談会」を開催し、保護者や地域住民から様々な意見をいただいている。こうした意見も参考にし、統合に向けた取り組みを進めたい。

統合ありきで、話を進めるのは問題。「統合案は受け入れられない」が地域の声

【さいとう議員】教育長は、理解が得られている



とはお答えになりませんでした。このもとで、統合ありきで、話を進めるのは問題です。

高坂小としまだ小の統合計画については、「高坂小の存続を求める会」のみなさんが取り組んでいる高坂小の存続を求める署名が3100筆以上集まるなど、反対する声が広がっています。保護者のみなさんから、この統合案は到底受け入れがたいとの声が上がっています。

コロナ禍の経験をふまえて、学校のあり方について真剣に考え、統合計画の見直しを求めます。

各常任委員会の概要(補正予算案等の質疑)

2020年9月議会 補正予算等の委員会日程の予定（決算審査は10月2日から）

月日	曜	開会時間	総務環境	財政福祉	教育子ども	土木交通	経済水道	都市消防
9月26日	水	10時30分	質疑（総務・ス市）	質疑（財政・病院）	質疑（子ども）	質疑（土木）	質疑（経済）	質疑（住都）
9月27日	木	10時30分	質疑（環境）	質疑（健福）	質疑（教育）	総括質疑（土木）	質疑（観光）	質疑（消防）
9月28日	金	10時30分	総括質疑（総・ス）	総括質疑（財・病）	総括質疑（子ども）		総括質疑（経済）	総括質疑（住都）
10月1日	月	10時30分	質疑（環境）	総括質疑（健福）	総括質疑（教育）		総括質疑（観光）	総括質疑（消防）
10月2日	火	10時30分	意思決定	11時 意思決定	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定

* 3分間演説はコロナのため中止

補正予算の歳出の概要 1 （単位：千円）

	事項	金額	左の財源	説明
一般会計	テレワーク環境の整備	58,000	国庫 58,000	在宅勤務時等に庁内ネットワークに接続可能なICT環境整備のほか、庁内WEB会議システムの構築及びインターネットWEB会議用機器の購入等
	中村区役所等複合庁舎周辺道路無電柱化の設計	14,000	一般財源 14,000	災害時の防災拠点となる中村区役所等複合庁舎の移転改築にあわせて、周辺道路の無電柱化を実施するための設計
	中小企業の新しい生活様式対応支援	452,000	国庫 452,000	新しい生活様式に対応した設備等を導入する市内中小企業者に対して、50万円を上限に補助
	ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金の利子補給	1,317,646	諸収入 1,317,646	融資見込が5,074億円から1兆円に増加する見込みのため、利子補給額等を増額するもの
	敬老パス対象交通拡大等の準備	283,000	一般財源 283,000	2022年2月開始予定の対象交通拡大及び利用上限回数設定の準備のため、業務処理センターの設置や個別周知等の実施
	民間特別養護老人ホームの非常用発電機整備等補助	230,630	国庫 188,939 繰入金 41,691	非常用発電機の整備費及び安全性に問題のあるブロック塀の改修費等に対する補助。 非常用発電機整備 31カ所 大規模修繕等 13カ所 給水設備整備 4カ所 ブロック塀改修 2カ所
	救護施設職員に対する慰労金の交付	3,900	国庫 3,900	救護施設に勤務する職員に対して、1人あたり5万円の慰労金を交付
	仕事・暮らし自立サポートセンターの体制強化	18,737	国庫 14,052 一般財源 4,685	生活困窮者からの相談件数の増加等に対応するため、職員を増員
	医療機関配付用衛生用品の備蓄	781,500	一般財源 781,500	感染症拡大時の、救急医療機関及び帰国者・接触者外来等医療機関に配付する医療用マスク・手袋・消毒液等を備蓄
	リアルタイムPCR検査機器等の整備補助	115,000	県支出金 115,000	リアルタイムPCR検査機器等を整備する医療機関等に対する補助
	新型コロナウイルス感染症医療費の公費負担等	2,659,244	国庫 1,509,146 一般財源 1,150,098	新型コロナウイルス感染症患者の医療費等の公費負担、保健センター及び診療所等におけるPCR検査等の実施並びに衛生研究所のPCR検査用試薬等の購入
	児童福祉施設等の衛生用品購入等	772,500	国庫 106,000 県支出金 666,500	保育所、留守家庭児童育成会、トワイライトスクール・トワイライトルーム等へのマスクや消毒液等の購入等

歳出 2 （単位：千円）

	事項	金額	左の財源	説 明
一般会計	3か月児健康診査	64,437	国庫 78,764 一般財源 △ 14,327	保健センターでの集団健診を11月から医療機関での個別健診に切り替え 個別健診 78,764 集団健診の減額 △ 14,327
	指揮艇の建造	17,000	市債 15,000 一般財源 2,000	港湾及び河川における水難救助活動等に使用する指揮艇を更新
	スクール・サポート・スタッフの配置	169,393	国庫 169,393	各学校において、学校内の清掃や学習プリント等の印刷など、教員の業務支援を行うスクール・サポート・スタッフを配置
	学校の情報通信ネットワーク環境整備等	3,451,125	国庫 3,451,125	校外ネットワークの高速大容量化に対応するためのネットワークサーバーの購入。普通教室でのタブレット端末を用いた学習に必要な大型提示装置（可動式プロジェクター）の購入
	学校給食事業者補填金	463,423	国庫 463,423	4・5月に学校を臨時休業していた間に、給食事業者が手配していた学校給食の食材加工や配送経費に対する補填金
	市施設における興行等開催の支援	417,000	国庫 417,000	興行等の開催支援に、利用料金の2分の1を減免 総合体育館（レインボーホール） 170,000 中小企業振興会館（吹上ホール等） 76,000 国際会議場（センチュリーホール等） 110,000 市民会館（大ホール等） 47,000 公会堂（大ホール） 14,000
	事業費の減額	△475,854	繰入金 △ 298,081 諸収入 △ 103 一般財源 △ 177,670	新型コロナウイルス感染症の影響により中止等となったことによる事業費の減額 第20回アジア競技大会等の推進 △ 7,962 ロボカップアジアパシフィック2020あいちの開催 △ 7,000 名古屋まつりの開催 △ 116,000 姉妹友好都市提携周年記念事業 △ 14,740 戦略的姉妹友好都市交流発信事業 △ 10,000 環境デーなごやの開催 △ 12,071 戸別訪問での防災用品活用の地域防災力向上促進事業 △ 298,081 全国中学校体育大会の開催 △ 10,000
特別会計	財源更正等	△4,276,000	国庫 6,861,761 県支出金 △ 2,138,000 一般財源 △ 8,999,761	財政調整基金の繰入から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源更正 国庫増加額 新型コロナウイルス感染症対策協力金 1,149,000 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策協力金 182,000 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金 4,570,000 飲食宅配サービス利用促進事業 200,000 地域医療体制の強化 401,811 理美容事業者休業協力金 280,000 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策子ども・子育て事業応援金 78,950 事業費の減額にあわせ財源更正 新型コロナウイルス感染症対策協力金 △2,584,000 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策協力金 △1,692,000
	一般会計 計	6,560,715	特定財源 13,517,190 一般財源 △ 6,956,475	
	基金（財源の繰出）	△9,256,151	基金積戻金 △9,256,151	災害対策事業基金 △ 256,390 財政調整基金 △ 8,999,761
	公債（起債額の繰出）	15,000	地方債 15,000	消防債
	特別会計 計	△9,241,151	特定財源 △ 9,241,151	
	総 計	△2,680,436	特定財源 4,276,039 一般財源 △ 6,956,475	

専決処分的一般会計補正予算（8月18日） 歳出（単位：千円）

事項	金額	左の財源	説明
新型コロナウイルス感染防止対策協力金	773,000	国庫 386,500 県支出金 386,500	感染拡大予防の業種別ガイドラインを遵守し、県の営業時間短縮要請に応じた事業者に対して、1日あたり1万円、最大20万円を県と共同で交付
計	773,000	特定財源 773,000	

追加の一般会計補正予算（9月18日） 歳出（単位：千円）

事項	金額	左の財源	説明
新型コロナウイルス感染対策インフルエンザ予防接種費用の助成	294,800	国庫 294,800	生後6か月～小2までの子と妊婦のインフルエンザ予防接種費用を1回あたり1000円助成。
新型コロナウイルス感染症自宅療養者配食サービス事業	720,540	県支出金 720,540	自宅で療養している新型コロナウイルス感染者への配食サービス及び自宅療養期間に必要な生活用品等の緊急療養支援セットの配付
計	1,015,340	特定財源 1,015,340	

再追加の一般会計補正予算（9月30日） 歳出（単位：千円）

事項	金額	左の財源	説明
公立大学法人名古屋市立大学への情報通信ネットワーク整備費等補助	136,000	地方債 124,000 一般財源 12,000	東部医療センター及び西部医療センターの市立大学病院化に向けた情報通信ネットワーク整備並びに財務会計システムの改修に対する補助
新型コロナウイルス感染症対策高齢者等インフルエンザ予防接種費	905,024	国庫 336,404 県支出金 568,620	新型コロナウイルス感染症と同時流行が懸念されているインフルエンザについて、定期予防接種の対象者となっている65歳以上の高齢者等の自己負担1,500円を助成
計	1,041,024	特定財源 1,029,024 一般財源 12,000	財務会計システム改修費補助12,000は繰越明許

追加の補正予算案に対する質疑(9月30日)

市民の声も聴かないままに、市民病院（東部・西部医療センター）を名市大附属病院にするのは拙速だ

田口一登 議員



市民病院を名市大の附属病院にする準備費を予算計上

【田口議員】一般会計補正予算のうち、公立大学法人名古屋市立大学への情報通信ネットワーク整備費等補助について質問します。

本件は、東部医療センターおよび西部医療センターという二つの市民病院を名古屋市立大学の附属病院化するための準備として、情報通信ネットワークの整備と財務会計システムの改修を行うために、その経費を市立大学に補助するというものです。総務局長に3点お尋ねします。

市立病院を廃止する議決をしないまま市大附属病院化

【田口議員】第1は、議案上程の手続きについてです。今回、市立大学病院化の準備予算が追加の補正予算に計上されたのは、来年4月からの市大病院化に間に合わせるためですが、8月24日に3つの委員会でも所管事務調査が行われる前までは、本市は1年後の2022年4月を市大病院化の時期として考えていました。そこに向けて市側が立てていたスケジュールでは、今年の11月定例会に東部および西部医療センターの廃止を内容とする条例改正議案を上程し、来年の2月定例会に市大病院化にかかる準備経費を当初予算として上程する予定だったと聞いています。

まずは東部および西部医療センターの廃止・市大病院化の是非を市議会で議論する。条例改正案が議決されて、廃止が決定されれば、次は市大病院化に向けた予算を構える。市大病院化に向けて議会に諮

当初のスケジュール（案）

2020年11月	東部・西部医療センターの廃止条例案を議会に提案
2021年2月	大学病院化の準備経費を当初予算として議会に提案
2021年11月	市立大学の定款の変更等関連議案を議会に提案
2022年2月	大学病院化後の市立大学運営費予算を議会に提案
2022年4月	東部・西部医療センターの大学病院化

る手続きとしては、これが順当だと考えます。

ところが、今回の補正予算では、東部および西部医療センターの廃止・市大病院化が議会で議決されていないのに、市大病院化の準備予算案が先に上程されています。議案上程の順序が逆ではないでしょうか。答弁を求めます。

閉会中委員会で説明した（総務局長）

【総務局長】市立病院の市立大学病院化は、総務環境委員会など3つの委員会で報告した。市立大学病院化には理解をいただけたと認識しているが、時期は、2021年4月に向けて取り組むよう議会から強く意見をいただいた。委員会の議論を踏まえ、2021年

4月の市立大学病院化に向けて、全力で取り組んでいる。走りながら、順次、準備をすすめていく。

今回、市立大学病院と東部・西部医療センターの3病院連携の基盤となる情報通信ネットワークの整備を2021年4月に間に合わせるために必要な経費などを補正予算としてお願いしている。

財務会計システムの改修が年度内に完成しない計画でいいのか

【田口議員】第2は、財務会計システムの改修が来



左：東部医療センター
中：市立大学付属病院
右：西部医療センター

年度に及ぶことについてです。

財務会計システムの改修費補助については、来年度への繰越明許とされており、システム改修は来年4月からの市大病院化までには完了しない予定となっています。

改修した財務会計システムが稼働するのは来年度のいつごろからか。また、稼働するまでの間は財務会計システムが使用できませんが、そのことによる支障は生じないのか、お答えください。

情報通信ネットワークシステムへの接続ができるまでは手入力で（局長）

【総務局長】財務会計システムの改修は、地方独立行政法人会計基準に基づく会計処理を行うため、現在市立大学で使用しているシステムを東部・西部医療センターへ導入するもの。

財務会計システムを使用するためには、情報通信ネットワークへの接続が必要となるが、情報通信ネットワークの整備が2021年3月末までかかるため、4月からテスト運用を行い、5月末頃に本格稼働となる見込みです。

本格稼働までのテスト期間は、東部・西部医療センターで支払書類を入力し、データが正しく処理できているかどうかを確認することとなり、不

3病院の比較（2019年度）（公社対策特別委員会資料より抜粋）

区分	市立 大学病院	東部医療 センター	西部医療 センター
病床数	800床	498床	500床
医業収益（税抜）	293億円	125億円	164億円
1病床あたり医業収益（税抜）	3671万円	25,17万円	3,282万円
医師、シニアレジデント及び臨床研究医数（2019.4.1現在）	439人	112人	137人
医師等1人あたり医業収益（税抜）	6,690万円	1億1,195万円	1億1,980万円
職員給与比率	43.0%	63.1%	48.4%
病床利用率	86.1%	75.0%	80.7%
入院診療単価	77,299円	68,458円	63,794円
外来患者数（1日平均）	1,922人	867人	1,229人
外来診療単価	21,754円	11,634円	16,855円
一般会計繰入金（損益勘定分）（西部は陽子線を含む）	7.5億円	19.8億円	22.3億円
一般会計繰入比率（損益勘定分）	2.6%	13.4%	11.7%

注 医師等は、医師、シニアレジデント及び臨床研究医数の合計。
繰入金は市大病院では運営費交付金収益
繰入比率は市大病院では運営費交付金収益対医業収益（税抜）比率

具合が生じた場合は、市立大学で修正入力をしなければならないが、事務に支障がないよう取り組みたい。

1000床の市立病院がなくなり、効率的優先の法人化することに危惧

【田口議員】第3は、市大病院化の時期についてです。

東部および西部医療センターの市大病院化は、二つの病院合わせて約1000床の市民病院を公立大学法人の附属病院化し、名古屋市が直営で運営する市民病院がすべてなくなるという重大な方針であります。それが、新型コロナ危機のもとで進められようとしています。新型コロナ危機は、政府が進めてきた医療費削減路線のもとで、医療現場から「ゆとり」を奪い、日本の医療の脆弱性を明るみに出しました。すべてを市場原理にまかせ、経済効率優先という新自由主義の路線の見直しが突き付けられていると思うのです。

そのときに、「効率的な業務運営」を努力義務としている大学法人の附属病院化を拙速に進めていいのでしょうか。市民病院の職員からは「新型コロナウイルス感染症への対応で、院内の状況は過酷となり、職員の疲労や不安は蓄積されている。いまの私たちに病院の大きな変化について考えている余裕はない」との声があがっています。市大病院化についての市民的な議論も不足しています。

総務局長、市民病院を受け入れる側の市立大学を所管する総務局としても、市民や職員の十分な議論を尽くすために、市大病院化の時期について、来年4月という前提を見直すお考えはありませんか。

医師確保と人材育成などに来年4月の法人化へ取り組む（局長）

【総務局長】市立大学病院化は、3病院の特長を伸ばしたさらなる機能分担を可能にすることで医療提供体制及び専門・先進医療機能の強化を図る

東部・西部医療センターの医師の充足状況（単位：人）

年度	2015	2016	2017	2018	2019
定員	200	200	202	206	209
現員	178	184	188	186	196
不足数	△22	△16	△14	△20	△13

各年度3月1日現在

こと、医師を確保し地域医療を担う人材を育成すること、地域の医療機関との連携を深化し、地域医療水準を向上させることを主な目的として行う。

市大病院化は市議会の3委員会で報告し、理解をいただけたと認識し、時期は、2021年4月の市立大学病院化に向けて全力で取り組む。

各病院の役割があり、議会や市民に関与が薄れる法人化を市民の納得のないまま拙速に進めてはならない。コロナ感染拡大防止に集中を（意見）

【田口議員】先の3つの委員会で行ったのは、所管事務の調査でありまして、東部・西部医療センターの市大病院化について委員会で議決したわけではありません。財政福祉委員会では、わが会派の岡田議員が、市大病院と市民病院との役割の違い、議会や市民の関与、医師の処遇などで問題があることを質した上で、いまは新型コロナ対策に力を集中すべき時であり、市民や職員の理解と納得なしに市大病院化を拙速に進めるべきではないとの意見を述べています。

議会全体の理解が得られているわけではないということを申し上げ、この後は委員会での審議に委ねて、質問を終わります。



参考 経営形態別の制度の比較（総務環境委員会資料より抜粋）

区分	地方公営企業法	公立大学法人
病院運営	市の方針を踏まえた病院の運営	市の中期目標に基づき、法人の中期計画で病院を運営
議会の関与	条例の制定・改廃、予算の議決、決算の認定等	法人定款の制定・変更、3～6年ごとに策定する中期目標、料金上限の議決、運営交付金に係る予算議決
一般会計からの財源措置	総務省の繰出基準に基づいた財源措置あり	地方独立行政法人法に基づく運営費交付金として財源措置あり
資金調達	一定のルールに基づいて、長期借入金の借入れ、債券発行が可能	長期借入金の借入れは、設立団体からのものに限定・債券を発行することはできない
職員の採用	人件費等については予算議決が必要・職の設定および採用については、人事委員会の承認等が必要	人数、時期及び必要な職を法人の判断で設定することが可能
医師の確保	大学へ依頼	大学が配置
給与の設定	独自の設定は困難	独自の設定が可能
職員の身分等	公務員	非公務員（法人職員）・公務員（設立団体による派遣職員）
評価	地方公共団体の一組織としての制約があり、他の形態に比して柔軟性がない 医師の確保は、大学への依頼による	中期目標、中期計画の範囲で柔軟な運営が可能 医師の確保は、大学との一体的な医師配置の中で対応

敬老パスの利用制限準備予算に対する反対討論(9月30日)

敬老パスに利用回数制限を設けてはならない。私鉄への利用拡大で利用促進こそ優先して実施を

岡田ゆき子 議員



9月30日の名古屋市会本会議で敬老パスの利用制限に関連した補正予算案の採決が行われ、日本共産党の岡田ゆき子議員が反対討論を行いました。

岡田議員の討論を紹介します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策は促進を

【岡田議員】日本共産党名古屋市議団を代表し、第121号議案名古屋市一般会計補正予算に反対の立場から討論を行います。

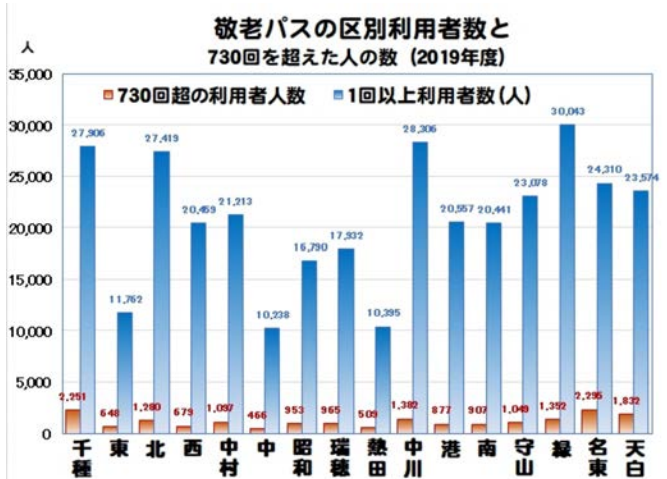
補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る、約60億円余の予算計上には賛成です。反対する理由は、敬老パスの利用上限回数の設定を前提とした準備費用が計上されているからです。

敬老パス利用回数制限は予算上の問題

敬老パス制度の利用上限回数の設定は、今後10年間に、事業費が暫定上限145億円を超えないようにするためとして、2月定例会で導入されたものです。

利用制限は高齢者の社会参加意欲を低下させる

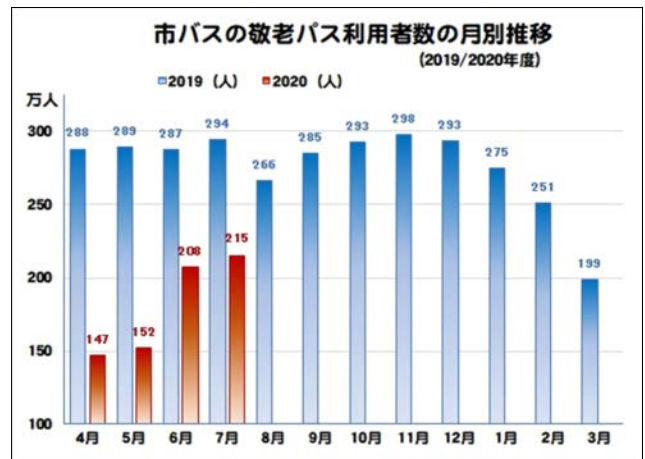
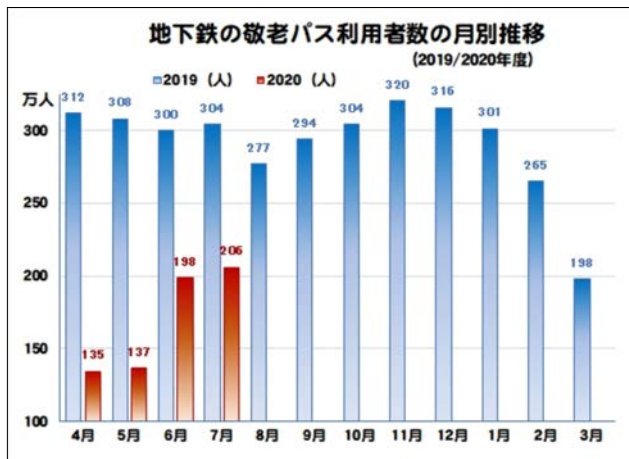
現行の敬老パス制度は、高齢者の社会参加を促進する全国でも優れた制度です。しかし、年間730回の利用制限を設ければ、高齢者の社会参加意欲を低下させる可能性があるとして、社会福祉審議会などから



も指摘されており、日本共産党市議団はこうした見地から、利用回数に上限を設けることは反対です。

コロナ禍で利用が減少、私鉄への利用拡大を切り離して実施を

さらに、今コロナ禍において、敬老パスの利用状況は3月4月は前年比で4割5割の低下、7月においても3割の低下がみられました。当局も今後利用が元に戻るかについて予測は困難だとしています。利用を広げる私鉄拡大は実施すべきで、私鉄拡大と利用上限回数の設定は切り離して実施することは技術的に可能です。利用抑制につながる利用上限の導入を前提とした補正予算は認められません。以上、反対理由を述べ討論を終わります。



相生山緑地の事業について

都市計画決定の経緯	年月日	都市計画面積	内容
	1940年12月7日	125.62ha	当初決定
	1957年9月24日	123.44ha	弥富相生山線決定に伴う変更
	2004年2月10日	123.70ha	弥富相生山線の線形変更に伴う変更
事業の経緯	年月日	事業認可面積	内容
	1994年2月18日	5.6ha	弥富相生山線沿いで事業認可の取得
	2004年3月16日	5.9ha	弥富相生山線の線形変更に伴う変更
	2017年12月26日	36.0ha	相生山緑地の南部区域を追加

用地の政得状況(単位:ha)

都市公園	公有地等	先行取得地	民有地
1.2	12.9	50.8	58.8

(注1) 平成30年度末時点

(注2) 都市公園として供用済みの区域に加え、オアシスの森として民有地を借地し、相生山緑地の北部約20haを市民に供用(平成10年3月開園)



総合計画2023から「相生山の道路」が消えた

今後5年間の名古屋市の総合計画が一部修正のうえ賛成多数で可決されました。日本共産党は原案にも修正案にも反対しました。

「道路廃止」関連事業を削除 総合計画に一切記載なし

修正されたのは、「相生山緑地事業の推進」に係る記述です。弥富相生山線の道路事業の廃止に関連する野並交差点・島田交差点の渋滞対策と相生山緑地近隣の通過交通対策の実施についての記載が削除されました。

これは、市議会土木交通委員会で「道路関連事業は緑地事業と区別して記載すべきだ」など、猛烈な指摘があったからです。今年6月に出された当初の総合計画案には、「弥富相生山線の道路事業は廃止し」という文言が明記されていましたが、議案の段階でこの文言が削除されました。さらに道路関連事業も修正削除されたことによって、総合計画から弥富相生山線に関する記載が一切なくなりました。

緑地計画は道路廃止が前提

修正された「相生山緑地事業の推進」では、「相生山緑地の基本計画の策定」が掲げられています。しかし、緑地の基本計画は弥富相生山線の道路事業を廃止することを前提に検討が進められており、道路事業の存廃を棚上げしたままの基本計画の策定はありません。

本会議の反対討論で日本共産党は「道路事業の廃止、およびそれと一体的に推進する渋滞対策などを計画に明記すべきだ」と求めました。

「減税」も自・民・公の修正に賛成

総合計画から弥富相生山線に関する記述が消されたことによって、道路事業廃止の都市計画変更に向けた市の取り組みにブレーキがかかるでしょう。道路事業の廃止は河村市長の判断ですが、市長与党の減税ナゴヤも今回の修正に賛成しました。まったく不可解です。

主な議案に対する会派別態度(9月30日)

1 当局当初提案 14件(補正予算:3件 条例案:6件、一般案件:3件、専決2件)

議 案 名	各会派の態度						結 果	備 考
	共	自	民	減	公	無		
2020年度名古屋市一般会計補正予算(第7号)	●	○	○	○	○	○	可決	補正額 65億6,071万5千円。症医療費の公費負担等26億円など新型コロナウイルス感染症への対応に60億円余、その他敬老パス対象交通拡大等の準備2.8億円などで5.4億円。
2020年度名古屋市基金特別会計補正予算(第5号)	○	○	○	○	○	○	可決	△92億5,615万1千円。コロナ対策で国の交付金が来たので財政調整基金に戻す△8,999,761千円と災害対策事業基金△256,390千円
2020年度名古屋市公債特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	可決	1,500万円。水難救助活動等に使用する指揮艇を1700万円で更新するための財源繰り出し
名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	可決	瑞穂区に設置するコミュニティセンターの名称及び位置を定める。瑞穂区堀田コミュニティセンター(瑞穂区新開町26番26号)
名古屋市児童福祉施設条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市にじが丘荘の改築移転に伴い、位置を変更する。名東区にじが丘3丁目17番地→千種区北千種二丁目1番5号
名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	可決	道路法の一部改正に伴い、引用条項の整理。「第2条第2項第6号」→「第2条第2項第7号」
名古屋市建築基準法施行条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	可決	租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、用条項を整理。「第38条の4第23項」→「第38条の4第24項」
名古屋市中高層建築物日影規制条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	可決	建築基準法の一部改正に伴い、引用条項を整理。「第52条第1項第7号」→「第52条第1項第8号」
名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋駅・伏見・栄初市機能誘導地区の都市計画決定に伴う、対象区域の追加(別表第1関係)。錦二丁目7番地区計画の変更及び名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画の都市計画決定に伴う、規定の整備(別表第2関係)など
契約の締結(愛岐処分場浸出水処理設備工事)	○	○	○	○	○	○	可決	17億8,249万9,400円で日立造船株式会社中部支社に。完成予定、2023年3月31日
指定管理者の指定(緑市民病院)の変更	○	○	○	○	○	○	可決	2021年度末で指定管理期間が終了する名古屋市立緑市民病院の指定期間を2023年3月31日までに変更。
市道路線の認定及び廃止	○	○	○	○	○	○	可決	9路線を市道認定し、13路線の一部を廃止。
専決処分(名古屋市市税条例の一部を改正する条例の制定)	○	○	○	○	○	○	可決	地方税法の一部改正で7月16日に専決処分。コロナで中止した文化・スポーツのイベントの入場料等の払戻請求権を放棄した金額を寄付金税額控除の対象にする
専決処分(2020年度名古屋市一般会計補正予算(第6号))	○	○	○	○	○	○	可決	補正額 7億7,300万円。感染拡大防止のガイドラインを遵守し、県の営業時間短縮要請に応じた事業者、1日1万円、最大20万円を県と共同で交付

2 追加議案(5件) (補正:3件 人事案件:2件)

議 案 名	各会派の態度						結 果	備 考
	共	自	民	減	公	無		
2020年度名古屋市一般会計補正予算(第8号)	○	○	○	○	○	○	可決	補正額 1,015,340千円。新型コロナウイルス感染症対策。子どもと妊婦のインフルエンザ予防接種費用の助成、自宅療養者への配食サービスや生活用品等療養支援セットの配布
2020年度名古屋市一般会計補正予算(第9号)	●	○	○	○	○	○	可決	補正額 1,041,024千円。新型コロナウイルス感染症対策高齢者等インフルエンザ予防接種費用の助成、公立大学法人名古屋市立大学への情報通信ネットワーク整備費等の補助
2020年度名古屋市公債特別会計補正予算(第3号)	●	○	○	○	○	○	可決	補正額 124,000千円。市立大学施設整備補助金に充当
教育委員の選任	●	○	○	○	○	○	同意	鎌田敏行(1949年生、千種区。サガミチェーン代表取締役兼最高経営責任者。教科書選定で育鵬社を強く推薦。再)
教育委員の選任	○	○	○	○	○	○		中谷素之(1967年生、名東区。名古屋大学大学院教育発達科学研究

2 議員提出議案(1件) (人事案件:1件)

議 案 名	各会派の態度						結 果	備 考
	共	自	民	減	公	無		
地域環境審議会委員の推薦	○	○	○	○	○	○		各区の議員からの推薦に基づく名簿。

○=賛成 ●=反対 ×=棄権 共:日本共産党 自:自民党 民:名古屋民主 減:減税日本ナゴヤ 公:公明党 無:無所属の会

2019年度決算に対する反対討論(10月13日)

福祉・教育・子育て・防災など
市民生活が優先される市政への切りかえを

さはしあこ 議員



2019年度一般会計決算認定案に対する、さはしあこ議員の反対討論は、以下のとおりです。

消費税増税とコロナ禍のもと
市民の暮らし・福祉はどうなった

【さはし議員】日本共産党名古屋市議団を代表して、2019年度名古屋市一般会計決算認定に反対の立場から討論します。

2019年度は、景気が後退局面にある中で、10月に消費税が10%へと引き上げられ、家計消費や実質賃金がさらに低下したところに、新型コロナの感染が1月から広がり始めました。コロナ危機という想定外の事態の下で、名古屋市が市民の命と暮らし、営業を守る役割を果たしてきたのか検証が必要です。

コロナ禍の下、次につなげる大切な決算審議です。市民税減税と大型事業に絞って申し上げます。

所得16億円の方に500万円の減税
市民税5%減税は金持ち優遇

まずは、市民税減税です。金持ち優遇の市民税5%減税は、いつまで続けるのでしょうか。コロナの影響で、本市の財政状況も厳しくなります。真っ先に見直すべきです。昨年度、一番たくさん減税の恩恵を受けた市民は、504万円も減税されました。どんな方かと聞いたら、約16億8千万円の所得の方でした。市民の格差を広げただけです。一律減税はやめて、困っている市民に支援が届く施策こそ必要で



す。

減税の財源づくりに職員がふえず、
児童相談所では年間1000時間の残業も

この金持ち減税で不足する財源113億円を確保するために、市民サービスを担う職員の削減や公共施設の縮小・統廃合、民営化を進めてきました。児童相談所の職員は増えてはいますが、児童虐待の相談件数の増加や対応ケースの複雑化に追いつかず、昨年度、残業時間が年1000時間以上の職員が9人も生まれました。保健所は、各区の保健センターに感染症対策部門を残したことで、新型コロナ感染の拡大防止で成果を上げていますが、感染を抑え込むためには、体制の強化が求められています。

減税財源113億円は市民の命と暮らし
を守るために使うべきだった

コロナ禍で求められるのは、医療や介護、保育や



教育など、人が人を支えるケアに手厚い市政です。113億円は金持ち減税のためではなく、市民の命と暮らしを守り、支える体制にこそ、効果的に使うべきだったのです。

コロナ禍のもとでも大型開発 新しい生活様式で見直しを

次に大型事業です。新型コロナの感染拡大が全世界で広がり、コロナ禍をきっかけにテレワークやリモートなど働き方が見直され、都市間の移動やまちづくりのあり方など人々の価値観も変化し、ライフスタイルも見直されつつあります。新しい生活様式が模索される今、これまで進められてきた事業についても、思い切って見直すべきです。

旅客数が激減 中部国際空港 二本目滑走路建設は急ぐ必要ない

中部国際空港の旅客数は、新型コロナ・パンデ

ミックの影響で今年2月から減少に転じ、今年度の上半期は前年度比で8%まで落ち込んでいます。市長が副会長となっている中部国際空港二本目滑走路建設促進期成同盟会は今年3月、国に対して2本目滑走路の早期実現を要望しましたが、コロナ



りは、その前提であるリニアも含めて再検討すべきです。

完成年度も示すことが出来ない天守閣木造復元はやめ石垣保全と耐震化を

最後に、市民合意もない名古屋城天守閣木造化は中止すべきです。昨年8月に木造復元の完成期限2022年12月を断念し、完成年度も示すことが出来ない状況です。建設会社との基本協定書も効力を失いました。さらに、今年3月には、「特別史跡のき損」事件が明らかとなりました。開発・整備を急ぐあまり、文化財保護がなおざりにされたのです。現天守は、解体ではなく耐震補強を行うべきです。そして、史跡として価値ある石垣保全にこそ全力をつくすべきです。

市民の暮らし優先の市政に

以上、反対の理由を申し上げてきました。新型コロナの影響は続きます。引き続き、ますます厳しくなるとされる市民の暮らしと命を守るために全力を尽くす、その決意を申し上げまして、討論を終わります。

天守閣木造復元にかかる経費（2018年度末までの累計）

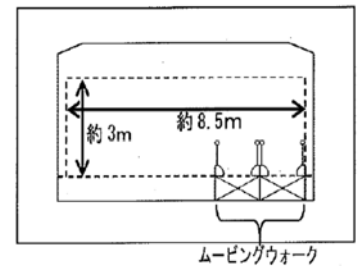
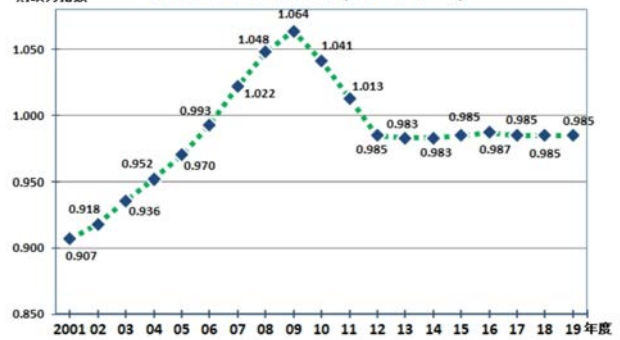
505億円の範囲内		505億円の範囲外	
区分	計	区分	計
基本設計等	8億4,693万円	人件費	1億3,958万円
天守台石垣調査	3億3,437万円	設計監理等支援業務委託	8,208万円
実施設計	5億9,400万円	天守閣木造復元に 向けた調査	2,005万円
史跡内仮設工事	8,695万円	事務費等	1,494万円
木材の製材	21億9,600万円	天守閣木造復元に 向けた機運醸成	4,877万円
木材の製材 (工事監理)	1,550万円	基金の積立	3億4,318万円
		公債会計繰出金	676万円
計	40億7,376万円	計	6億5,538万円

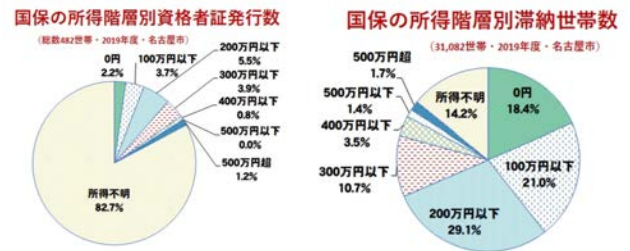
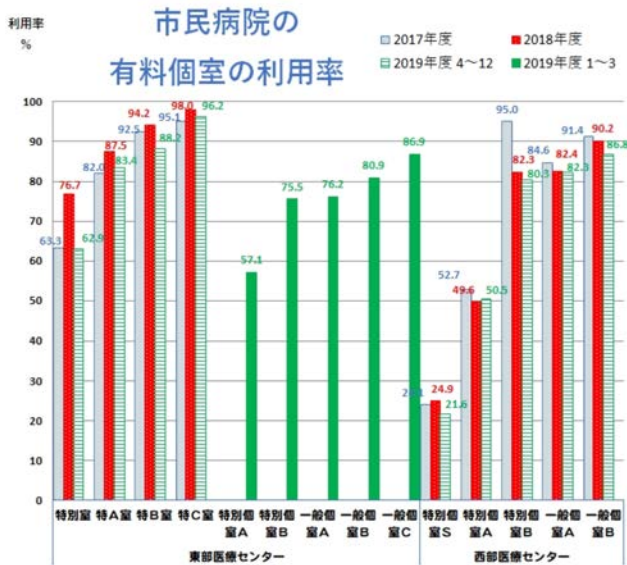
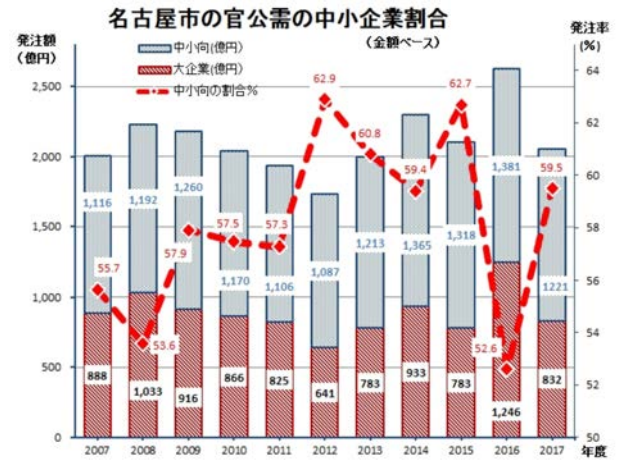
天守閣用に確保した木材の製材と保管場所（2018年度末）

区分	樹種	使用箇所	本数	支払金額
岩手	松	梁	156本	1億2,500万円
岐阜	桧	柱・梁	148本	3億5,000万円
愛知	桧・樺	柱・梁	38本	1億2,600万円
奈良	桧	柱	265本	14億6,500万円
高知	桧	柱・梁	118本	1億3,000万円
計			725本	21億9,600万円

支払金額は出来高金額の90%、出来高金額は材料費の50%。
2018年度末時点の出来高査定は保管料を含まない。
保管場所では粗製材後の状態で保管。

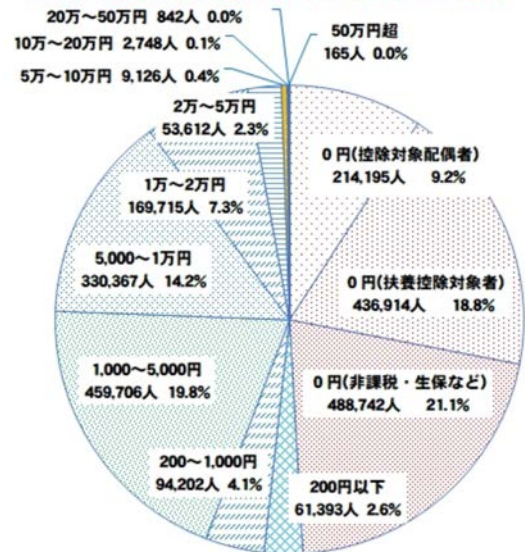
名古屋市の財政力(3ヶ年平均)





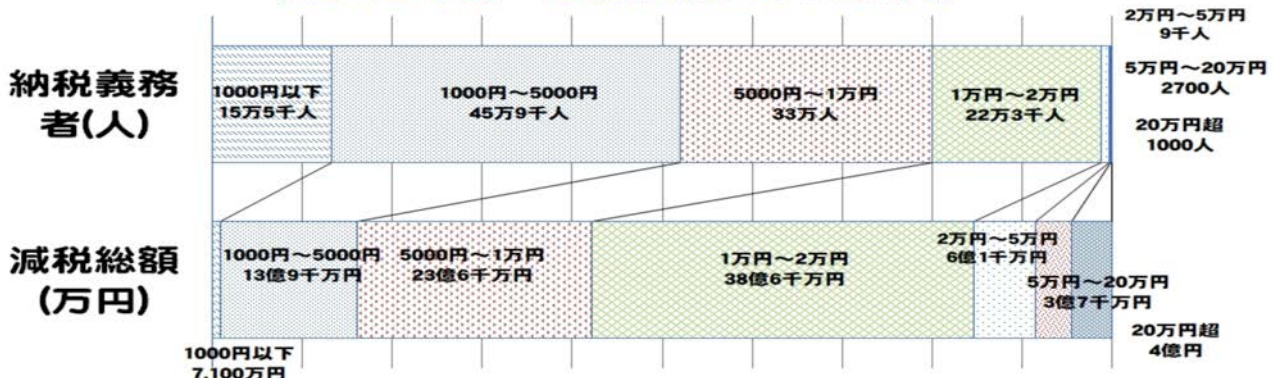
個人市民税減税の減税額別人数と減税総額

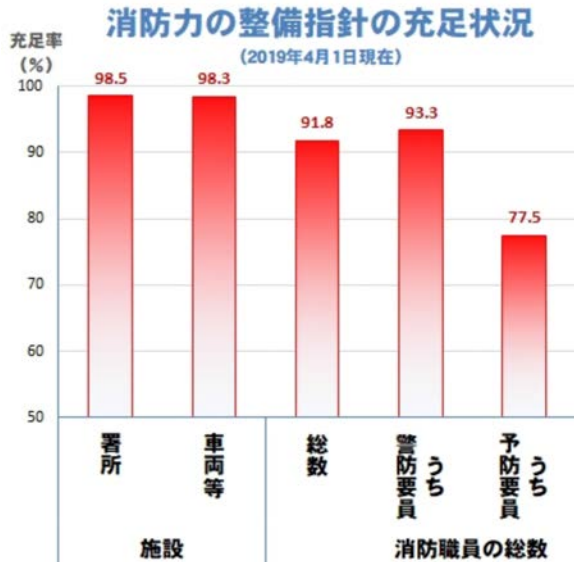
(2019年度 人口2,321,727人 減税額90億8500万円)



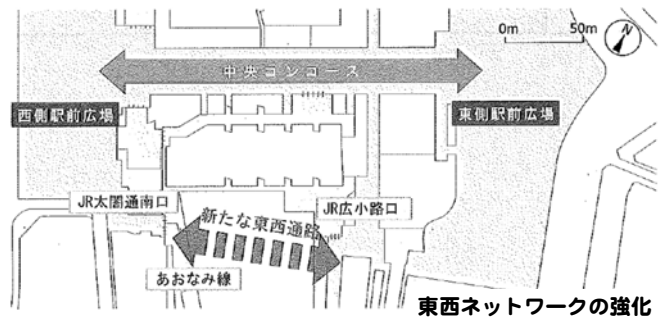
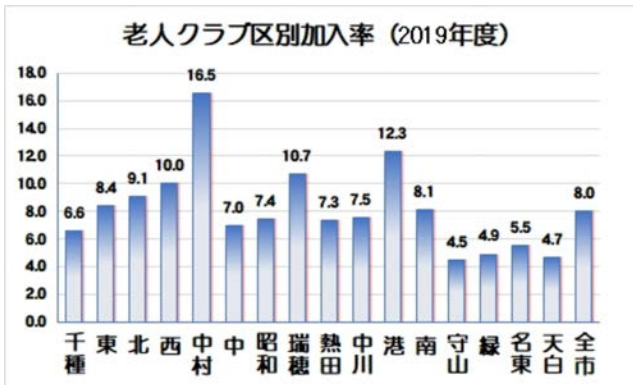
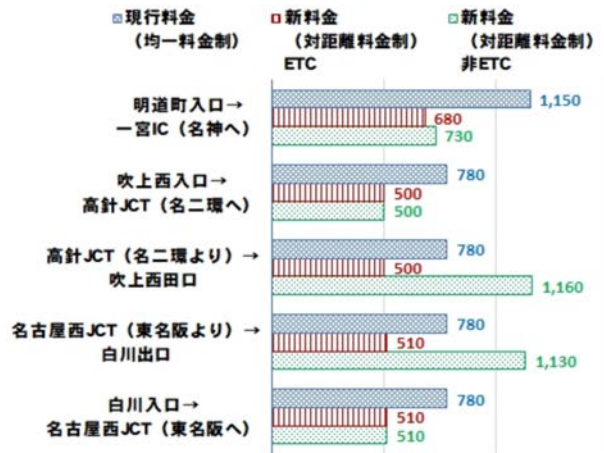
個人市民税の「5%減税」の税額別人数と減税総額

(2019年度・納税義務者118万人)

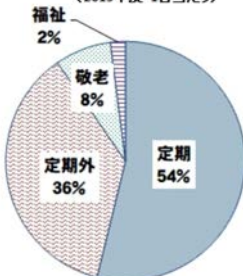




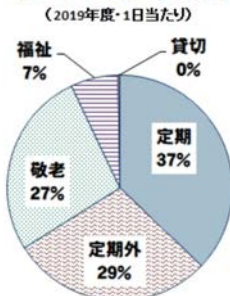
名古屋高速の新たな料金体系 利用の多い5経路(普通車・単位:円)



地下鉄の乗車人員 (2019年度・1日当たり)



市バスの乗車人員 (2019年度・1日当たり)



2019年度決算認定案に対する会派別態度(10月13日)

決算認定案	結果	度態の派会各						備 考
		共	自	民	減	公	無	
一般会計決算	可決	●	○	○	○	○	○	市民税5%減税で113億円の減収。個人市民税が前年比120億円増の2,301億円。法人税は前年比△15億円の699億円。市税全体では固定資産税の57億円増などで176億円増。市税収納率が△0.1%の99.4%。市債残高は1兆5,816億円。天守閣木造再建や名古屋駅周辺開発などを推進する一方で、学校給食調理の民間委託、図書館の指定管理など市民サービス低下をすすめる。年度末のコロナ対策では予備費7500万円で消毒対策など。
特別会計決算	国民健康保険	可決	●	○	○	○	○	年度末加入者451,499人(307,455世帯)。一人あたり保険料11.8万円→12.0万円。資格証明書は482件に減少(前年度3,810)。保険料値上げで市民負担増。
	後期高齢者医療	可決	●	○	○	○	○	年度末291,499人→297,318人。一人当たり保険料8.6万円→8.7万円。医療費102.2万円→103.1万円。保険料軽減特例の廃止で負担増。滞納2,566人、差押え55件
	介護保険	可決	○	○	○	○	○	年度末1号被保険者565,539→569,020人。15段階の保険料。特別徴収516,114人、90.7%。普通徴収57,851人。要支援・介護認定者数は111,626人→114,212人。うち要支援は39,319人。滞納者10,021人。差し押さえ197人、236件
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	可決	○	○	○	○	○	貸付:母子1,423件8.9億円。父子75件4,488万円。寡婦47件3,148万円。償還率:母子57.7%(0.1増)。父子60.5%。(△8.3)。寡婦65.4%(△2.2)
	市場及びと畜場	可決	○	○	○	○	○	本場と北部で青果50.8万ト、水産物11.2万ト。南部で食肉1.7万ト、と畜が大動物7,362頭、小動物172,148頭。本場と北部と南部で施設整備改修工事など
	名古屋城天守閣	可決	●	○	○	○	○	当初予算は39.6億円で歳出決算額は22億3,914万円。木材調達、保管。実施設計や石垣調査。実物大の階段模型を設置。寄付金は6,249万円。
	区画整理組合貸付金	可決	○	○	○	○	○	貸付金:継続1件(上志段味)の5千万円、償還金:1.5億円。貸付残高:13.6億円。
	市街地再開発事業	可決	○	○	○	○	○	鳴海駅前(3.2ha)の連続立体交差化と駅前広場の整備などにむけて、351万円の調査設計費と人件費・事務費で6,836万円。その他は会計繰出金2.6億円
	墓地公園整備事業	可決	●	○	○	○	○	みどりが丘公園整備。使用料は値上げしても前年比△6300万円の1.45億円。新規貸付140件(△81件)。累計25,847区画(47増。2053年度までの目標47,000区画)。公園用地1.28haの取得。
	基金	可決	●	○	○	○	○	財政調整基金など21基金の整理。リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金、アジア競技大会基金、東山動植物園基金を新設。有価証券1070億円、現金1533億円。計2,703億円。財調残高124億円。ほかに土地と美術品の2基金がある。
企業会計決算	用地先行取得	可決	○	○	○	○	○	公共用地の先行取得に7億円。都市開発用地取得に4.3億円。相生山緑地など3公園・緑地で16,776㎡を加え、合計134万㎡、1,346億円の土地を保有。
	公債	可決	●	○	○	○	○	事業推進のための借金と返済。全会計で1,356億円の新たな借金。全会計での残高は2兆6,124億円、495億円減。
	病院事業	可決	●	○	○	○	○	東部・西部医療センターの会計。診療科、東部30科・西部33科。延患者数78万人。うち入院は東部498床13万人・西部500床14万人。医師東部89人西部107人で定員から13人不足。育休を含めると15人不足。看護師は充足だが育休含めると25人不足。27億円の純損失(18億円増)、経常収益は前年比9.5億円の増益。緑は指定管理。患者13万人、入院300床6.8万人。消費税増税を転嫁
	水道事業	可決	●	○	○	○	○	133万戸に75.7万㎡/日を給水、有収水量71.6万㎡/日。純利益27億円。不要な徳山ダム負担金14.8億円。木曽川導水路負担金に1千万円。職員1228人▲27人。うち損益関係1094人▲28人。消費税増税を転嫁。
	工業用水道事業	可決	●	○	○	○	○	114ヶ所(1減)に2,324万㎡、1日6.3万㎡を給水。純利益8,179万円。むだな木曽川導水路の負担金503万円(一般会計からの出資は150万円)。職員2名。消費税。
	下水道事業	可決	●	○	○	○	○	汚水処理面積29,087ha。普及率99.3%、処理水量4.4億㎡。有収水量2.5億㎡、21億円の黒字。職員934人(▲16人)うち損益関係174人▲19人。消費増税転嫁
	自動車運送事業	可決	●	○	○	○	○	運転キロ1日99,105km。年度末のコロナで乗合乗員年間1億2,712万人。△1.0%、定期は1.5%増。敬老バス分66億円、14億円の純益(▲14億円)。老朽バス更新45両、ドライブレコーダー更新等。交通事故は415件、構内事故4件。港明営業所の委託車両増の準備。事故479件(▲31)。職員1,398人(前年比11人増)。消費税増税で値上げ。
企業会計決算	高速度鉄道事業	可決	●	○	○	○	○	運転キロ1日188,701km。乗員年間4億8,736万人。1日133万人。コロナで微減。定期は1.2%増。名港線・名城線にホーム柵。24時間切符開始。耐震対策。閉扉のはさみこみなど運転事故4件、輸送障害で運休2件。敬老バス分85億円。150億円の純益(△18億円)。職員2,718人(▲27人)。消費増税を転嫁

○=賛成 ●=反対 共:日本共産党 自:自民党 民:名古屋民主 減:減税日本ナゴヤ 公:公明党 無:無所属クラブ

請願・陳情

2020年6月定例会に受理されたもの

9月定例会では下記の請願を受理。10月以降の閉会中委員会で審査が行われます。

◆請願

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
令和2年 第10号	2020年 9月28日	全ての子どもたちの学びを保障するための少人数学級を求める請願	新日本婦人の 会千種支部	江上博之 岡田ゆき子 さいとう愛子 さはしあこ 田口一登(以上共産)
私たち新日本婦人の会は、1962年の創立から、全国で女性の願い、子どもの幸せの実現のために力を合わせて多彩な活動を行い、国連NGOとして承認されている団体である。 緊急事態宣言が解除され、名古屋市では、2020年6月1日から学校が3箇月ぶりに再開した。長期の休校により子どもの学習の遅れと格差の広がりが生じ、給食をおしゃべりしながら食べられない、思い切り遊べないなど、不安とストレスは大変に深刻である。こんなときこそ安全安心な教育環境を確保しつつ、全ての子どもたちの学びを保障してほしい。名古屋市が国に先駆けて必要な予算と教員を増やし、全ての学校において少人数学級を実現することを願う。 ついては、次の事項の実現をお願いする。 1 一人一人の子どもに寄り添った教育、コロナ禍でのフィジカル・ディスタンスができる、少人数学級を視野に入れた少人数指導を行うこと。また、そのために必要な教員を増やすこと。 2 名古屋市が計画している学校の統廃合をやめ、まず過大規模校を解消すること。				

◆陳情

請陳番号	受理年月日	陳情名	陳情者
令和2年 第11号	2020年 9月9日	桜神明社古墳の名古屋市指定文化財再指定を求める陳情	南区住民
昭和31年12月10日、桜神明社古墳は、名古屋市文化財指定要綱により名古屋市指定文化財に指定された。昭和47年3月31日、同要綱の廃止に伴い、桜神明社古墳は市指定文化財の指定を解除された。文化財として価値は広く認められているが、同年4月1日の名古屋市文化財保護条例の施行後も市指定文化財に再指定されないまま現在に至っていること等の理由により、桜神明社古墳を市指定文化財に再指定してほしい。 ついては、次の事項の実現をお願いする。 1 桜神明社古墳を名古屋市指定文化財に再指定すること。			
請陳番号	受理年月日	陳情名	陳情者
令和2年 第12号	2020年 9月9日	市民情報センターの騒音対策を求める陳情	天白区住民
日進市の情報公開窓口ではうるさいと言う人はいない。情報公開窓口のある1階では多数の部署が合同で相談業務等を行っているので、うるさいのが当たり前である。 愛知県の情報コーナーでは、資料室側にコピー機や職員採用試験に関する資料があり、少しうるさいので、情報公開窓口側に対してうるさいと言う人はいない。 名古屋市の市民情報センターにおいては、資料室側からうるさいと言う人がいる。静粛を求める人がいる。東側にはコピー機があり、市政案内、情報公開は会話を伴うものである。 ついては、次の事項の実現をお願いする。 1 資料室を遮断する壁を作ること。 2 情報公開用の個室を作ること。			
請陳番号	受理年月日	陳情名	陳情者
令和2年 第13号	2020年 9月9日	政務活動費の改善を求める陳情	天白区住民
政務活動費について、誰が使用したのかわからない。収支報告書に利息が記入されていない。政党や宗教の新聞が購読されている。人件費が誰に支払われているのかわからない。記念品代やお土産代に使われている。紙だけで公開している。			

続き

会合、講演会、講習会での成果がわからない。市会図書室では、短期間だけ閲覧可能である。

ついては、次のように改善されるようお願いする。

- 1 個人に支給すること。
- 2 大金が振り込まれ利息が発生しているため、収支報告書に利息を記入すること。
- 3 政党や宗教の新聞の購読料への支出を禁止すること。
- 4 人件費が誰に支払われたのかを公開すること。
- 5 記念品代やお土産代への支出を禁止すること。
- 6 CDやホームページでも公開すること。
- 7 会合、講演会、講習会の報告書を添付すること。
- 8 市会図書室に収支報告書等を年中常備すること。

陳情番号	理年月日	陳情名	陳情者
令和2年 第14号	2020年 9月28日	市長選挙立候補予定者の討論会の条例化を求める陳情	天白区住民

青年会議所（JC）やNHK等では討論会等が行われているが、知名度の低い候補者は呼ばれないことがある。

候補者が公平・公正に討論できる場が必要である。

案として、次のような討論会が考えられる。市が主催、費用負担し、市民による実行委員会が運営する。コーディネーター役となる討論会主宰者は、参加する立候補予定者の承認を得て市が指名する。任期満了日の50日前から告示日の前日までに討論会を開催する。立候補予定者は任意で参加し、義務とはしない。開催日、場所は、市民による会議の意見を聴いて市が決める。議題は立候補予定者の提案を受けて市が決める、立候補予定者は事前に議題に関する情報提供を求めることができる。

市民の選択の大事な情報となる。投票率向上にもつながる。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 市長選挙立候補予定者の討論会を条例化すること。

陳情番号	理年月日	陳情名	陳情者
令和2年 第15号	2020年 9月28日	名鉄名古屋本線桜駅の移設等を求める陳情	南区住民

名鉄名古屋本線の山崎川から天白川までの間の連続立体交差事業については、現在、鉄道を高架化する計画が進められている。しかし、埋蔵文化財の保護、用地買収の最小化、高架化する場合は35年、トンネル化する場合は5年に設計期間を加えた期間になると思われる工期の大幅短縮、最大勾配の緩和、騒音・日照・景観・地域分断についての問題解消、耐震性の向上、災害時避難場所等広域スペースの確保等の理由により、高架化よりもトンネル化が優れているため、名鉄名古屋本線の呼続駅南から本星崎駅北までの間をシールドトンネルにより地中化するとともに、利用者の利便性を向上させるため、名鉄名古屋本線桜駅を現在供用中の位置から北へ移設し、市道東海橋線の下の地下駅としてほしい。

名鉄名古屋本線と地下鉄桜通線の利用者の利便性を向上させるため、地下化した桜駅と地下鉄桜通線桜木町駅を地下街で最短で連絡してほしい。

名鉄名古屋本線本笠寺駅での優先列車通過持ちのための待避回数を分担し軽減させるため、桜駅を4線化し待避線を設けてほしい。

住宅都市局は「地下方式においては、高架から地下への切替えを行う部分で、もともと踏切のあった道路が通行できなくなるなどがあり、本来の事業目的が達成されない」と主張するが、歩行者専用の市道水車呼続町線は、かさ上げ又は移設で対応でき、市道鳴海名古屋港線は、かさ上げ又は跨線橋で対応でき、歩行者専用の本星崎2号踏切がある道路は、アンダーパス又は移設で対応できる。よって、地下方式採用の障害とならない。また、住宅都市局は「駅位置につきましても、地域に与える影響を少なくするため、これまでの検討では大幅な移設は考えておりません。」と主張するが、名古屋市民の利便性向上を考えない、知恵のない愚策である。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 名鉄名古屋本線の山崎川から天白川までの間の連続立体交差事業において地下方式を採用して、桜駅を現在供用中の位園から北へ移設し、市道東海橋線の下の地下駅とすること。
- 2 名鉄名古屋本線の山崎川から天白川までの間の連続立体交差事業において地下化した桜駅と桜木町駅を地下街で最短で連絡すること。

続き

3 名鉄名古屋本線の山崎川から天白川までの間の連続立体交差事業において地下化した際に桜駅を4線化し待避線を設けるよう働きかけること。			
陳情番号	理年月日	陳情名	陳情者
令和2年第16号	2020年9月28日	桜神明社古墳史跡名勝標札から別名ひめ塚の抹消を求める陳情	南区住民
桜神明社古墳が別名ひめ塚であった根拠がないので、名古屋市教育委員会作成の桜神明社古墳史跡名勝標札から「別に「ひめ塚」とも呼ばれていた。」との記述を抹消してほしい。 ついては、次の事項の実現をお願いする。 1 桜神明社入口に設けられている名古屋市教育委員会作成の桜神明社古墳史跡名勝標札から「別に「ひめ塚」とも呼ばれていた。」との記述を抹消すること。			
陳情番号	理年月日	陳情名	陳情者
令和2年第17号	2020年10月9日	名鉄名古屋本線呼続駅の改良等を求める陳情	南区住民
名鉄名古屋本線の山崎川から天白川までの間の連続立体交差化のうち、呼続地区では、山崎川橋りょう改築及び呼続駅付近高架化事業が進められているが、この計画では、名鉄名古屋本線呼続駅のホームが短く、名鉄電車が6両編成までの運用で、8両編成の場合、ホームからはみ出した2両はドアを閉めたままである。住民利用者の利便性を向上させるため、呼続駅のホームを山崎川右岸の瑞穂区側まで延伸し、8両編成まで運用可能としてほしい。 この計画において、山崎川右岸の瑞穂区側の利用者の利便性を向上させるため、呼続駅の改札口を山崎川右岸の瑞穂区側に設けてほしい。 名鉄名古屋本線と地下鉄名城線利用者の利便性を向上させるため、呼続駅の瑞穂区側の改札口と地下鉄名城線妙音通駅を地下道で最短で連絡してほしい。 ついては、次の事項の実現をお願いする。 1 山崎川橋りょう改築等の計画において呼続駅のホームを山崎川右岸の瑞穂区側まで延伸するよう働きかけること。 2 山崎川橋りょう改築等の計画において呼続駅改札口を山崎川右岸の瑞穂区側に設けるよう働きかけること。 3 山崎川橋りょう改築等の計画において呼続駅の瑞穂区側の改札口と妙音通駅を地下道で最短で連絡すること。			
陳情番号	理年月日	陳情名	陳情者
令和2年第18号	2020年10月9日	種苗法の一部改正について慎重審議を求める意見書提出に関する陳情	昭和区住民
今までは、登録品種であっても農家が種取りをして自家増殖を行うことは原則として認められてきた。市販の種苗であっても、その育てた中から農家が自分の畑に順応した良質な株の種を増やすのは、基本的な技術である。2020年1月20日に召集された第201回国会において提出され、継続審議となった種苗法の一部を改正する法律案では、それが登録品種なら許諾が必要となる。農家は許諾料を払って種取りをするか、種取りを放棄して毎年種苗を購入するしかなくなる。その経済負担が将来大きくならない保証はない。日本の農家のほとんどは小規模であるから、特に深刻である。日本の農業衰退に拍車をかけるであろう。食料自給率の低い日本の食の安全保障がますます損なわれるおそれがある。 農林水産省は、法改正の目的を日本国内で開発された品種の海外流出防止のためとしているが、本改正案では海外流出を防ぐことはできない。許諾制になっても、流出した苗木を回収できず、たかだか契約者に賠償請求するくらいしかできない。種苗会社の権利を守るには、自ら海外でも品種登録する以外に方法がない。これは、農林水産省自身が認めている。 在来種・固定種はこれまでどおり自家増殖を続けられるかという点、その保証はない。種苗会社が在来種・固定種の特性を少しでも変えて品種登録した場合、農家がこれまで行ってきた自家増殖を禁止される可能性もある。農林水産省は、登録品種か否かの判断を特性表に照らし合わせて行うとしているが、種は常に変化するものなので、その判断は曖昧で困難だからである。もし裁判で、登録者側が勝てば、農家は法律違反と言われることを恐れて、在来種・固定種を扱うことをやめたり、種取りを自粛したりすることも考えられる。本改正案のように、登録品種の保護、種苗会社の育成者権の保護を行うのであれば、同時に、在来種・固定種の保護、小規模農家の自家増殖権の保護に関する法律も必要である。 今、種苗市場は数社の多国籍企業により支配されている。日本国内の種苗会社も、9割が費用の安い海外で種を育成している。地域の風土に合った在来種・固定種が減って、海外産や遺伝子組換え・ゲノム編集の種苗が増えると、化学肥料や農薬の多用につながり、生態系への悪影響や健康被害を招くおそれがある。また、日本の食料自給率が37%しかない中			

続き

で、今回の新型コロナウイルスのパンデミックのような緊急事態が発生し、食料のみならず種苗の輸入まで止められたら、日本の食料の供給が危うくなる。食料安全保障のためにも、日本の風土に合った種と日本の食を支える小規模農家を守り、農業の多様性を維持していくことが不可欠である。本改正案は、食料安全保障を危うくする。

本改正案は、関係者となる小規模農家への周知がほとんどされないまま、国会で性急に審議されている。日本も批准する食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）では、農業者の種子に関する権利が明記され、農業者の政策参加がうたわれている。小規模農家を交えた公聴会を開き、時間をかけた慎重な審議が必要である。

国連は2019年から2028年までを国連「家族農業の10年」と定めているが、本改正案は前述の理由により、小規模農家による持続可能な農業の継続を阻害する可能性がある。また、国連が展開する持続可能な開発目標（SDGs）にも逆行する。SDGs未来都市であり、大消費地である名古屋市は、これを見逃すことなく、未来世代の健康のためにも、国会での慎重審議を求めている。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国会に提出されるようお願いする。

1 種苗法の一部を改正する法律案について慎重に審議をすること。

陳情番号	理年月日	陳情名	陳情者
令和2年 第19号	2020年 10月9日	種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書提出に関する陳情	守山区住民

2020年1月20日に召集された第201回国会において提出され、継続審議となった種苗法の一部を改正する法律案については、日本国内で開発された品種の海外流出防止のためという法改正の必要性に疑問がある。海外流出を防ぐ有効な対策は、海外で品種登録をする以外にないことは、農林水産省自身が認めている。本改正案で、海外流出を防げないことは明らかであり、政府の言う法改正の目的と矛盾している。

全ての登録品種について農家の種取りに許諾が必要となることによる日本の農業、国民の毎日の食生活への影響が強く懸念される。今まで原則として農家に認められてきた登録品種の種取りが、事実上の一律禁止になることで、農家は、許諾手続きの費用、又は種苗を毎年購入する費用を負担することになる。政府は、現在の種苗価格ではそれほど大きな負担にならないとしているが、5年後、10年後も同じである保証はなく、農家への経済的負担が農業衰退に拍車をかけるおそれがある。農業の衰退は国の自給率に大きく影響する。健全な食を守り食料の安定的な供給体制を確保できるのだろうか。日本の食料自給率は37%しかない上、今回の新型コロナウイルスのパンデミックのような緊急事態の発生、気候変動による異常気象や自然災害、耕作面積の減少、農業従事者の減少等、食料供給の不安定な要素が挙げられ、今後更に深刻化するおそれが払拭できない。さらに、農家の種取りが自粛傾向になれば多種多様な種子が失われ、私たちの生命を支えるための消費者としての選ぶ権利を狭め、奪うことになりかねない。

種の多様性と環境保全についても大きな不安材料がある。これまでは種取りをすることで、多くの地域に見合った品種や気候にも適応した作物が自然に沿って工夫されながら伝承されてきたが、今や種苗市場は数社の多国籍企業により支配され、日本国内の種苗企業も9割が費用の安い海外で種を育成している。地域の風土に合った在来種・固定種が減って、海外産や遺伝子組換え・ゲノム編集の種苗が増えると化学肥料や農薬の多用につながり、生態系への悪影響や健康被害を招くおそれがある。

次世代へ向けて大人、社会ができることは、命の根源である種を守ることである。子どもたちの命と健康を守り、安心で安全な食を供給し続けるためには、日本の風土に合った種を守り、日本の食を支える小規模農家を守り、農業の多様性を維持していくことが不可欠である。また、全国で子どもたちが平等に皆で食べられる学校給食への関心が高まり、学校給食の有機化に取り組む地方自治体が急増している。その実現に向けて農薬・化学肥料を使わずに育つ農産物が栽培され、有機市場が開拓されていくことに期待が持たれている中、有機農家にとって種取りに制限が広がることは、営農していくことに不安が募り、今回の法改正に問題が残る。在来種・固定種はこれまでどおり自家増殖できるとされているが、現在、在来種・固定種は保護されておらず、今後在来種・固定種を保護する視点が強化されると、安心して栽培する基盤が築かれ、私たち消費者も本来の味わいを持つ作物を食べる機会が増える。

生産者・消費者・地方自治体で丸となり行動していくことが住み心地の良い都市、将来的にも持続可能な都市の実現への近道ではないか。食の要素は、生命活動の根幹に当たる。農家の食料の生産能力を奪わず、消費者が十分に安心・安全な食べ物を選択できる余地があり身近な行政が誰一人取り残さず、寄り添える社会に近づく取組みを行うことを切に願う。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を政府関係機関に提出されるようお願いする。

1 種苗法の一部を改正する法律案について慎重に審議をすること。

請願・陳情審査の結果（2020年10月6日）

新規請願（6月定例会で受理され、閉会中に審議された請願）

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度						結果	委員会
				共	自	民	減	公	無		
令和2年 第8号	消費税の減税を求める意見書提出に関する請願	守山区住民	1 消費税率引き下げの意見書を	コロナ対策もあり、国の動向を見守り、慎重に審査する						保留	財福 2020. 8.28
令和2年 第9号	市民・納税者の苦悩に少しでも寄り添うため、少なくとも新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、議員報酬を年間800万円とすることを求める請願	市民の会なごや	1 少なくとも新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、議員報酬を年間800万円に	減税の姿勢が、場当たりでいい加減だと、審議を続けるために、不採択を見送り保留に						保留	総環 2020. 8.19

保留請願（6月定例会以前に受理され、閉会中に審議されている請願）

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度						結果	委員会
				共	自	民	減	公	無		
令和元年 第2号	政治倫理条例の制定を求める請願	議員の資質を考える市民の会	1 議会運営委員会の意見交換会におけるふじた和秀議員の暴言についての真相究明を 2 政治倫理条例を制定し、政治倫理審査会の設置とあらゆるハラスメント行為の禁止規定を	慎重に審査する						保留	総環 2020. 8.19
令和元年 第3号	政務活動費の用途の公開を求める請願	市民の会なごや	1 政務活動費の収支報告書、会計帳簿、領収書のインターネット公開を	慎重に審査する						保留	総環 2020. 8.19
令和元年 第4号	地下鉄東山線本山駅に早期にエレベーターを設置することを求める請願	地下鉄東山線本山駅に早期にエレベーターの設置を求める会	1 地下鉄東山線本山駅に早期に地上に通じるエレベーターを設置する	様子を見守り 慎重に審査する						保留	土交 2020 9.9
令和元年 第5号	千種図書館の早期移転を求める請願	千種図書館を考える会	1 (1) 耐震性の安全・安心な建物を (2) バリアフリーに (3) 常設の自習室や会議室、親子でくつろげる部屋、機器活用スペース等の設置を (4) 駅に近い場所に設置する (5) ワークショップ等を開く	動向を見守る						保留	教子 2020. 8.21
令和元年 第6号	名古屋市生涯学習センターの体育室へのエアコンの設置等を求める請願	新日本スポーツ連盟愛知県連盟	1 守山を除く名古屋市生涯学習センターの体育室にエアコンの設置を 2 生涯学習センターのトイレを洋式でシャワー機能付きに取り換える	様子を見守る						保留	教子 2020. 8.21
令和元年 第7号	名古屋市の小学校の給食費を無償にすることを求める請願	新日本婦人の会天白支部	1 小学校の給食費を無償にする	様子を見守る						保留	教子 2020. 8.21
令和元年 第8号	名古屋市会の議会運営委員会の視察先での暴行等の真相究明と再発防止策を求める請願	名古屋市政を考える市民の会	1 2018年11月19日の議員による暴言・暴行等の疑惑は議会の責任で事実確認し、内容の公表を。ハラスメント防止策の議会としての対応策を示す	慎重に審査する						保留	総環 2020. 8.19
令和元年 第10号	名古屋市の全ての小・中・高等学校の学校図書館に、一校専任で、専門性を有する学校司書の配置を早急に進め、さらに、正規職員化することを求める請願	名古屋市の図書館を考える市民の会	1 全ての小・中・高等学校の学校図書館に、一校専任で、専門性を有する学校司書の配置を早急に進め、さらに、正規職員化する	慎重に審査する						保留	教子 2020. 8.21

○＝賛成 ●＝反対 ▲＝打切 共：日本共産党 自：自民党 民：名古屋民主 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党 無：無所属の会

保留請願（続き）

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度						結果	委員会
				共	自	民	減	公	無		
令和元年 第11号	子どもたちが健やかに育つために 名古屋市の保育・子育てを豊かにすることを求める請願	北区住民	2 休日保育実施施設の数を増やす	様子を見守る						保留	教子 2020. 8. 21
			3 病児・病後児デイケア事業の利用料を下げ、第2子以降の減免を								
			4 病児・病後児デイケア事業実施施設を未実施の地域に開設する								
			5 一時保育事業を拡充する								
			7 保育所に送迎用駐車場を確保する								
令和元年 第13号	名古屋市の療育施策及び児童発達支援センターの充実を求める請願	南区住民 (5714名)	1 発達センターあった・ちよだの改築は地域療育センターとして整備を。	動向を見守る						保留	教子 2020. 8. 21
			2 児童発達支援センターに通う住民税課税世帯の0歳児～2歳児も無償化に。								
			3 児童発達支援センターの給食費は現行負担の維持を。								
令和元年 第14号	あいちトリエンナーレ2019の開催に係る2019年度の名古屋市負担金の支払いを求める請願	天白区住民	1 あいちトリエンナーレ2019の開催に係る2019年度の名古屋市負担金を必ず支払うこと。	動向を見守る						保留	経水 2020. 9. 3
令和元年 第15号	子どもたちが健やかに育つために 公的保育制度の堅持を求める請願	天白区住民	3 公私間格差を是正する制度を守る。	動向を見守る						保留	教子 2020. 8. 21
			4 ゆとりある子育てが行える社会に。								
			5 (1) 保育士等の大幅な処遇改善を。								
			(3) 産休・育休代替職員の処遇改善と人員確保を。								
			(4) 各区での職場説明で人材確保を。								
			7 (2) 保育所の送迎用駐車場の確保を。								
			(4) 幼児教育・保育の無償化の財源及び保育所における人員の確保の徹底を。								
			(5) 24時間利用できる保育所の増設を。								
			8 (1) 学童の国庫補助基本額を増額し登録児童数を補助の算定根拠に。								
			(2) 土地や建物の確保は市が責任を持ち、専用室建替時の代替施設に必要な経費の全額保障を。								
			(4) 利用者がいる限り補助を。								
			(5) 学童保育の質を確保する。								
			9 (1) 産休・育休あけ保育所等入所予約事業施設を増やし適切な職員配置を。								
			(2) 病児保育を天白区内に。								
			(4) 障害児も兄弟姉妹が同一保育所に。								
			(5)ア 高等特別支援学校の建設を早く。								
			イ 全保育所で障害児の受入れを。								
			ウ 障害児保育の補助金増額を。								
令和元年 第16号	小学校給食調理業務の民間委託撤回と給食の充実・安全を求める請願	名古屋の学校給食をよりよくする会 (4492名)	3 食物アレルギー対応の充実と対策を教育委員会と学校全体が一体となって進める。	動向を見守る						保留	教子 2020. 8. 21
			5 衛生管理のため、食材の冷却器等の温度管理ができる最低限の設備を整える。								

○＝賛成 ●＝反対 ▲＝打切 共：日本共産党 自：自民党 民：名古屋民主 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党 無：無所属の会

保留請願（続き）

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度						結果	委員会
				共	自	民	減	公	無		
令和元年 第17号	国民健康保険制度、 高齢者医療制度及び 介護保険制度の改善 を求める請願	名古屋の国保と 高齢者をよくする市民の 会（131名）	1 国保料の大幅な引き下げを。 2 国保料の減免制度を拡充し、自動的に減免を。 3 国に国保料の均等割をなくすよう求め、当面、市として18歳までの均等割免除を。 5 介護保険料及び介護保険利用料の独自減免制度の新設を。 6 利用期間を制限せず、必要なサービスを受けられるよう、市として責任を持つ。 7 後期高齢者医療と介護保険の自己負担を2割に引き上げないよう国に求める。	動向を見守る						保留	財福 2020. 8. 28
令和元年 第18号	敬老パスの早期の利 用拡大と利用回数制 限を導入しないこと 等を求める請願	敬老パスの充 実を求める名 東の会	1 早期に名鉄、JR、近鉄、名鉄バスへの利用拡大を。	慎重に審査する						保留	財福 2020. 8. 28
令和元年 第19号	敬老パスの早期の利 用拡大と利用回数制 限を導入しないこと 等を求める請願	敬老パスの充 実を求める千 種の会（24名）	1 早期に名鉄、JR、近鉄、名鉄バスへの利用拡大を。	慎重に審査する						保留	財福 2020. 8. 28
令和元年 第20号	敬老パスの早期の利 用拡大と利用回数制 限を導入しないこと 等を求める請願	敬老パスの充 実を求める守 山の会（8名）	1 早期に名鉄、JR、近鉄、名鉄バスへの利用拡大を。	慎重に審査する						保留	財福 2020. 8. 28
令和元年 第22号	全ての子どもたちに 豊かな育ちを保障し、 名古屋の保育・子育 てを豊かにすること を求める請願	あいち保育団 体連絡協議会	2 保育士不足の処遇改善を。 5 民間社会福祉施設運営費補給金制度の堅持を。	動向を見守る						保留	教子 2020. 5. 14
令和元年 第23号	名古屋市の療育施策 及び児童発達支援セ ンターの充実を求め る請願	児童発達支援 センター保護 者会連盟	2 住民税課税世帯の3歳未満児の無償化を。 3 児童発達支援センターの利用者負担が、幼児教育・保育の無償化に伴い負担増とならないように。	慎重に検討する						保留	教子 2020. 8. 23
令和2年 第1号	地下鉄大須観音駅西 側にエレベーターを 設置することを求め る請願	大須観音駅西 側にエレベ ーターの設置を 求める会（80 9名）	1 地下鉄大須観音駅西側にエレベーター設置を。	動向を見守る						保留	土交 2020. 9. 9
令和2年 第3号	子どもと保護者が安 心できる少人数学級 の実現を求める請願	北区住民 （5,846名）	1 小中高校の全学年に正規の教員配置で少人数学級を早急に順次拡大する。 2 特別支援学校を増やす。	動向を見守る						保留	教子 2020. 8. 21
令和2年 第4号	北部地域療育センター の公設・公営の継続 を求める請願	北部地域療育 センターを守 る会 （7,448名）	2 地域療育センターの常勤小児科医や小児整形外科医などの医療スタッフ・療育スタッフはは、名古屋市が責任を持って確保と育成を。	動向を見守る						保留	教子 2020. 8. 21
令和2年 第5号	加齢性難聴者への補 聴器購入費の助成を 求める請願	心地よい聞こ えを支える会 （3,324名）	1 中等度以上の加齢性難聴者に補聴器購入費助成制度を。 2 加齢性難聴の早期発見に必要な聴覚検査を。 3 加齢性難聴と補聴器に関する相談体制を専門医等の協力を得て設ける。	動向を見守る						保留	財福 2020. 8. 28

○＝賛成 ●＝反対 ▲＝打切 -：委員会に議席無し 共：日本共産党 自：自民党 民：名古屋民主 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党 無：無所属の会

陳情

陳情 番号	陳情名	陳情者	陳情項目	各会派の態度						結果	委員会
				共	自	民	減	公	無		
令和2年 第1号	情報公開制度の審査 請求に係る審査の促 進を求める陳情	天白区住民	1 名古屋市情報公開審査会の委員及び審査会を増やして対処を。	ききおく						総環 2020. 8.19	
令和2年 第3号	NHKから国民を守る 党が最重要課題として いるNHKと反社会勢力 のつながりについて名 古屋市に対応を求める 陳情	春日井市住民	1 NHKの委託会社社長がNHK受信契約者の名簿を悪用した事件を検証し、市の施策の点検及び再発防止策の検討を。 2 NHKとの契約・集金に関する注意点等の講習会の実施を。 3 NHK会長に事件の記者会見を実施させる。	ききおく						総環 2020. 8.19	
令和2年 第8号	名古屋市の教育のあり 方に関する陳情	いどばた会議 なごや	1 自主性と自己表現に重きを置く学校教育を。 2 自分の考えを言うことができる学校教育に。 3 選挙や地域の生活をもっと身近に感じられるように、現場に出かけ、本当の市民の生活を体験させる学校教育を。	ききおく						教子 2020. 8.21	
令和2年 第9号	名鉄名古屋本線の呼 統駅南から本星崎駅 北までの間のシールド トンネルによる地中 化等を求める陳情	南区住民	1 名鉄名古屋本線の山崎川から天白川までの間の連続立体交差事業について、呼統駅南から本星崎駅北までの間をシールドトンネルにより地中化すること。 2 本星崎駅を現在計画中の位置から南へ移設し、県道諸輪名古屋線の上の高架駅とする。	ききおく						都消 2020. 9.9	
令和2年 第10号	カーペット・じゅう たんの廃止を求める 陳情	天白区住民	1 委員会室、本会議場等のカーペット・じゅうたんをやめる。	ききおく						総環 2020. 8.19	

○＝賛成 ●＝反対 ▲＝打切 -：委員会に議席無し 共：日本共産党 自：自民党 民：名古屋民主 減：減税日本ナゴヤ 公：公明党 無：無所属の会

意見書・決議

日本共産党をはじめ各会派から提案された8件の意見書案について、政審委員長会で内容についての協議・修正などが行われ、議会運営委員会（理事会）での協議を経て、4件について合意が得られ、9月30日の本会議で議決しました。日本共産党提出の2件はすべて否決されました。

2019年9月定例会での意見書に対する各会派の態度

2020年9月23日 議会運営委員会理事会

件名	提出	結果	各会派の意向				
			共産	自民	民主	減税	公明
集中豪雨に備えた河川改修及び雨水管渠等の整備に関する意見書（案）	自民	可決	○	○	○	○	○
少人数学級の推進を求める意見書（案）	民主	可決	○	○	○	○	○
コロナ禍の社会状況を踏まえた自殺総合対策の推進に関する意見書（案）	減税	否決	●	●	●	○	●
防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）	公明	可決	○	○	○	○	○
地方公共団体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）	公明	否決	●	○	○	○	○
「学校の新しい生活様式」による教育環境整備に関する意見書（案）	共産	否決	○	●	●	○	●
新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬の特例措置に関する意見書（案）	共産	否決	○	●	●	○	●
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）	議運	可決	○	○	○	○	○

ゴシック字は可決された意見書

議運に提案された段階での態度 ○＝賛成 ●＝反対 △＝要検討 修正＝修正して賛成

●が1つでもあれば議案として本会議に上程されません。

会派 共産：日本共産党 自民：自民党 民主：名古屋民主 減税・減税日本ナゴヤ 公明：公明党

《採択された意見書》

集中豪雨に備えた河川改修及び雨水管渠等の整備に関する意見書

令和2年7月豪雨は、河川の氾濫等により大規模な浸水被害が発生するなど、全国の広範な地域で甚大な被害をもたらした。また、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な集中豪雨も全国的に多発している。

このような中、本市においても、名古屋駅をはじめとした広い地域で浸水被害が想定されるなど、堤防の決壊や河川氾濫に対する市民の不安が広がっており、河川改修をはじめ、雨水管渠や下水道施設の整備などの対策を実施し、治水安全度のさらなる向上を図ることが喫緊の課題となっている。

本市では、これまで防災・安全交付金制度等も利用しながら、河川改修事業、下水道施設整備事業による浸水対策を実施するとともに、老朽化が進む河川ポンプ施設、雨水管渠及び下水道施設等の適切な維持更新を図ってきたところである。

しかしながら、河川改修等のハード整備には多額の費用を要することから、地方公共団体のみで迅速かつ十分な対策を行うことは困難であり、国による予算措置が必要不可欠である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、災害に強いまちづくりを着実に推進するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 河川の改修及び維持修繕に対する財政支援を拡充すること。
- 2 雨水管渠の整備及び維持修繕に対する財政支援を拡充すること。
- 3 下水道施設の整備及び維持修繕に対する国庫補助の要件緩和など、下水道整備への財政支援を拡充すること。

少人数学級の推進を求める意見書

教育現場は、いじめや不登校、暴力行為等の問題行動、教育格差の拡大、一部の保護者からの過剰な苦情や不当な要求への対応など、様々な課題に直面している。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子どもたちの健やかな学びの保障や心のケアがより一層求められている。

文部科学省は、新学習指導要領や複雑・困難化する教育課題への対応などのため、教職員定数の改善や専門スタッフの配置拡充などの対策を進めているが、教職員の多忙化は依然として続いており、長時間労働による過労死等の深刻な問題も顕在化している。

これに対し、財政制度等審議会において、教職員定数のさらなる合理化が可能であるとの機械的な試算が示されているが、子どもたちの個別課題へ適切かつ丁寧に対応していくためには、教職員の質を高めるとともに、教職員定数の拡充を図り、子ども一人一人に十分対応し得る体制にすることが重要である。

少人数学級の推進により、教室内に物理的なゆとりが生じるだけでなく、教職員の担任業務にもゆとりが生じ、教職員が子ども一人一人の理解度や興味・関心に応じたきめ細やかな指導を行うことが可能になると考えられる。そのため、厳しい財政状況の中、独自施策として

部分的な少人数学級を実施している地方公共団体もあるが、今後、全国の小中学校の全学年において少人数学級を推進していくためには、国として教職員の基礎定数改善や教室数確保のための施設整備などに予算を投ずることが必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、教職員定数の改善や施設整備に係る予算を拡充し、全国統一的な制度として少人数学級を推進するよう強く要望する。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け全国各地で甚大な自然災害が発生しており、我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪などの災害が頻発化・激甚化している。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、平成30年12月に「国土強靱化基本計画」を見直した。また、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限は令和2年度末までとなっている。

過去の最大降水量を超える豪雨による河川の氾濫、堤防の決壊、山間部の土砂災害などにより多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者が後を絶たない中、今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつなげるためには、防災・減災、国土強靱化に関して、十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の延長と拡充を行うこと。
- 2 地方公共団体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額を確保すること。
- 3 災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。

地方公共団体は、医療・介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を確保すること。なお、地方財源不足の解消は臨時財政対策債ではなく、地方交付税の法定率引上げ等によること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講ずるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税交付金を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。なお、先の緊急経済対策として講じられた特例措置は、臨時・異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来は国庫補助金等により対応すべきものであることから、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 6 事業所税は、都市の重要性が高まる中、都市環境の整備・改善に関する事業の費用に充てる目的税として、都市運営に欠かせない貴重な財源となっており、制度の根幹に影響する見直しは断じて行わないこと。

《採択されなかった日本共産党提案の意見書案》

学校の新しい生活様式による教育環境整備に関する意見書(案)

新型コロナウイルス感染症は、3月2日からの学校の臨時休校が政府により要請されて以降、一旦は感染拡大が抑えられたかに見受けられたため、6月以降は学校再開に至った。しかし、再び感染拡大が急速に進む事態となっており、新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の健康と安全を守ることは緊急の課題となっている。

今後、新型コロナウイルス感染症と長期にわたって共存していくことになることから、政府により示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に沿った対応が各学校現場で進められてきているところである。

新型コロナウイルス感染症対策専門会議からの提言を踏まえた「新しい生活様式」の実践例では、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの3つが挙げられており、学校生活においても同様の生活様式を求めている。しかし、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」では、小学校1年生を除いて、40人編成が基準であるため、学校現場では、「学校の新しい生活様式」に沿って生徒間で十分な身体的距離を確保することが大変な課題となっている。

7月3日、全国知事会、全国市長会、全国町村会の3会長が政府に対し、「少人数編成を可能とする教員の確保」を要請した。また、7月30日には小中高等の全国校長会、8月7日に全国都道府県教育委員会連合会がそれぞれ文部科学大臣に対し少人数学級の検討を要望したとの報道もなされており、教育環境の改善が強く求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 「学校の新しい生活様式」を可能にする少人数学級に必要な正規の教職員配置及び学校施設の整備を進めるとともに、それらの実現に十分な財源を確保すること
- 2 学級編成の見直しの検討を速やかに行うこと。

新型コロナウイルス感染症にかかる介護報酬の特例措置に関する意見書(案)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は介護事業者に深刻な影響を及ぼしており、利用控えや感染防止対策に関わる業務の増加により、介護事業所の経営難と人手不足が加速している。民間団体が行った介護保険サービス事業所調査によると、令和2年4月の事業活動収入と前年同月分の比較では、通所系サービスにおいて減収となる事業所が6割近くに上がる事態となっている。

こうした事態の中、厚生労働省は、通所系サービス事業所と短期入所系サービス事業所について新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、都道府県等に対し、事業所が利用者から事前の同意を得ることを条件に、提供したサービス時間より2段階高い介護報酬の算定を可能とする事務連絡を発出した。

しかしながら、この特例措置は、利用料負担が増額となること、事業者にとっても利用者の同意を得ることが困難であることから、結果として特例措置を適用できないのではないかという批判がある。また、利用限度額を超える部分は全額自己負担となることから、利用控えにつながるおそれがある。

このような状況の中、特例措置の適用により利用料が増える部分について、地方公共団体が独自の補助制度を創設する動きはあるものの、地方協団体任せでは解決することは困難である。

全国知事会は、8月8日の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」の中で、「介護・福祉サービスを提供する事業所についても、利用控えなどで経営困難をきたしており自助努力で改善することも困難な実態があることから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象に加えるなど、経営安定に向けた支援を行うこと」を求めている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて経営難の状況にある介護事業所の減収を補填するため、国による支援を拡充する必要がある。

よって、名古屋市長は、国会及び政府に対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る介護報酬の特例措置の適用により利用料が増える部分については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象に加えるなど、公費で負担するよう強く要望する。

後期高齢者医療広域連合議会(2020年8月18日)

後期高齢者議会第2回定例会について

- 一、後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会は、8月18日午後1時30分からメルパルク名古屋で開催されました。
- 一、後期高齢者医療広域連合議会には、名古屋市からの8名を含め、県内各地域から34名の議員が選出されています。そのうち日本共産党からは、岡田ゆき子名古屋市議と伊藤建治春日井市議の2人が広域連合議員に選出されています。
- 一、8月定例会は会期一日で行われました。議案は2020年度補正予算案、2019年度決算認定案、請願の5件でした。
- 一、伊藤建治議員が2018年度特別会計決算認定案について質疑を行い、制度改正による高齢者の負担増や短期保険証の発行などについて追及し、反対討論を行いました。
- 一、一般質問では、伊藤議員が健診率の向上及び所得未申告者への保険料軽減について質問、岡田ゆ

き子議員が新型コロナにかかわる保険料減免制度や傷病手当の在り方及び保養所の拡充について質問しました。



- 一、年金者組合と社保協から出された「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」は、議員総会で岡田ゆき子議員が趣旨説明を行い、本会議で当局が見解を述べたのち、岡田議員が採択を求める討論を行いました。
- 一、他には日進市の公明党議員が質問しました。
- 一、日本共産党は、決算認定案の1件に反対、補正予算2件と一般会計決算及び請願の計4件に賛成しました。他の議員は請願を除く4議案すべてに賛成、請願に反対しました。

* 質問や答弁の年月は、すべて西暦表記に統一しています。

後期高齢者広域連合での議案に対する態度(2020年8月18日)

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会(2020年8月18日)

議案	各議員の態度		結果	内容
	共産党	他議員		
2020年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	○	○	可決	1,259万円の補正。繰越金を財源に、後期高齢者医療制度事業費補助金1,116万円及び調整交付金142万円の超過交付分を償還。
2020年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	○	○	可決	112億2,596万円の補正。市町村と国、支払基金からの療養給付費や高額療養費、償還金などの清算。
2019年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定	○	○	承認	市町村負担金12億円、国庫支出金1.8億円など。事務局長以下派遣職員39名、議会費358万円など
2019年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	●	○	承認	保険者数912,301人。一人当たり医療費946,433円、一人当たり30.8件。保険料86,277円、収納率99.59%。健診実績315,562人(35%)、人間ドック実施自治体22。歯科健診自治体23、保養所利用11,320人
後期高齢者医療制度の改善を求める請願書(年金者組合・社保協)	○	●	不採択	県独自で低所得者への保険料軽減を、一部負担金減免を生活保護基準1.4倍の世帯に、短期保険証を出さず、差し押さえをしない、懇談会に公募委員を、国に意見書を(次期保険料改定へ国の財政支援を、窓口負担引き上げや軽減特例の撤廃をやめる)

態度：○=賛成 ●=反対

日本共産党以外の全議員は同じ態度でした。

一般質問 (8月18日)

コロナ対策の保険料減免や傷病手当はコロナ以外にも適用を／おんたけ休暇村を協定保養所に 岡田ゆき子議員



収入減少に対する 保険料減免制度について

年金引き下げ、消費税増税、社会保険料や窓口負担増で可処分所得が減少

【岡田議員】高齢者の経済状況は年々厳しさを増しており、2019年高齢社会白書によれば、「家計にゆとりがなく、多少心配」と「家計が苦しく非常に心配」と答えた方は、3割に上ります。昨年、消費税が10%へ引き上げられて以降の暮らし向きは、さらに厳しさを増していると考えます。

家計が厳しい中、高齢者の就業者数は近年増えてきています。70歳以上の高齢者の就業率は、2012年には13.1%でしたが、2018年には16.2%と上がり、75歳以上ですと10%が就業されています。男性の場合では就業率は15%を超えて、7人に1人は働き、うち約半分が自営業・家族従業者、3割がパート、アルバイト等で働いています。

年金引き下げ、消費税増税、社会保険にかかる保険料、窓口負担増は、可処分所得を減少させ、高齢者を「働ける間は働かなくてはならない」という状況にさせていると考えます。

名古屋市北区内で生活されている78歳の女性は、年金が月に6万円程度で、市営住宅で暮らしていますが、夕方から2つの飲食店を掛け持ちでパートとして働き、家計の足しにして何とかやりくりしています。「自分にできる仕事があるだけありがたい」と言われる一方、経済的には働き続けたいが、高齢

60歳以上の暮らし向き調査 (2019年度版 高齢社会白書より)

全体	15	49.6	26.8	8	0.6
60～64歳	13.7	47.6	30.4	7.4	0.9
65～69歳	15.4	46.1	28.9	8.8	0.7
70～74歳	13.1	50.5	25.7	10.7	0
75～79歳	15.2	52	25.8	6.1	0.9
80歳以上	17.9	53.6	22.2	6.1	0.3

☐ 家計にゆとりがあり、まったく心配なく暮らしている
☐ 家計にあまりゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている
☐ 家計にゆとりがなく、多少心配である
☐ 家計が苦しく、非常に心配である
☐ その他

なので無理はできない、病気になれば、途端に収入が減るので、その不安は大きいのだといわれます。

コロナによる収入減に対する保険料減免の目的と対象要件、申請状況は

【岡田議員】こうした急激な収入減少となった被保険者に対する、保険料減免について質問します。

県内では2月に最初の新型コロナウイルス感染者が発生して以降、休業要請や行動自粛などで、経済・社会活動が抑制されることとなり、世代にかかわらず、仕事量が減る、休業、解雇などで、収入が減少する収入が絶たれる事態が起きています。休業要請は、本来、補償とセットでされなければ、十分な感染拡大防止と事業の継続はできません。

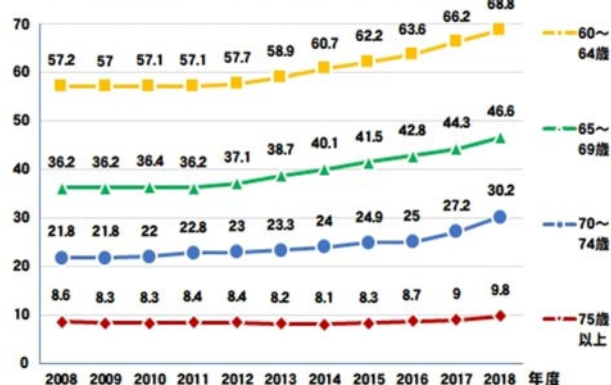
そうした支援が不十分なために、急な収入減少で、生活が立ち行かない事態に対し、厚生労働省は、コロナによる影響で収入減少となった世帯に対し、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料を減免する特例制度を設けました。

先の7月臨時議会で後期高齢者医療に関する条例の改正の専決処分について、承認がされたところです。今回の収入減少に対する保険料の減免について、改めて、その目的と対象となる場合の要件、申請状況をお聞きます。

新型コロナの影響で収入が下がり生活に困っている被保険者等への支援策のひとつ。7月末現在2019年と2020年度で165件

【管理課長】この保険料の減免は、厚生労働省からの通知を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響

年齢階級別就業率 (2019年度版高齢社会白書より)



により、一定程度収入が下がり生活に困っている被保険者等への支援策のひとつとして行っている。

対象は2019年度及び2020年度分の保険料。2020年2月1日から2021年3月31日までの間に普通徴収の納期が設定されている保険料で、「新型コロナウイルス感染症で主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の場合」や「新型コロナウイルス感染症で主たる生計維持者の事業収入等の減少額が2019年の当該事業収入等の額の10分の3以上で、2019年の所得の合計が1,000万円以下、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の2019年の所得の合計額が400万円以下の場合」となっている。

申請は、この保険料減免の受付を2020年7月から市町村で行い、これまでに保険料の減免の決定を行った件数は、2019年度分が81件、2020年度分が84件の合計165件です。

後期高齢者医療制度での保険料減免制度が受けられる場合は

【岡田議員】これまでの後期高齢者医療制度における保険料減免制度はどうなっていますか。

長期入院や失業、災害などで減免がある

【管理課長】新型コロナウイルス感染症の影響以外の減免制度は、「被保険者が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことで、収入が著しく減少し

た場合」、「被保険者の収入が、事業の休廃止、著しい損失、失業等により著しく減少した場合」、「被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合」などについて、保険料を減免することができる。

病気でもコロナでも収入減は同じではないか（再質問）

【岡田議員】従来の収入減少を理由とした減免制度は、被保険者の前年の合計所得が650万円以下であって、収入減少となるその年の見込み所得が、100万円以下の場合に減免が受けられることになります。

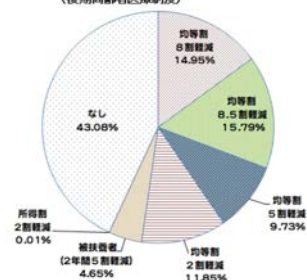
一方、新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少となった場合には、被保険者を含む世帯を対象として、前年の合計所得が1000万円以下であって、その年の収入見込が、前年に比べ3割以上、下がった等の場合に、減免制度が受けられるよう、対象要件が大きく緩和されました。

昨年度の所得激減による減免適用は104件と事前にお聞きしていますので、新型コロナによる影響があった2～3月で既に81件の適用があったということです。生活困難な世帯への支援が幅広く行われたといえます。

病気や解雇等も、新型コロナと同様に生活困難な状況に陥ることでは変わりはなく、その支援策としての減免制度の目的は同じです。

今回の要件緩和を新型コロナだけによる特例にするのではなく、予期しない、急な収入の減少で生活困難となっている被保険者等への支援策として、恒常的に適用して制度を拡充することを求めます。

2019年度の保険料軽減者の割合
(後期高齢者医療制度)



今回の特例的な減免は厚労省の通知で行うもので恒常化する気はない（局長）

【事務局長】今回の保険料減免制度は、厚生労働省の通知に基づいて設けたもので、当広域連合は、国の制度通り行うこととしており、この特例を恒常的な制度とすることは考えていない。

保険料の減免状況（現年賦課分・事業概要より）

	件数	減免額
2012年度	371件(34)	9,563,600円(1,031,200円)
2013年度	333件(6)	8,462,900円(380,300円)
2014年度	389件(8)	10,319,700円(321,500円)
2015年度	247件(7)	7,525,500円(137,800円)
2016年度	257件(10)	7,128,900円(108,300円)
2017年度	279件(9)	7,737,200円(106,100円)
2018年度	281件(7)	9,168,200円(83,700円)

() 内は東日本大震災被災者

(参考) 2019年度の減免の件数・減免額

	件数	減免金額
災害	176件	5,158,100円
所得激減	104件	3,560,300円
給付制限	13件	152,000円
合計	293件	8,870,400円

傷病手当金について

傷病手当金の創設の目的や対象者の申請状況を

【岡田議員】7月臨時議会において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し、傷病手当金の支給を行うという、後期高齢者医療に関する条例改正の専決処分について承認がされました。働く人が加入する健保組合や協会けんぽでは、もとよりある仕組みですが、後期高齢者医療では、傷病手当金の支給という考え方そのものがありませんでした。特例ではありますが、大変画期的な仕組みだと思えます。

先ほども述べましたが、75歳以上の高齢者10%の方は就労をされており、病気により一時的にでも就労が不可能な期間、所得補償がされれば、急な生活破綻を回避することができます。改めて、後期高齢者医療制度における傷病手当金の創設の目的、この間の対象者の申請状況をお聞きします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から国が特例的に財政支援。7月末日現在での実績はない

【給付課長】この手当金は、新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大防止の観点から、保険者が支給を実施する場合に、国が特例的な措置として財政支援を行うもの。広域連合でも、必要な条例改正と補正予算を専決処分し、臨時会で承認された。

7月末日現在で、申請受付の実績はありません。

コロナに限らず恒常的な制度に（再質問）

【岡田議員】コロナに限らず、急な入院で一時的に働けなくなった場合には、生活の糧を支えることは必要です。他の傷病でも傷病手当金を受け取ることが出来るよう恒常的な制度とすることを求めます。

コロナ以外で独自に傷病手当の支給を行う気はない（事務局長）

【事務局長】任意給付である「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金」は、実施する保険者に国が特例的な措置として財政支援するもので、これ以外の傷病を対象に、独自で傷病手当金の支給を行うことは考えていない。

減免制度と傷病手当は独自制度として存続を（意見）

【岡田議員】新型コロナウイルス感染症の終息の見通しがいまだ見えません。第1波とは違い、第2波と言われる今、無症状の感染者の存在が、感染を拡大させているといわれています。また、感染者の多くを若者が占めていますが、徐々に年齢層が高くなってきており、重症化しやすい高齢者への感染が本当に懸念されます。

今回、新型コロナに限って、保険料減免制度の拡充や傷病手当金の仕組みを国の負担で作りました。しかし、こうした収入減少は新型コロナに限らず、起こりうることです。「国の制度通りに行うので、恒常的な制度にしない」というにべもない答弁でしたが、約65000円という老齢基礎年金では足りないために、10人に1人が働き続けているという後期高齢者の現状に対し、いざ収入が断たれることになった場合、生活を支える仕組みは、どんな時でも必要です。国県に財源を求めながらも、広域連合として、制度を創設する必要があると申し上げておきます。

協定保養所利用助成事業の拡充について

保養所事業が健康増進になっていないという理由はなにか、現在の検討状況は

【岡田議員】現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保養所の利用制限が行われていますが、コロナ後には、新しい生活様式の上で、利用が再開されていくことと思いますので、その前提としてお聞きします。

2017年に犬山市のレイクサイド入鹿が閉館しましたが、新たにすいとびあ江南が加わり、県内の保養所は現在、すいとびあ江南、温泉ホーム松ヶ島、あいち健康の森プラザホテル、シーサイド伊良湖、サンヒルズ三河湾、豊田市百年草の6施設を対象とし、後期高齢者の方のご利用は、6施設合わせて年間、1万人余りとなっています。

事業内容は、宿泊1回につき1,000円、年4回まで助成となっています。

第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）では、協定保養所について2017年度から国の補助対象外となったこと、事業について健康増進につながっていない可能性があるため、事業形態の変更の検討を今年度までに行う目標となっています。

そこで、お聞きます。この協定保養所利用促進事業の目的は何か。健康増進につながっていない可能性があるとする理由はなにか、現在の検討状況についてお聞きます。

リフレッシュや健康の保持・増進が目的。健康増進効果がないといって2017年度に国庫補助は廃止、効果がないという明確な根拠がないので継続している

【給付課長】被保険者のリフレッシュや健康の保持・増進を目的に実施しており、対象施設は、県内の地域的なバランス、公共の宿か否か、交通アクセスや施設構造、価格等を基準に選定している。現在6か所の保養所と協定契約を締結し、宿泊費用の一部を助成しており、2019年度は6か所合計で10,140人の利用をいただいた。

国の特別調整交付金を財源に実施していたが、国から「入浴施設、宿泊施設等の利用料に対する助成で、健康の保持増進効果が明らかではない」ものにあたると、2015年度から補助が縮小され、2017年度に国庫補助が廃止となった。

これを受け、検討したが、2009年度から長年多くの被保険者が利用し、利用者数も増加、健康の保持・増進の効果がないという明確な根拠がない、事業目的に対してより効果的と言える適当な事業の実施方法がないことなどを踏まえ、今後も事業を継続したいと考えている。

シーサイド伊良湖が廃館されるのでおんたけ休暇村を対象に（再質問）

【岡田議員】今後も事業継続ということでしたので、今後も引き続き、より多くの方に利用していただきたいと思います。そのために、健康の保持・増進の効果を図るうえで、利用状況調査、利用者アンケート等ぜひ実施していただきたいと思います。

協定保養施設は、高齢者が比較的安価で安心して保養を目的に泊まれる施設ですが、今後、シーサイド伊良湖が廃館になるとお聞きしています。

そこで、名古屋市はじめ、県内の方にもご利用していただいている施設「おんたけ休暇村」について、現在、名古屋市民の国保加入者に1,000円補助しているところであり、利用のもっとも多い年齢層は65～74歳となっています。ところが、75歳になると補助対象外となるため、75歳以上の方の利用は大きく落ちます。

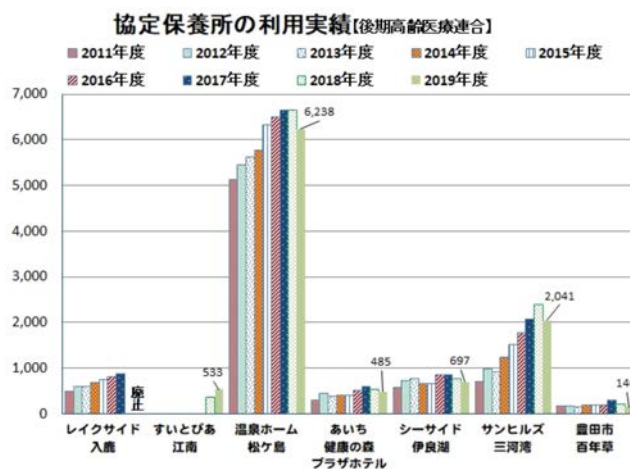
県内の後期高齢者の方々も利用できる保養施設と

して「おんたけ休暇村」を加えていただき、75歳以上になっても、元気に出かけていただく、脚力を維持してもらう、連合長、来年度からぜひ検討いただきたいがどうか。お答えください。

当然入れてちょうと言いたいが、ちょっと検討させて（連合長）

【連合長（河村市長）】名古屋市から、「3億円でどれくらい立派になりましたので一遍遊びに来てちょう。飯もうまなりましたし、立派な望遠鏡がありまして、その望遠鏡も下で見られるように工夫がしてあり、ぜひ来てもらいたい」ということです。

75歳になったら1,000円を外すという、そういう



保健事業 件数/金額(主要施策報告書より)

項目 年度	健康診査	歯科健診	人間ドック 脳ドック含む	協定保養所
2010	205,223人 1,278,921,126円 受診率 30.73%	-	11市町村 28,382,000円	7,029人 7,029,000円
2011	220,056人 1,735,346,086円	-	11市町村 34,278,000円	7,391人 7,391,000円
2012	236,634人 1,918,439,878円 受診率 32.67%	-	15市町村 41,412,000円	8,374人 8,374,000円
2013	248,762人 2,093,031,193円 受診率 32.92%	-	15市町村	8,426人 8,426,000円
2014	266,353人 2,288,103,075円 受診率 34.21%	-	16市町村 59,811,000円	8,917人 8,917,000円
2015	283,242人 2,452,232,131円 受診率 35.10%	15市町村 2,446,000円	18市町村 121,587,000円	9,819人 9,819,000円
2016	294,718人 2,571,164,560円 受診率 35.04%	19市町村 3,036,000円	20市町村 146,198,000円	10,636人 10,636,000円
2017	315,562人 2,769,201,799円 受診率 35.91%	23市町村 3,934人 4,245,000円	22市町村 7,309人 170,700,000円	11,320人 11,320,000円
2018	327,389人 3,059,631,236円 受診率 35.89%	30市町村 7,468人 8,557,000円	22市町村 8,848人 128,025,000円	10,882人 10,882,000円
2019	338,430人 3,223,847,102円 受診率 35.75%	33市町村 9,232人 10,695,000円	21市町村 9,119人 85,350,000円	10,140人 10,140,000円

つれないことでは、わしも71歳ですけれども、こんなことでけちるような寂しい、心がにやあ行政ではいかんわな。

けど、刈谷市の保養所みたいなものとのバランスもあるで、若干検討はさせていただいているが、わしからすりゃあ、名古屋の施設だで、ようけ利用してもらいたい。やっぱり御嶽山は、御高いところということで、尾張名古屋でいうと富士山みたいなもんなんですよ。そこから水が流れて、ヒノキで名古屋城も今度木造になりますし、そのふるさとので、相撲の御嶽海もみんなで応援して、盛り上げよう思っております。

おんたけ休暇村も当然入れてちょうということですから。ちょこっと研究、研究までいかんけれども、刈谷市の話がありますんで、検討させてちょう。

心ある結果を（意見）

【岡田議員】おんたけ休暇村については、調査検討

していただくということで、ぜひ心ある結果を出していただきたい。

減免制度と傷病手当の条件緩和で温かい制度に（要望）

【岡田議員】減免制度と傷病手当で、これまでの減免制度は条件が非常に厳しくて、今回、新型コロナで条件が緩和されたということで、助かる方が広まったということなんですね。これは非常に重要だと思いますし、国の負担で今は、その減免や傷病手当もされていますけれども、これは75歳以上の方の命を守るという立場で、ぜひ、条件を緩和していただくということを検討していただきたいと思います。

10人に1人75歳以上で働いているというほんとに厳しい実態があります。そういう人たちは、生活の守りがなくなって本当に困るといえるときに、さっと支援される、そういう温かい制度にしていきたいということを求めて、質問を終わります。

一般質問
(8月18日)

健診受診率の引き上げを／所得の未申告者に 保険料軽減の勧奨を

伊藤建治議員(春日井市)



健康診査等について

受診率の減少傾向が続いているが、その原因は

【伊藤議員】愛知県の受診率は、過去五年間、35%程度にとどまり、減少傾向が続いています。減少傾向が続いている原因はなにか。

受診できる医療機関数や、日数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響など

【給付課長】受診率は、2018年度35.89%、2019年度35.75%とわずかながら低下。2019年の受診率低下の原因を市町村に聞いたが「受診できる医療機関数や、日数の減少」の他、年度末頃まで実施していた市町村では、新型コロナウイルス感染症での受診控えの影響も考えられる」としている。

受診率向上のために実施した取り組みは

【伊藤議員】受診率向上のための取り組みは。

多様な広報、国保健診などとの連携など有効と思われる事例を紹介

【給付課長】受診率の高い市町村を訪問し、受診率

向上の取組について聞き取りを行い、受診率が伸び悩んでいる市町村を訪問し、課題を協議し、有効と思われる事例の紹介を行っている。

主な事例として、「広報誌、ホームページ、行政無線及びメール配信サービス等、多様な方法で受診勧奨を行う」「受診券の発送時期を合わせるなど、国保の特定健診や他の健診と連動した取組を行う」「医療機関の待合スペースにポスターを掲示するなど、受診勧奨に医療機関の協力を得る」「共同でチラシを作製するなど、国保だけでなく、他の健康保険組合と協力して受診勧奨を行う」など。



健診受診率が向上している自治体での特別な取り組みはなにか

【伊藤議員】豊橋市、刈谷市、大口町は2ポイント以上の健診受診率が向上。蒲郡、稲沢、知多、岩倉、清須、あま、飛鳥、阿久比は1ポイント程度の向上。これら改善が見られた自治体において、どんな特別な取り組みがあったのか。

未受診者への勧奨、受診できる医療機関の増加、休日対応による受診可能日数の増加、受診予約の不要化等

【給付課長】2019年度の健康診査受診率を見ると、30の市町村で受診率が上昇し、1.0パーセント以上上昇したのは11市町村でした。受診率上昇の原因は、様々で、未受診者への勧奨、受診できる医療機関の増加、休日対応による受診可能日数の増加、受診予約の不要化等が挙げられる。

未受診の理由の調査や電話や訪問での受診勧奨を

【伊藤議員】より効果的な取り組みを実施するために、未受診の理由の調査をしてはどうか。電話や訪問での受診勧奨に取り組む考えはないか。

普段から医療機関を受診しているため必要ないという国保の調査結果と同様。個別の受診勧奨を働きかける

【給付課長】未受診理由の調査は、一部の市町村の国民健康保険で実施され、「普段から医療機関を受診しているため、別途、健康診査を受診する必要は

ないと考えている」というのが多かった。後期高齢者も同様と考える。

未受診者への個別の受診勧奨は、市町村が実施しており、2019年度は17市町村が取り組んだ。今後も、市町村で個別の受診勧奨を実施するよう働きかける。

検査項目の拡充を

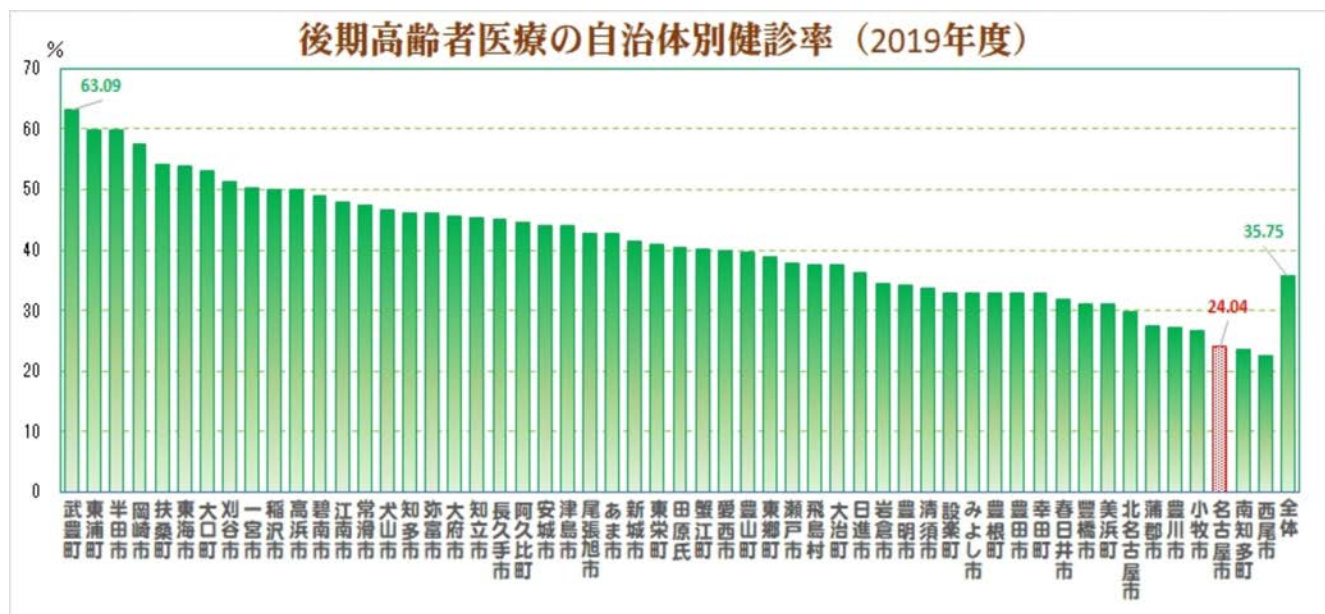
【伊藤議員】検査項目には、必須項目と、医師が必要と判断した場合に受けることができる詳細項目がある。貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査の4項目。いずれも特別な検査ではなく、基本項目に入っているとは思ってはいないものばかりです。自治体によっては、独自にこれらを必須項目に入れているところも数多くあります。詳細項目を必須項目に加えてはいかがでしょうか。

厚生労働省のプログラムと全く同様に今後も継続する

【給付課長】後期高齢者の健康診査は、厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づき実施している。現在、全ての受診者が受ける検査の必須項目とは別に、心電図検査、眼底検査、貧血検査及び血清クレアチニン検査の4項目を、健康診査の結果、医師が必要と認めた方に受診いただく詳細項目としている。これは、厚生労働省のプログラムと全く同様に、今後も4項目は詳細項目として取り扱っていく。

独自に必須項目に加えている自治体は

【伊藤議員】独自に必須項目に加えている自治体の状況をおたずねします。



心電図検査が26市町村、眼底検査が7市町村、貧血検査が32市町村、血清クレアチニン検査が49市町村で50市町村が実施

【給付課長】自治体独自の検査項目の追加状況は、現在、県内50市町村が実施している。心電図検査が26市町村、眼底検査が7市町村、貧血検査が32市町村、血清クレアチニン検査が49市町村。

歯科健診の実施を増やせ

【伊藤議員】口腔の健康は、日々の食事だけでなく、肺炎などの疾病の予防からも重要で、歯科健診の有用性が指摘されています。愛知県における歯科健診の実施自治体は毎年増え、33自治体になり、すべての自治体での実施が望ましい。見解と、実施自治体を増やすための取り組みについて伺います。

実施市町村数の拡大に努める

【給付課長】2019年度の後期高齢者医療の歯科健康診査は、県内33の市町村で実施し、受診者数は9,232人でした。2018年度は実施市町村数が30、受診者数7,468人で、2019年度は実施が拡大している。歯科健康診査は、口腔機能低下の予防を図り、肺炎等の疾病予防につなげることを目的としており、当広域連合も、重要な保健事業の一つと考えている。

今後、市町村へ歯科健康診査の実施を依頼するとともに、歯科健康診査実施費用の市町村補助を行いながら、実施市町村数の拡大に努める。

未受診理由の独自調査を行い、対策をすべきだ(再質問)

【伊藤議員】東京都の広域連合が2019年度に健診の未受診の理由を調査しました。「健康だから、日常気になるところがいから」が50%近くあった。愛知県でも同様の傾向ではないか。

人間ドック事業の助成状況	
年度	助成市町村数
2011年度	11
2012年度	15
2013年度	15
2014年度	16
2015年度	18
2016年度	20
2017年度	22
2018年度	22
2019年度	21

歯科健診の実施状況		
年度	実施市町村数	受診者
2015年度	15	2,258
2016年度	19	2,801
2017年度	23	3,934
2018年度	30	7,468
2019年度	31	9,232

自覚症状がないところから生活習慣病は進行していきます。東京都は、結果を踏まえて受診勧奨の取り組みをすること。愛知県でも、まずは調査。その結果に基づき、効果的な勧奨方法を検討してはどうかと思います。

国民生活基礎調査の中でも「心配な時はいつでも医療機関を受診できるから」が全体の34.9%と最も多かった

【給付課長】健康診査の未受診理由は、厚生労働省が実施した2019年国民生活基礎調査に、全国の20歳以上の方を対象にした調査結果の記載があり、その中で「健診等を受けなかった理由」について、「心配な時はいつでも医療機関を受診できるから」が最も多く、全体の34.9%を占める結果となっており、受診率が頭打ちとなっている原因の一つではないか。当広域連合としては、こういった傾向を踏まえ、被保険者に対する健康診査の重要性の啓発方法等、効果的な受診率向上の取り組みについて、引き続き検討したい。

血清クレアチニンは、ほとんどの自治体の実施しており必須に加えたら

【伊藤議員】検査項目で心電図、貧血検査は半数を超える自治体の実施。血清クレアチニンはほとんどすべての自治体の実施。検査の有用性は明らかで、やはり広域連合として、項目に加えるべきと感じました。特に血清クレアチニンは、ほとんどの自治体の実施しています。これはもう必須に加えたらいと思うのですがいかがでしょうか。

国の検討会でも両論あったが、国に従う

【給付課長】血清クレアチニン検査は、厚生労働省において専門家による検討会の報告を踏まえて2018年度から健康診査の項目に追加された。その際、検討会では、基本項目に位置付けるべきという意見と、詳細項目として実施すべきという意見の両論があり、最終的に、詳細項目として追加された。広域連合では、国のプログラムに従い詳細項目として今後も実施していく。

歯科健診をすべての自治体で(再質問)

【伊藤議員】歯科健診は、広域連合として実施しているところが複数ある。愛知県においても健康診査と同様に広域連合としてすべての自治体での実施をしてはどうかと思いますが、ご所見を伺います。

歯科健診は市町村が実施する健康増進事業であり、市町村に補助して拡大する

【給付課長】健康診査事業は、広域連合が取り組む保健事業であり、歯科健康診査事業は、健康増進法で市町村が実施する健康増進事業です。後期高齢者に対する歯科健康診査事業も市町村で実施し、広域連合は、市町村の実施経費を補助する方法で、市町村を支援し、広域連合全体の事業の拡大に努める。

所得の未申告者に対する 保険料軽減の取り扱いについて

保険料が軽減される可能性がある被保険者数は

【伊藤議員】所得の未申告者に対する保険料軽減の取り扱いについて聞きます。

後期高齢者医療の保険料の算定上、遺族年金、障がい年金は、所得としてはみなしませんが、所得の申告が必要です。未申告の方は、所得不明と取り扱われ、均等割は満額算定されます。これを回避し、所得に応じた保険料軽減を受けるには、所得がないことを申告する、簡易申告書を提出する必要がある、各市町村が所得の申告の勧奨を実施しています。

2017年8月の一般質問では、所得未申告者のうち、保険料が軽減される可能性がある被保険者数は約2,400人であったが、その後どう推移しているか。

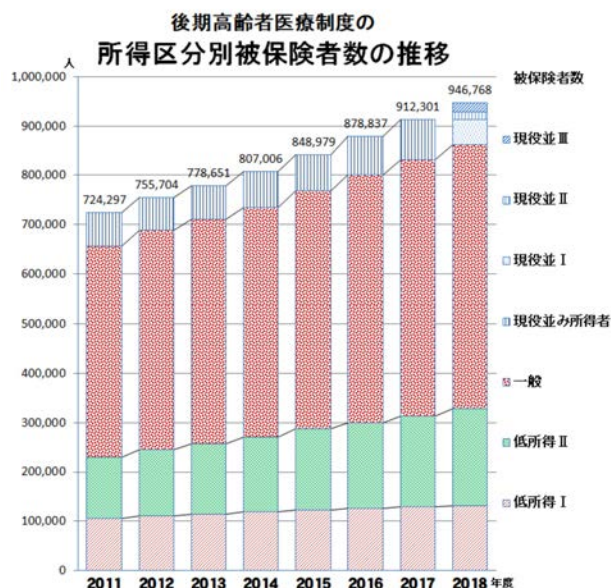
7月末で2018年度2,015人、2019年度1,246人、2020年度1,881人

【管理課長】所得の未申告者のうち、他の世帯員の所得により満額の均等割額を賦課されることが確定している者を除き、保険料が軽減される可能性がある被保険者数の推移は、各年度の7月末時点において、2018年度2,015人、2019年度1,246人、2020年度1,881人です。

所得の申告の勧奨を

【伊藤議員】広域連合で後期高齢者医療制度において用いる所得の簡易申告書を作成し、市町村に送付し、市町村が勧奨を実施する手続きとの説明がございました。それでも、未申告のままとなっている被保険者がいるとのことでした。現状も一定の人数でそうした方がいると思われます。この方々に対して、再度の働きかけを実施してはどうか。

すでにそのような取り組みを実施している自治体



があれば、その状況をうかがいます。

必要に応じて適切に市町村が実施

【管理課長】未申告者に対する所得の申告の勧奨は、市町村で実施している。具体的には、保険料軽減の可能性の有無に関わらず所得が未申告である対象者について、広域連合がその対象者の一覧と後期高齢者医療制度において用いる所得の簡易申告書を作成し、データにて市町村に送信しています。

市町村で対象者を確認した後に、必要な方に対して簡易申告書を送付し、その対象者から申告があった場合、所得の簡易申告の情報を広域連合へ送信し、広域連合にてその所得情報を基に、保険料の軽減判定を行っている。

広域連合としては、市町村で一度勧奨を行っているにも関わらず未申告となっている被保険者に対する更なる対応等について、詳細は把握してないが、必要に応じて適切に市町村が実施していると考えます。

負担が軽減できる方に対しては、きめ細やかなフォローが必要だ(意見)

【伊藤議員】所得の未申告者に対する保険料軽減の取り扱いについて、以前に質問をした際、年金機構に問い合わせをするなどして自動適用ができないものかとお尋ねをしましたが、「少額の一時所得や雑所得など、他の所得を有することがあり得るため、軽減を自動的に適用することはできません」とのことでした。

保険料が軽減される可能性がある被保険者は1881人とのことです。おそらく、そのほとんどの方が

手続きさえすれば軽減される方だと思います。市町村で申請勧奨をしており、未申告のままの方に対する対応は把握していないとのことでした。これはぜひ把握をしていただくことと、電話などでの働きかけを実施するようにしていただきたいと思います。

この間、保険料率は値上げ、軽減特例も次々と廃止や縮小と負担増ばかりになっている中であって、負担が軽減できる方に対しては、きめ細やかなフォローが必要だということは申し上げます。

決算審査
(8月18日)

軽減特例の廃止など負担増を押し付け高齢者に負担増。所得の少ない人に短期保険証の交付をするな

伊藤建治議員(春日井市)



制度改悪による負担増について

低所得者と元被扶養者の均等割の軽減見直しでの影響は

【伊藤議員】2019年度も軽減特例の縮小が実施された。影響人数、被保険者全体に占める割合と影響額を示せ。また元被扶養者の均等割の軽減特例は、9割軽減が2017年度に7割、2018年度に5割、2019年度は資格取得後2年のみ5割軽減となり、2年経過した後は、所得に応じた軽減以外は、軽減特例の対象ではなくなった。この軽減特例から外れた人数と影響額を。

低所得者の軽減削減で16万人7億円の影響。元被扶養者の均等割軽減削減で3万人7億円

【管理課長】2019年度の確定賦課時点で算出。8割軽減への見直しでは、8割軽減の対象が約16万6,000人、被保険者全体に占める割合は17.2%、影響額は約7億5,000万円。元被扶養者の均等割軽減で資格取得後2年間のみ5割軽減となった影響は、資格取

保険料の法定軽減対象者数(延べ人数) (事業概況より)

区分	年度	2014	2015	2016	2017	2018
均等割額	9割軽減	136,550	143,172	145,921	148,806	152,316
	8.5割軽減	119,181	128,076	136,397	145,664	154,454
	5割軽減	53,980	65,477	72,815	81,286	90,499
	2割軽減	65,408	77,524	87,809	98,837	109,663
	被扶養者*	9割	81,739	81,459	81,022	
		7割			80,516	
		5割				79,594
	小計	456,858	459,708	523,964	555,109	586,526
所得割	5割**	84,801	90,744	97,309		
	2割**				103,610	2,401
合計		541,659	586,452	621,273	658,719	588,927

* : 2016年度までは9割、2017年度は7割、2018年度は5割軽減
 ** : 2016年度間では5割、2017年度は2割軽減。2018年度で廃止

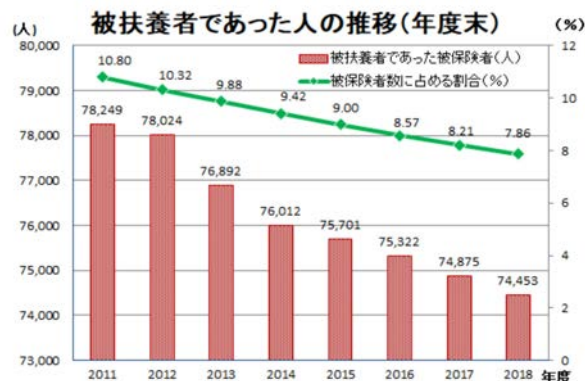
得後2年間の対象から外れた方が約3万2,000人、影響額は約7億4,000万円。

被保険者の方や御家族からのお問い合わせは

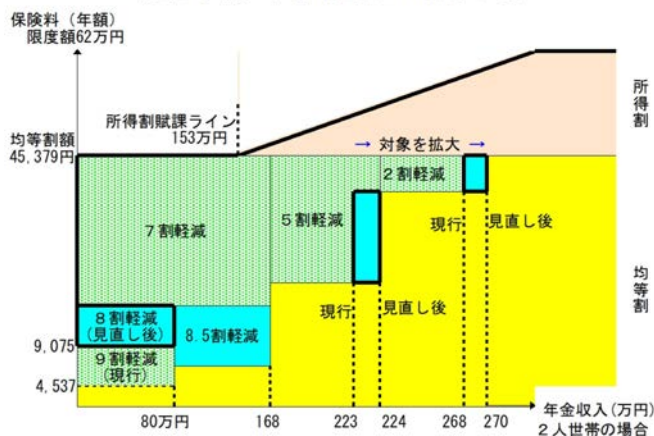
【伊藤議員】軽減特例の縮小で多くの方が保険料の大幅な増額になった。低所得者の軽減特例の縮小で保険料額は倍になっている。元被扶養者は、前年比で2倍、約2万3,000円の増額、9割軽減のときは10倍の保険料。何かの間違いではないかとの問い合わせ状況はどうか。

丁寧に説明している

【管理課長】被保険者や家族からの問い合わせや意見等が寄せられているが、丁寧に説明し、理解をい



保険料軽減の改正イメージ(2019年度)
(夫婦とも75歳以上、妻の年金収入が80万円以下の例)



たたくよう努めている。

高額療養費の自己負担限度額引き上げの影響

【伊藤議員】2018年8月に、高額療養費の自己負担限度額の引き上げが実施され2019年度が通年で影響を受ける最初の年。影響額はいかほどか。

23億4,600万円程度

【給付課長】2019年度は制度改正前との比較における歳出抑制効果を36億400万円程度と見込んで歳出予算を計上したが、年度途中で歳出不足が見込まれ、最終的には12億5,800万円の流用増を行う結果となった。このことから、高額療養費の制度変更による通年の影響額としては、2019年度の当初予算編成時に見込んだ金額から年度途中の流用額を差し引いた23億4,600万円程度と考える。

軽減特例の縮小などで負担が増大、払えない人には特別の事情がある(意見)

【伊藤議員】軽減特例の縮小と高額療養費の自己負担限度額の引き上げの影響額を合算すると38億4,000万円。被保険者の負担が増えた。

短期証や差し押さえについて

短期保険証の発行数は

【伊藤議員】短期保険証の発行件数の推移、2019年度の所得別内訳を。

2020年3月末現在713人。うち所得0は279人

【管理課長】短期保険証の発行人数は、2018年3月末現在806人、2019年3月末現在748人、2020年3月末現在713人。

短期保険証交付者の所得階層別区分は、保険料算定に用いる所得金額から33万円を控除した旧ただし書き所得を基にして説明。2020年3月末現在の短期保険証交付者713人の所得階層別の内訳は、所得0円279人、それを超えて58万円以下130人、それを超えて200万円以下248人、それを超えて400万円以下37人、それを超えて600万円以下7人、600万円超が12人。

差し押さえの件数と金額は

【伊藤議員】保険料未納者に対する差し押さえの件数と金額、内容を。

246件、3,816万7,475円

【管理課長】差し押さえの件数は246件、3,816万7,475円。預貯金、年金、生命保険、不動産、給与、国税等還付金など。

短期証の発行より収納相談を(再質問)

【伊藤議員】短期保険証の発行件数は、ほぼ同水準での推移。所得別内訳で、実に40%の方が所得ゼロ、92%が所得200万円未満で、保険料の収納率は99.65%と、国保と比較すると驚くほどの高さで、払えない方というのは、よほどの事情があると察してしかるべきです。厚生労働省は短期証や資格証明書交付の際は、機械的・一律に運用することなく、納付できない特別の事情があるか否かを適切に判断するように求めている。所得別内訳を見れば、ほとんどの方に納付できない特別の事情があることは容易に推察ができる。

短期証の取扱いは約3割16の市町村が短期証の発行をしていない。保険証は通常のものを送付し、収納対策はそれはそれとして行っている。これが適切

後期高齢者制度の短期保険証交付状況(2020年3月末)

自治体	交付件数	未更新件数	自治体	交付件数	未更新件数
名古屋市	260	79	岩倉市	9	4
豊橋市	60	23	豊明市	6	2
岡崎市	44	7	日進市	6	1
一宮市	51	8	田原市	13	2
瀬戸市	16	3	愛西市	10	3
半田市	7	1	清須市	-	-
春日井市	-	-	北名古屋市	16	2
豊川市	10	1	弥富市	3	1
津島市	4	0	みよし市	1	1
碧南市	-	-	あま市	20	2
刈谷市	10	1	長久手市	-	-
豊田市	49	4	東郷町	1	1
安城市	20	6	豊山町	-	-
西尾市	2	1	大口町	-	-
蒲郡市	15	3	扶桑町	-	-
犬山市	-	-	大治町	10	2
常滑市	-	-	蟹江町	7	1
江南市	-	-	飛島村	-	-
小牧市	12	1	阿久比町	2	0
稲沢市	1	0	東浦町	-	-
新城市	5	3	南知多町	-	-
東海市	10	1	美浜町	7	0
大府市	4	1	武豊町	1	0
知多市	6	0	幸田町	1	1
知立市	10	2	設楽町	-	-
尾張旭市	4	1	東栄町	-	-
高浜市	-	-	豊根村	-	-
			合計	713	169

「未更新件数」は、有効期間が経過し、無保険となっている件数

なやり方ではないか。特に医療の必要度の高い高齢者であり、保険証の有無は命に直結する話。

広域連合全体として、短期保険証の発行は行わずに収納対策を進めてはどうか。

保険料の納付のために交付している短期保険証。運用は適切に行われている

【管理課長】市町村での収納対策の一つとして、短期保険証を活用。納付相談できてもらい保険料の納付につなげるために交付している。短期保険証の運用は適切に行われている。

市町村の収納対策は、規模や地域性などの違いを踏まえながら実施しており、短期保険証の発行で県内一律の取組みをすることは困難である。

差し押さえの対象者の所得と生活への配慮について(再質問)

【伊藤議員】差し押さえについて、保険料を納められない方の大半が、所得ゼロなど低所得者であることを鑑みれば、その取扱いが慎重であるべき。246件の所得状況はどうか。差し押さえでその後の生活が立ち行かなくなってしまうということがないように、きめ細やかな配慮が必要ではないか。

収入・資産等があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対して行われている

【管理課長】年1回、市町村からの報告で、差し押さえの対象となった件数、種別及び金額について確認をしている。市町村が行った差し押さえの個別の所得状況等までは把握していないが、市町村で納付相談等を行い、生活状況等を十分に把握した上で、収

入・資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対して適切に行われている。

今後も、短期保険証及び差し押さえは、市町村と連携し、適切な対応に努める。

特別会計決算認定案への 反対討論(8月18日)



【伊藤議員】令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から発言をいたします。

大幅な負担増を次々と押しつけ

反対の理由は、大幅な負担増が次々と押しつけられていることにほかなりません。今決算においては、低所得者の均等割の9割軽減を8割にしたこと、元被扶養者の一律軽減を2年のみとしたこと、そして、高額療養費の自己負担限度額の大幅な引き上げが実施されたことです。

負担増の影響はほとんどが低所得者

これまでも所得割の軽減が廃止され、元被扶養者についても、もともと一律9割軽減であったものを段階的に縮小してきました。看過できないのは、これらの負担増の影響を受けているほとんどが低所得者であるということです。低所得者の均等割の軽減の縮小は、これで終わりではなく、今年度、令和2年度は、一番所得の低い方については7割にまで縮小し、これまで8.5割軽減だった方は7.75割に縮小、さらに来年度は、こちらも7割にまで縮小いたします。

2019年度一般会計決算

歳入		歳出	
区分	決算額	区分	決算額
分担金及び負担金	1,225,458,000	議会費	3,583,304
国庫支出金	186,455,000	総務費	792,995,139
寄附金	0	民生費	745,448,236
繰入金	0	公債費	0
繰越金	223,916,277	予備費	0
諸収入	1,453,442	合 計	1,542,026,679
合計	1,637,282,719	※差引	95,256,040円

2019年度特別会計決算

歳入		歳出	
区分	決算額	区分	決算額
市町村支出金	160,547,981,517	保険給付費	841,990,950,486
国庫支出金	265,069,405,779	県財政安定化基金拠出金	7,651,531
県支出金	68,454,714,224	特別高額医療費共同事業拠出金	267,194,729
支払基金交付金	355,561,067,000	保健事業費	3,223,847,102
特別高額医療費共同事業交付金	256,368,892	公債費	0
寄附金	0	諸支出金	12,619,066,266
繰入金	952,007	予備費	0
繰越金	27,250,396,648	合計	858,108,710,114
県財政安定化基金借入金	0	※ 差引	20,701,974,507円
諸収入	1,669,798,554	差引合計	20,797,230,547円
合計	878,810,684,621		

所得割の軽減廃止で約13億2,000万円、元被扶養者は、約15億3,000万円の負担増

これらの影響額をざっと述べますと、所得割の軽減廃止の影響額は約13億2,000万円。内訳を申し上げます。2017年(平成29年)度、約8億円、影響を受けた人数10.1万人、2018年度、約5億2,000万円、影響人数10万人。元被扶養者に対する負担増の総額は、約15億3,000万円。内訳を申し上げます。2017年度、約4億2,000万円、影響人数5.9万人。2018年度、約3億7,000万円、影響人数4.1万人。2019年度、約7億4,000万円、影響人数3.2万人。保険料率の引き上げ等もあり、短期間のうちに保険料が10倍以上にはね上がった人も少なくありません。

均等割額の軽減特例の縮小の影響が7億5,000万円、高額療養費の自己負担限度額の引き上げ約23億5,000万円

さらに、均等割額の軽減特例の縮小の影響が、2019年度は7億5,000万円、そして、高額療養費の自

己負担限度額の引き上げの通年での影響額は、実績値で約23億5,000万円とのことでした。本当に短期間のうちに驚く規模の負担増になっています。そして、さらに負担増はまだまだ続く予定でございます。

後期高齢者医療の負担増のやりようは、あまりに情がない

今月8月は、終戦記念日があることもあり、新聞やテレビで過去の戦争の惨禍についての話を見聞する機会が多く、後期高齢者医療の被保険者の皆さんが、過酷な時代を生き延びてきたのだということを思い知ります。そして、戦後は身を粉にして働いて家庭を守り、我が国の経済成長を支えてこられました。その皆さんに対する、この間の後期高齢者医療の負担増のやりようは、あまりに情がないと言わざるを得ません。

これらは容認できるものではございません。今決算認定に対しましては、反対の意思表示をさせていただきます。

【請願審査(採択を求める賛成討論)】

コロナ禍で社会が疲弊し、生活基盤も不安定な中、高齢者の負担増を進めるべきではない 岡田ゆき子議員



【岡田議員】ただいま議題となっております、請願第2号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願」について、採択を求めて討論いたします。

生活を共にしている世帯単位で、支援の仕組みを作っていることも重要であります。

しかし、職を失いまた病気などで収入が減少する

コロナ対策に限らず生活に困っている人を支えよ

新型コロナウイルス感染症は全国的にも猛威を振るい、愛知県では、感染者は8月17日時点で3,765人となっています。6月以降の第2波では、若い人を中心に感染が拡大し、さらに重篤化しやすい、高齢者へと広がってきています。感染拡大を止めるには、PCR検査数を飛躍的に増やして感染を抑え込むこと、休業要請、自粛要請を適切に行い、同時に補償、生活支援をしっかりと行うことが必要です。

こうした中で、国は、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した被保険者に対し、保険料を減免する特例制度を設けました。新型コロナによる影響と限定していますが、その目的は、一般質問でも答弁されました「一定程度収入が下がり生活に困っている被保険者等への支援策」であります。また、

請願第2号

後期高齢者医療制度の改善を求める請願書

【請願事項】

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。
2. 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。
3. 保険料未納者への「短期保険証」の発行はやめ、「財産の差し押さえ」は行わないでください。
4. 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものでなく、愛知県国民健康保険運営協議会と同様に、広く被保険者から公募するよう改めてください。
5. 国に対して、次の項目の意見書を提出してください。
 - ①次期保険料率改定に向けて、定率国庫負担割合の増加等、国による財政支援を拡充してください。
 - ②後期高齢者の窓口負担割合引き上げや保険料軽減特例を撤廃しないでください。

ことは、コロナと限らず、起こりうる事であって、そうした生活に困っている状況に対しても同様に支援がされるべきです。

また「傷病手当金」は、他の社会保険には、もとよりある仕組みで、国保や後期高齢者医療の被保険者でも、就業者が一定数存在しているのですから、新型コロナウイルス感染症に限らず、恒常的な仕組みとして傷病手当金は必要だとする請願者の要望は当然だと考えます。

平時から、高齢者や高齢者を支える世帯が生活に困った時にしっかり支える仕組みがあることで、未曾有の災害時に、その仕組みが柔軟に生かされることになると思います。

コロナ禍でも負担増の議論

このコロナ禍において、厚労省の社会保障審議会医療部会では、一定以上所得のある後期高齢者の一部負担割合の2割への引き上げなど議論が続けられています。

7月9日に行われた部会では、窓口2割負担については、自治体関係者からは新型コロナの影響を踏まえた慎重な審議を求める声上がるほか、日本医師会の委員からは「原則1割」にとする主張や、被保険者当事者である老人クラブの代表委員から「窓口負担の強化はやるべきではない」との2割負担の反対の訴えが続きました。

国へ財政支援を求め、窓口負担の引き上げや軽減特例の撤廃はすべきでない

コロナ禍で社会全体が疲弊し、個々人の生活基盤も不安定となっている中、後期高齢者の一部負担引き上げを進めるべきではありません。請願にあるように、国へ財政支援を求め、窓口負担の引き上げや軽減特例の撤廃はすべきでない旨を議会として述べる必要があります。

以上、請願に賛成する主な意見を述べました。改めて全ての採択を求めまして、討論を終わります。

請願に対する見解【事務局長】

1、収入減少による保険料減免について

【事務局長】収入が著しく減少した理由が、重大な障害、長期入院のほか、事業又は業務の休廃止、事業の著しい損失、失業等では、保険料を減免する恒常的制度としている。新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする保険料の減免制度は、厚生労働省の通知に基づき、減免の対象となる保険料の範囲や減免の基準等の特例を設けたものであり、恒常的なものではない。

2、傷病手当金について

【事務局長】任意給付である新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金は、国内での感染拡大防止の観点から、国が特例的な措置として財政支援を行うもので、被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は感染が疑われる者を対象としている。

3、短期保険証の発行と財産の差し押さえについて

【事務局長】短期保険証は、保険料未納者に対し納付相談の機会を設け、保険料納付につなげるために発行している。財産の差し押さえを含む滞納処分は、十分な収入、資産等があるにもかかわらず、保険料を納めない被保険者に対して行われている。

4、懇談会の委員の公募の方法について

【事務局長】後期高齢者医療制度は現在、97万人を超える被保険者がおり、本制度に対する意見も様々なものがあり、制度をよく理解していない人や余り知らない人もいるので、そうした人からも広く意見を頂戴することも必要と考え、全被保険者の中から無作為に抽出した方をお願いしている。

5、国への意見書について

【事務局長】広域連合から国への要望状況等を参考としてしめす。

①国による財政支援の拡充…全国後期高齢者医療広域連合協議会が令和2年8月6日に厚生労働大臣宛てに提出した後期高齢者医療制度に関する要望書で、定率国庫負担の割合の増加や国の責任ある財政支援の拡充等を要望した。

②後期高齢者の窓口負担割合引き上げ…先ほど申し上げた厚生労働大臣宛ての要望書で、高齢者が必要な医療を受ける機会が確保されるよう慎重かつ十分な議論を重ねること等を要望。なお、②のうち、保険料軽減特例は、平成31年2月の定例会で可決された条例の一部改正で、令和元年度から段階的に縮小され、今年度をもって廃止されることとなっている。

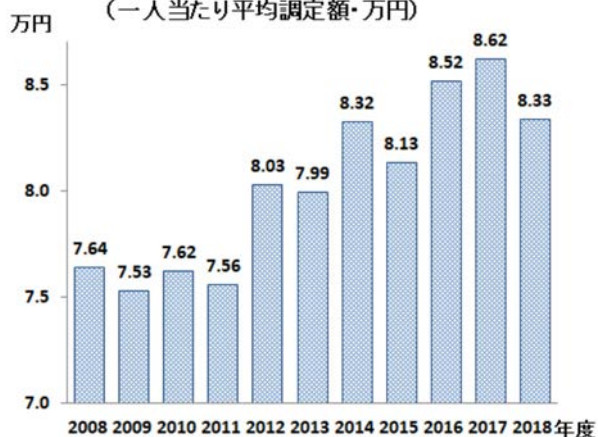
資料

被保険者数の状況(年度末)

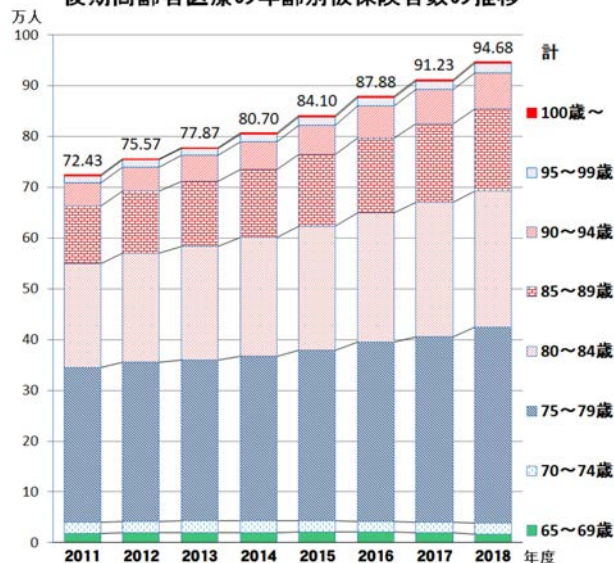
年度	被保険者数 (人)	対前年度比 (%)	65歳以上75歳未満 の障害認定者(人)	対前年度比 (%)
2010	696,054	104.2	40,906	98.3
2011	724,297	104.1	40,598	99.3
2012	755,704	104.34	41,595	102.46
2013	778,651	103.04	42,989	103.35
2014	807,006	103.64	43,483	101.15
2015	840,979	104.21	42,853	98.55
2016	878,837	104.50	41,610	97.10
2017	912,301	103.81	40,532	97.41
2018	946,768	103.78	39,232	96.79

保険料の推移(事業概況より)

	均等割	所得割率	1人1保険料	収納率
2008年度	40,175円	7.43%	76,388円	99.40%
2009年度	40,175円	7.43%	75,283円	99.26%
2010年度	41,844円	7.85%	76,210円	99.40%
2011年度	41,844円	7.85%	75,588円	99.48%
2012年度	43,510円	8.55%	80,275円	99.47%
2013年度	43,510円	8.55%	79,930円	99.51%
2014年度	45,761円	9.00%	83,235円	99.53%
2015年度	45,761円	9.00%	81,325円	99.56%
2016年度	46,984円	9.54%	85,155円	99.56%
2017年度	46,984円	9.54%	86,227円	99.56%
2018年度	45,379円	8.76%	83,339円	99.64%

後期高齢者医療保険料
(一人当たり平均調定額・万円)

後期高齢者医療の年齢別被保険者数の推移



医療費実績の推移

	一人当たり 医療費	一人当たり 件数	1件当たり 医療費	1日当たり 医療費
2010年度	912,680円	28.3件	32,225円	14,727円
2011年度	924,525円	28.8件	32,096円	15,059円
2012年度	927,431円	29.3件	31,706円	15,412円
2013年度	941,626円	29.7件	31,697円	15,855円
2014年度	941,916円	30.1件	31,331円	16,169円
2015年度	960,009円	30.4件	31,541円	16,681円
2016年度	940,921円	30.6件	30,708円	16,705円
2017年度	946,433円	30.8件	30,721円	17,183円
2018年度	944,634円	31.0件	30,513円	17,504円

保険料の均等割額と
所得割率の推移

声明・申し入れなど

6月議会以後9月議会終了までに市議団が行った申し入れや見解、声明、談話などは次の通りです。

- 1 議員報酬額の検討および政務活動費情報公開の申し入れ（7月27日）
- 2 新型コロナウイルス感染症の第2波を食い止めるための緊急申し入れ（7月28日）
- 3 危機的な感染拡大を抑止するため大規模なPCR等検査などを求める緊急申し入れ（市長・8月4日）
- 4 危機的な感染拡大を抑止するため大規模なPCR等検査などを求める緊急申し入れ（県知事・8月12日）
- 5 「ヘイト」に関する緊急申し入れ（9月24日）

議員報酬額の検討および政務活動費情報公開の申し入れ

2020年7月27日

名古屋市会議長 中里 高之様
同 議会運営委員長 小出 昭司様

日本共産党名古屋市議員団
団長 田口 一登

「市民に開かれ、市民に身近で存在感のある議会を作り上げる」ことを目的とした名古屋市議会基本条例に基づいて、下記の点について重点的に推進することを求めます。

記

1 議員報酬について

現在、議員報酬は、「名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」に基づき支給されています。この条例について、議会基本条例第16条が定めている「民意を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用することができる」という規定に則る市民参加の第三者機関による議論が行われていません。

そこで、改めて、市民参加の第三者機関で議論し、あるべき額について提案を受け、額を決定すべきです。

2 政務調査費の収支報告書と領収書のインターネット公開について

「収支報告書と領収書のインターネット公開」については、昨年2月22日の議会運営委員会において「可及的速やかに行うこと」で「理事会において意見の一致を見た」と報告されています。しかし、いまだに公開されていません。早急に公開することを求めます。

3 議会改革推進協議会の再開について

以上の提案について、議会改革推進協議会を再開し、市民公開の場で議論することを求めます。

【参考】河村市長は、昨年2月定例会において3月6日での「名古屋市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正について」の提案説明で「議会自らが名古屋市議会基本条例第16条に基づき、参考人制度や公聴会制度等を活用しながら、報酬について市民にしっかり説明をし、市民の理解と納得を得て決めなければならない」と述べるとともに、答弁で「議会がやられて、市民の皆さんが納得ができる、了解ができる金額が出てきたら、……それは従うことになります」と答弁しています。このように、河村市長は、議会基本条例第16条に基づいて議員が報酬額を決定することには異を唱えていません。

新型コロナウイルス感染症の第2波を食い止めるための緊急申し入れ

2020年7月28日

名古屋市長 河村たかし 様

日本共産党名古屋市議員団
団長 田口一登

新型コロナウイルス感染者数は、7月23日に全国でも最多を更新しました。名古屋市内でも6月以降急速に拡大し、同日には62人と最多となり、以後連日40人前後が続いています。

第2波の感染は、繁華街を中心に、感染者の多くが20歳代であり、感染経路不明者数は半数を越え市内全域に広がっています。収容施設が不足し、自宅待機を余儀なくされている陽性者は200人を超えています。家族への感染の不安、食糧買い出しに外出をせざるを得ない実態など、報道を通して名古屋の実態が明らかになり、第1波にはない深刻な事態となっています。

この間、日本共産党市議団は繰り返し、検査と隔離、治療を思い切って進めるため、PCR検査の拡充、接触者センター

の体制強化等を申し入れてきました。感染の第2波から名古屋市民のいのちと健康、暮らしと生業を守るために、以下の対応を緊急に行うよう申し入れます。

記

- 1 7月15日の「厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部」の事務連絡にもとづき、PCR検査の戦略的な拡大を行うために以下の対応を行うこと
 - ①感染拡大の可能性のある地域を特定し、そのエリア内すべての店舗の従業員・連絡可能な顧客のPCR検査を実施すること。
 - ②業務上、人との接触が避けられない医療、介護、障害、保育、教育等の関係者にPCR検査を実施すること。陽性者が出た施設では2週間毎の検査を継続すること
 - ③大規模なPCR検査を展開するため、名古屋市PCR検査所を各行政区の保健センター等に設置すること。検体検査は、衛生研究所のほか、検査可能な医療機関、民間検査機関、大学等の協力を求めること
 - ④無症状、軽症者に陽性者が多数いることから、帰国者・接触者相談センターに症状（程度に関わらず）を訴える市民にはPCR検査（予約も含め）が受けられるよう丁寧で確実な対応を行うこと
- 2 上記検査の結果、陽性者が発見された場合、事業所・施設への休業要請と閉鎖に伴う補償を行政の責任で行うこと
- 3 軽症・無症状の感染者を保護・隔離するため、県市協力し宿泊施設を大規模に確保すること。国、独立行政法人等の公的施設の活用をすすめること
- 4 現在、中保健所が担っている休日及び夜間の帰国者・接触者相談センター業務は、本庁保健所にその機能を移し、平日並みの人員体制で対応にあたること
- 5 感染者搬送時間のロスをなくすため、現在守山区の衛生研究所に置かれている感染症・調査センターの患者移送に関わる人員と移送車を本庁に移すこと
- 6 感染者のプライバシーに配慮しながら、①感染地域②PCR検査及び抗原検査件数③中重度及び軽度・無症状の陽性者数④入院及び入所療養者数とそれぞれの施設使用率⑤自宅待機者数（入院入所調整中）等を市民に分かりやすく公表すること。

危機的な感染拡大を抑止するため大規模なPCR等検査などを求める緊急申し入れ

2020年8月4日

名古屋市長 河村たかし 様

日本共産党愛知県委員会
委員長 岩中正巳
日本共産党名古屋市議員団
団長 田口一登

名古屋市の新型コロナウイルスの感染拡大が過去最多を更新し続けており、きわめて憂慮する事態となっています。

東京都医師会の尾崎会長は、感染抑止のためには全国の感染震源地（エピセンター）化した地域を特定し、その地域で大規模なPCR等検査を行なう必要があると強調しています。現在の感染の急速な拡大を抑止するためには、PCR等検査を大規模に実施し、無症状の人も含めた「感染力」のある人を見つけ出して隔離・保護する以外にありません。

一刻の猶予ありません。7月28日の申し入れの具体化として、下記の対策の緊急実施を要請します。

記

- 1 感染震源地において、無症状者も含めて感染力のある陽性者が特定されず感染拡大の原因になっていることから、錦三丁目など繁華街の住民、事業所の在勤者の全体、連絡可能な顧客に対して、防疫を目的にPCR等検査を実施すること
- 2 医療、介護、福祉施設、保育園、幼稚園、学校等、集団感染によるリスクの高い施設に勤務する職員、出入り業者への定期的なPCR等検査を実施すること。必要に応じて施設利用者全体を対象にPCR等検査を実施すること
- 3 より迅速で安全に大量の検体採取が可能な「唾液検査キット」を積極的に採用すること。また、大量のPCR等検査を可能にするため、公的機関や大学等研究機関、民間検査機関などあらゆる機関に協力を求めること
- 4 自宅待機にならざるを得ない陽性者に対し、隔離・保護を徹底するため、当面の食料や生活衛生用品などを詰めた「自宅療養パック」を配布すること
- 5 名古屋市に感染者が集中していることから、情報を愛知県と共有し、市と県が一体となって、人的・財政的確保に全力を尽くすこと

危機的な感染拡大を抑止するため大規模なPCR等検査などを求める緊急申し入れ

2020年8月12日

愛知県知事 大村秀章 様

日本共産党名古屋市議員団
団長 田口一登

愛知県内の新型コロナウイルスの感染拡大は、きわめて憂慮する事態となっています。

東京都医師会の尾崎会長は、感染抑止のためには全国の感染震源地（エピセンター）化した地域を特定し、その地域で大規模なPCR等検査を行なう必要があると強調しています。現在の感染の急速な拡大を抑止するためには、PCR等検査を大規模に実施し、無症状の人も含めた「感染力」のある人を見つけ出して隔離・保護する以外にありません。

一刻の猶予もありません。下記の対策の緊急実施を要請します。

記

- 1 感染震源地において、無症状者も含めて感染力のある陽性者が特定されず感染拡大の原因になっていることから、名古屋市中区錦三丁目など繁華街の住民、事業所の在勤者の全体、連絡可能な顧客に対して、防疫を目的にPCR等検査を実施すること
- 2 より迅速で安全に大量の検体採取が可能な「唾液検査キット」を積極的に採用すること。また、大量のPCR等検査を可能にするため、公的機関や大学等研究機関、民間検査機関などあらゆる機関に協力を求めること
- 3 自宅待機にならざるを得ない陽性者に対し、隔離・保護を徹底するため、当面の食料や生活衛生用品などを詰めた「自宅療養パック」を配布すること
- 4 名古屋市に感染者が集中していることから、情報を名古屋市と共有し、県と市が一体となって、人的・財政的確保に全力を尽くすこと

「ヘイト」に関する緊急申し入れ

2020年9月24日

名古屋市長 河村 たかし様

日本共産党名古屋市議団
団長 田口一登

「あいちトリカエナハーレ2020『表現の自由展・その後』」（日本第一党愛知県本部主催）が今月26・27両日、名古屋市民ギャラリー栄で開催されます。

日本第一党の代表・桜井誠氏は、全国各地で特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチを繰り返してきた「在日特権を許さない市民の会」の元会長であり、党自身も「一部の外国人に対する優遇処置を撤廃」「朝鮮学校への補助金支給に断固反対」などの政策をかかげています。

昨年10月に開かれた同名の美術展では、「犯罪はいつも朝鮮人」と書かれた「カルタ」などが展示されました。愛知県は今回の展示にあたり、警備員の派遣などの条件をつけましたが、主催者側が応じなかったため県施設の使用を許可しませんでした。

いっぽう本市は、主催者に「ヘイトはしない」と口頭で確認したとして、市施設の使用を許可しましたが、日本共産党名古屋市議団には、多くの市民から、危惧する声が寄せられています。

ついでには同展で、特定の国籍の外国人を排斥したり、人権を侵害する趣旨の展示行為等がなされることのないよう、下記の内容を緊急に申し入れます。

記

1. 「あいちトリカエナハーレ2020『表現の自由展・その後』」において、民族・人種差別や人権侵害行為・言動がなされた場合、ただちに主催者に中止を求めること。
2. ヘイトスピーチ・デモなどの民族・人種差別や人権侵害行為の防止と根絶に向けた、実効ある対策条例を整備すること。

資料

- 資料1 収支見通しと新年度予算の編成方針 (10月9日)
 資料2 2021予算に対する要望書 (9月11日)
 資料3 コロナに対する市民アンケート (5月～8月)
 資料4 コロナに関する繁華街事業所アンケート (8月～10月)
 資料5 減税会派からの「申し入れ」等の経緯
 資料6 新聞記事

資料1 財政収支見通し及び2021年度予算編成について (10月9日)

一般会計収支見通し 2020は予算、他は見込み (単位: 億円)

区分	2020	2021	2022	2023	2024
歳入					
市税	5,979	5,539	5,750	5,813	5,837
減税前	6,074	5,628	5,839	5,904	5,930
5%減税額	△ 95	△ 89	△ 89	△ 91	△ 93
市債	819	976	1,022	1,023	1,356
うち臨時財政対策債	(120)	(200)	(150)	(110)	(100)
その他	5,746	5,979	5,897	5,881	5,939
うち地方交付税	(63)	(104)	(74)	(59)	(59)
計	12,544	12,494	12,669	12,717	13,132
歳出					
人件費	2,767	2,725	2,737	2,718	2,722
扶助費	3,380	3,466	3,544	3,596	3,645
公債費	1,282	1,270	1,296	1,323	1,277
投資的経費	1,151	1,222	1,223	1,297	1,850
その他	4,014	4,163	4,298	4,293	4,223
計	12,544	12,846	13,063	13,227	13,717
差引収支	-	△352	△429	△510	△585

収支不足への取り組み (単位: 億円)

区分	年度	2020 予算	2021	2022	2023	2024
行財政改革の取り組み		73	44	112	170	238
経常分		51	34	102	170	238
臨時分等		(22)	(10)	(10)	(-)	(-)
歳出の削減		51	43	112	170	238
内部管理事務等の見直し		44				
うち臨時分等		(7)				
事務事業の見直し		2				
うち臨時分等		(1)				
公の施設等の見直し		4				
外郭団体に関する見直し		1				
うち臨時分		(0)				
歳入の確保、その他		185				
うち臨時分等		(14)				
人件費関係分		4	1	(10)	(-)	(-)
定員の見直し		3	1			
その他人件費の見直し		1	-			
うち臨時分等		(0)	(-)			
財源対策		25	25	12	-	-
貸付金の返還		25	25	12	-	-
合計		98	69	124	170	238

(注) 2019年度は予算での対応

一般会計市債現在高年度末見込み	16,013	15,847	15,721	15,695	15,686
-----------------	--------	--------	--------	--------	--------

1 今後の財政収支見通し

収支見通しの作成方法

区分	説明
歳入	
市税	2021年度は直近の経済情勢等を勘案して推計し、2022年度以降は内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」で示された名目経済成長率の見通し等を勘案して各年度の税収の伸びを見込む
市債	歳出に合わせて現行の充当率で積算
地方交付税、臨時財政対策債	市税等の見込みに基づいて推計
その他	歳出に合わせて増減するもの及び臨時収入は積算し、それ以外は2020年度予算を参考に推計
歳出	
人件費	退職手当は所要額、その他は2020年度予算に定昇分等を勘案し推計
公債費	市債発行額に応じ積算
投資的経費	債務負担行為等により事業費が確定しているものは所要額、その他は2020年度予算を参考に推計
扶助費、その他	債務負担行為等により事業費が確定しているものは所要額、員数の伸び等により年度毎に増減がある事業は積算し、その他は2020年度予算を参考に推計

2 2021年度予算の財源配分の考え方

以下の経費区分により 一般財源を配分

- ① 経常経費 } 事務事業の積極的なシフト
見直しを促し、財源不足に対応するため、圧縮して配分
 ② 経常化している政策経費 }
 ③ 法定事業 債務負担行為等経費 → 所要見込額を配分
 ④ 臨時・政策経費必要額 → 70億円を留保

2021年度予算編成の予算配分の考え方

経常経費 法定事業 臨時・政策
 経常化している政策経費 債務負担行為等経費 経費必要額

特定財源 (国庫補助金など)	特定財源 (国庫補助金など)	特定財源
一般財源 (市税収入など) 2,254億円(2230億円) ↓ 圧縮 2,220億円(2189億円)	一般財源 (市税収入など) 5,072億円(4922億円)	一般財源 70億円 (92億円)
行財政改革の取り組み 34億円(41億円)		

* () 内は昨年度収支見通し時の2020年度の金額

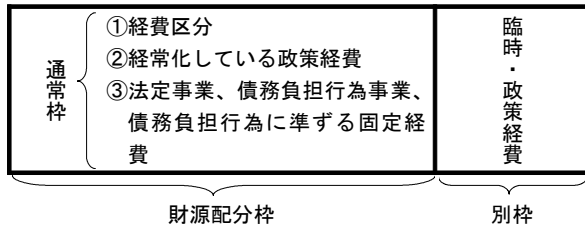
経費圧縮の考え方

(節別に圧縮率を設定)

- ・人件費…計画的な定員管理等による削減額
- ・扶助費…圧縮なし
- ・その他…△5%

〈参考〉経費区分について

1 概念図



2 経費区分別の主な事業

	経費区分	主な事業
[通常枠]	経常経費	人件費、庁用経費、施設運営費など
	経常化している政策経費	各種助成制度、ごみ処理経費など
	法定事業	生活保護扶助費、障害者自立支援制度、子どものための教育・保育給付等、児童手当など
	債務負担行為事業	焼却工場の整備、公営住宅の建設など
	債務負担行為に準ずる固定経費	公債費、退職手当、国直轄道路事業負担金など
[臨時・政策経費]	臨時・政策的な事業で、各局が通常枠とは別に要求し、個別に査定を行う経費	

資料2「2021予算に対する日本共産党の要望書」(9月11日)

市民生活を支える日々の活動に敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症による生命と健康、暮らしの危機が続いています。また、長期にわたる自公政権下で社会保障・福祉切り捨てにより貧困格差が広がり、「行革」の名のもと公務員削減・公的事業の民営化により公的責任を後退させてきました。こうした社会基盤がぜい弱化していたところにコロナ禍が追い打ちをかけています。

消費税が10%増税されたもとで契機は後退局面に入り、コロナ禍のもとで多くの中小企業が経営悪化に苦しんでいます。今、名古屋市政に必要なのは、感染拡大防止を最優先課題として取り組むとともに、医療、介護、障害福祉、保育など市民の命と健康を守る、子どもたちの学びを保障する、地域経済の自立的な発展を支える、文化や芸術を守り支える、災害に強いまちづくりをすすめるなど、行政の責任と役割を明確にし、市民の暮らしや営業をしっかり支えることです。その財源確保のために、不要不急の大型事業は中止・見直しを求めます。

コロナ危機を乗り越え、「市民の健康と暮らしを最優先」「内需を温めて中小事業者の生業を守る」新しい名古屋市政、住民が主人公の名古屋市政に転換しなければなりません。

以下 383項目の要望をとりまとめました。ご検討いただき、来年度の予算編成に反映されますよう強く要望します。

1 自公政権の暴走から市民を守るために国へ強く働きかける

1. 感染拡大抑止の観点から、学校における少人数学級の早期実施や、保育・介護・障害などの施設設置・人員配置基準の見直しも国に求める。
2. 雇用調整助成金(新型コロナ特例)をコロナ禍が収束するまで継続・充実させるとともに、コロナ禍を理由にした解雇・雇止めを行わないよう企業に指導・徹底する。
3. 日本国憲法を守り、立憲主義を貫く。
4. 戦争する国づくりをすすめる憲法違反の「安全保障関連法」は廃止する。
5. 国連で採択された核兵器禁止条約をただちに批准する。
6. コロナ禍から暮らしと経済を守るために、消費税は5%へ引き下げる。
7. 原発の再稼働は行わない。再稼働した原発は即時停止する。脱原発・再生可能エネルギーの本格的な導入へと、エネルギー政策を転換する。
8. 75歳からの医療窓口負担の2倍化、要介護度1・2の利用者の介護保険からの締め出しなど社会保障の改悪を中止し、医療、介護、年金、生活保護など社会保障制度の拡充を図る。
9. 危険な米軍機オスプレイの飛行を即時に停止させ、沖縄などの配備を撤回する。自衛隊への導入を中止する。
10. 沖縄県の名護市辺野古への米軍基地建設を中止する。地方自治を尊重し、沖縄県など関係自治体と真摯に協議を行う。
11. 名古屋空港の基地機能強化に反対する。小牧基地に配備された空中給油機を撤去する。F-35の試験飛行を中止し、三菱重工小牧南工場に対する同機のリージョナルデポ(整備拠点)としての指定を取り消すよう求める。
12. 賭博そのものであるカジノ解禁推進法を廃止する。

13. マイナンバー制度は運用を中止し、廃止する。
14. 全国一律で最低賃金を時給1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざす。
15. 過労死するまで働かせる「働き方改革」関連法は廃止する。
16. 被災地の復興事業については国が責任を持つ。被災者生活再建支援法を改正し、支援上限額を500万円へ引き上げるとともに、支給対象を一部損壊世帯まで広げる。宅地被害への補償制度を創設する。
17. リニア計画は国の責任で問題点を検証し中止させる。同計画への財政投融資は中止する。鉄道・バスなど公共交通を確保する責任を果たす。
18. 地方交付税制度をゆがめる「トップランナー方式」を中止する。
19. 医療費助成へのペナルティを全廃し、子ども医療費無料制度を創設する。
20. 国に公費1兆円の投入を求め、国民健康保険料を大幅に引き下げる。

2 福祉日本一の名古屋をつくる

(新型コロナウイルス感染症拡大抑止)

21. 感染震源地を特定し、防疫を目的に住民や事業所従業員、店舗常連客等、関係者全員にPCR検査を実施する。医療・介護・福祉・教育施設についても関係者全員に定期的にPCR検査を実施する。
22. すべての行政区に検査センターを設置し、医師の判断や本人の希望で、いつでも、どこでもPCR検査を受けることができるようにする。
23. 早期に感染拡大を防止するため、防疫を目的とした検査、感染者の医療機関への受け入れが確実にできるよう、保健所・

保健センター、衛生研究所体制を強化する。新型コロナウイルス感染症対策について医療機関、民間検査機関、大学、研究機関等の協力を求め、必要な財政支援を国にも求め、感染症の再来に備えた計画を策定する。

24. 市立病院について、新型コロナウイルス感染症規模の感染拡大に対する第2種感染症指定医療機関としての機能強化を行う。必要な財源を国および愛知県に求める。

（国民健康保険）

25. 新型コロナウイルス感染症による影響に対応した国民健康保険料の減免制度、傷病手当金についての特例措置は、恒常的な制度とする。傷病手当金はすべての疾病を対象に、事業主も対象にする。
26. 国民健康保険の運営は都道府県単位化されたが、保険料を決める権限は引き続き名古屋市にあり、市独自減免と一般会計繰入などの施策を堅持するとともに、保険料を引き下げる。
27. 愛知県に対し、国民健康保険の運営方針に関する以下の点を申し入れる。
 - ・一般会計繰入金について削減・解消の義務付けや期限設定をせず、市町村の自主性を尊重する。
 - ・財政安定化基金は市町村財政および保険料の負担増とならない運用ルールとする。
 - ・国の財政基盤強化のための支援は一般会計繰入金の解消のためではなく、保険料軽減のために活用し、医療費削減の手段としない。
 - ・県費補助を復活する。
28. 法定減額の該当世帯を対象とする特別軽減は、対象者全員に自動適用し、軽減内容をさらに拡充する。
29. 18歳までの子どもは、国民健康保険料「均等割」の対象としない。
30. 保険料滞納世帯に対する一律機械的な差し押さえは中止する。滞納世帯に対しては、国保推進員など職員によるていねいな納付相談を基本に、換価の猶予や処分停止の活用、分割納付の柔軟な運用などで粘り強く解決にあたる。
31. 医療費の一部負担金減免・猶予制度の周知を徹底し、柔軟に運用する。申請・対象要件を緩和する。
32. 特定健診の受診率向上計画をつくり、がん検診とあわせ受診者数を増やす。
33. 国保運営協議会については、愛知県および豊橋市・岡崎市・豊田市・一宮市など16自治体で実施している公募委員枠を設ける。

（介護保険・高齢者保健福祉）

34. 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した介護保険料減免制度は恒常的な制度とする。
35. 新型コロナの感染防止にあてるとして始めた介護報酬の上乗せ措置については、利用者負担増とならないよう、上乗せ分は市として補助する。
36. 第8期介護保険・高齢者保健福祉計画では、一般会計からの繰り入れも決断するなどして介護保険料を引き下げる。保険料をさらに多段階化し、低所得者の保険料率を引き下げて応能負担を強める。
37. 非課税世帯に対する居宅サービス利用料の軽減など、介護保険利用料の市独自減免制度を設ける。
38. 保険料滞納者に対する給付制限は設けず、必要な介護は正規の負担割合で受けられるようにする。
39. 愛知県内の41自治体（76%）が認めているすべての要介護認定者を税法上の障害者控除の対象とし、障害者控除対象者認定書を送付する。
40. 特別養護老人ホームの待機者は2020年4月1日現在3,619人にのぼる。待機者ゼロをめざして特別養護老人ホーム、小規模多機能施設などの整備を急ぐ。地域包括支援センターの中学校

区単位の設置および人員拡充を行う。

41. 地域支えあい活動創出コーディネーターを「中学校区単位」におく。
42. 人材確保のための処遇改善加算の効果を調査し検証する。ヘルパーなど介護職員の人材確保と処遇改善のための独自施策を講じる。
43. 介護保険の認定に関する調査と事務は、委託化により、問題発生時においても直接市が関与できないことで、市民サービスに著しい低下を引き起こしている。全部委託から少なくとも一部を市直営に戻す。
44. 介護予防・日常生活支援総合事業にかかる生活支援型訪問サービス、ミニデイ型および運動型通所サービスの単価を専門型サービスと同等にする。
45. 基準緩和型サービスへの機械的な誘導をせず、要支援者の訪問・通所介護については引き続き専門職による支援を行う。新規・更新申請時は要介護認定を基本とし、チェックリストは補足的な実施にとどめる。
46. 「状態像の目安」を用いた障害や認知症の自立度に基づく振り分けにより、基準緩和された生活支援型サービスへの機械的な誘導とならないよう、介護支援専門員の判断を尊重する。
47. 高齢者サロンなど一般介護予防事業を抜本的に拡充する。
48. 高い利用率を維持している休養温泉ホーム松ヶ島は廃止せず、施設の継続を図る。
49. 低所得者が利用できるよう高年大学鯉城学園の授業料の軽減制度を設ける。
50. 加齢性難聴に対する補聴器購入費用を助成し、高齢者の聴覚検査への助成制度を新設し、聴覚検査の受診機会を増やす。
51. 近年の異常な気温上昇による熱中症予防のために、高齢者のみの世帯に冷房器具の購入費・設置費の助成を行う。
52. 高齢者虐待防止法に沿って、高齢者の安全を最優先に対処すると同時に、養護者（虐待者）に対する支援体制を充実する。

（後期高齢者医療制度）

53. 後期高齢者医療制度の保険料「特例軽減」の継続を国に強く求めるとともに、愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合に求める。
54. 後期高齢者医療保険の滞納者に対する差押えは行わない。
55. 高額療養費および葬祭費の申請勧奨を徹底し、支給漏れをなくす。
56. 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものでなく、広く被保険者から公募するように、愛知県後期高齢者医療広域連合に求める。
57. 国民健康保険加入者と同様に、休養温泉ホーム松ヶ島の利用に市独自の利用助成をする。名古屋市民おんたけ休暇村を協定保養所として位置づけるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合に求める。

（敬老パス）

58. 敬老パスの一部負担金は値上げしない。「65歳から」「所得制限なし」「利用上限なし」の現行制度を堅持する。交付率（2019年度末58.4%）の向上計画を持つ。未交付高齢者へ利用の働きかけを行う。
59. 730回の利用制限を撤廃する。敬老パスの市内の民営バスへの利用拡大を早急に行う。

（医療・保健衛生）

60. 新型コロナウイルス感染など災害級の感染症の発生に対し、危機管理に対応できる保健所および衛生研究所等公衆衛生の体制を保健師の正規採用増などにより強化する。
61. 子どもの医療費無料制度を通院についても18歳まで早期に拡大する。国に対し、子どもの医療費無料制度の創設を強く働きかける。
62. 75歳からの高齢者医療費無料制度を創設する。70歳～74歳ま

での医療費負担について、市独自の高齢者医療費助成制度を設け、1割負担に戻す。

63. 障害者医療助成制度の所得制限を廃止する。自立支援医療（精神通院）の自己負担分を助成する。
64. 市の福祉医療制度（子ども、障害者、ひとり親世帯、高齢者）を存続・拡充する。愛知県に対し、福祉医療制度への所得制限および一部負担金の導入検討をやめ、子ども医療費の対象年齢や精神障害医療の対象を拡大するよう強く働きかける。
65. 妊産婦医療助成制度を創設する。
66. 難聴予防に重要な、全ての新生児を対象にした新生児聴覚検査へ全額助成し、聴覚検査が確実にられるよう受診機会を増やす。
67. 高齢者対象の肺炎球菌ワクチンは、65歳以上全年齢での接種を継続するとともに、自己負担（現行4,000円）を半減する。
68. 産婦人科・小児科の医師や看護師など、医療スタッフの確保・養成対策を強化し、名古屋・尾張中部医療圏の医療供給体制を整備・充実する。
69. 保健所支所（保健センター）において、引き続き公衆衛生医師をはじめ必要な人員を確保する。精神保健福祉士のアウトリーチを拡充するため、各行政区・支所は複数配置にする。民泊対策など、市民の相談に応じる専門的な人的体制を充実する。
70. 保健と福祉の窓口一元化後の人員体制、窓口対応、相談等について当事者アンケートも含め、調査・検証を行う。
71. 心肺機能停止による救急出動は、夜間の時間帯で全体の約4割にのぼる。救急救命をさらに高めるためにも24時間利用できるAEDの調査・把握し、設置を促進する。また、設置事業者に対し補助金を上乗せする。
72. 市立中央看護専門学校は、多様な養成課程の一つとして存続する。4年過程の専門学校を目指す。

（障害者福祉）

73. 65歳以前から障害サービスの利用で生活・生命維持している障害者については、65歳に到達した場合でも介護保険優先ではなく、本人の意向に基づき、障害者福祉サービスを利用できるようにする。
74. 障害者差別解消条例の実施にあたっては、市の施策自身が違反しないよう十分な対策を講じる。市の施策を第三者の立場から点検・指導する制度を設ける。
75. グループホームなどの報酬単価の改善を国に求めるとともに、市独自の加算や補助金を増やす。施設建設補助金の増額や市有地の無償貸与などで、整備を促進する。
76. 通所施設併設の緊急ショートステイ機能を拡充し、利用定員を増やす。
77. 障害者の高齢化に伴う2次障害、認知症、生活習慣病の進行等に対し、医療管理、機能維持訓練の必要性から、障害者グループホームにおける医療専門職の配置に係る加算を創設する。
78. 重度障害があることを理由に人間らしい外出・余暇活動を制限することがないよう、重度訪問移動支援には上限を設けず、本人家族が希望する時間を支給する。
79. 移動支援（地域生活支援事業）を通勤、営業活動などの経済活動のための外出についても利用できるようにする。
80. 障害者雇用について、就労継続支援事業所も含めた実態調査を行い、雇用環境の改善に努める。職業指導員・生活指導員の研修、交流の機会を充実する。3年に1回の実地監査を増やす。倒産や廃業による影響を最小限にいとめる。
81. 法定雇用率の引き上げを踏まえ、市内企業に対してより積極的に雇用を働きかける。外郭団体や指定管理者、委託事業所を含め、市として障害者雇用の拡大に率先して取り組む。法定雇用率未達成の市長部局・企業局および外郭団体があれば早期達成を働きかける。特別支援学校卒業生に多様な進路を

保障する。

82. 2017年に起きた就労継続支援A型事業所の閉鎖による障害者の雇止め問題について市として検証し、監査指導や経営改善支援を強めるとともに、悪質と思われる事案に対しては愛知労働局とも連携し対処できるようにする。国に必要な制度改善を求める。
83. 困難ケースが増加している実態を踏まえ、障害者基幹相談支援センターを含む相談支援専門員の体制を充実する。精神に関する相談支援体制を独自に構築する。
84. 強度行動障害などへの専門的な支援の担い手養成を、大学などと連携してすすめるとともに、事業所に対する配置加算制度を設ける。

（市立病院）

85. 新型コロナウイルスの院内感染（クラスター発生）について、原因の調査と対策立案を市の責任で行う。
86. 市立病院の名古屋市立大学附属病院化は中止し、東部、西部の両医療センターは市の直営で存続させる。
87. 救急医療をはじめ災害拠点病院や地域医療支援病院としての機能を充実させる。病院運営に地域住民・患者と家族の参加を保障する。必要な医療スタッフの確保と定着に努める。
88. 東部、西部両医療センターの外來診療待ち時間を改善するとともに、利用率が低迷している特別室の料金や運用の見直しをすすめる。
89. 指定管理者制度が導入された緑市民病院においても必要な医療水準の維持向上に努め、地域住民の病院運営への参加を保障する。要望が強い産科を復活させる。経営指標の情報公開で透明性を確保する。
90. 陽子線がん治療における患者動向を踏まえ、愛知県にも財政支援を求める。
91. 民間へ売却された「城西」「守山」の後継病院について、診療科目など売却時の約束どおりに運営されているのか点検し、必要な指導を行う。

（生活保護・貧困対策）

92. ケースワーカーの一人当たりの担当世帯数（2019年度平均104件）を国標準数（80件）となるよう増員する。あわせて、査察指導員についても国標準数通り配置する。警察官OBの配置は見直す。
93. 市として法外援助を拡充する。国による扶助費削減の影響が大きい、子育て世帯に対する独自援助施策を復活・強化する。
94. 猛暑による熱中症予防対策として、冷房器具の電気代のために夏季加算を復活する。すべての生活保護受給世帯にエアコンなどの冷房器具購入費用・設置費用を支給するよう国に求めるとともに、市独自の設置支援制度を設け、速やかな設置を促す。
95. 就労支援については寄り添い型でいてねいに行う。心身の不調を抱える要保護者にはとくに留意する。
96. 仕事・暮らし・自立サポートセンターなど、「生活困窮者自立支援法」に基づく諸事業について、生活保護も含めた支援機関との連携でセーフティネット機能を高める。
97. 植田寮の指定管理制度の導入にあたっては、業務の質の担保について十分に留意し、サービス低下があればただちに直営に戻す。建替えを含む老朽化対策を速やかに行う。
98. 生活困窮者や高齢者への宿泊提供事業について、相次ぐ火災事故や「貧困ビジネス」といわれる不正事例を踏まえた実態調査を行う。許認可制の導入を国に求めつつ、監視と指導を強化する。
99. 孤立死対策として各局およびライフライン業者などとの連携を強め、情報の共有化と迅速な対応をすすめる。生活困窮による水道料金などの未納者には、給水停止前に必ず連絡をとるなど、相談につなぐ対応を徹底する。

100. 新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金の支払い困難者への「支払い猶予制度」の猶予期間を延長する。
- 3 すべての子どもの成長と発達を中心にすえた保育・教育行政の推進**
- (保育)
101. 2020年4月1日時点で882人にのぼる、「隠れ待機児童」の解消に責任を持ち、市の保育実施責任が明確な認可保育所の整備をすすめる。
102. 幼保「無償化」にともなう給食費の実費徴収はしない。無償化の対象外である0～2歳児については、保育料は値上げしない。現在、保育料が半減となっている低所得世帯の第2子の保育料を無料にする。
103. 公私間格差を是正する民間社会福祉施設運営費補給金制度を堅持する。
104. 全区で行われるようになった病児・病後児デイケア事業を全支所管内に広げるとともに、需要の多いところは複数設置する。利用手続きの簡素化、利用料の軽減、保護者の仕事の始業時刻に間に合う開所時間の設定など、利用しやすい制度へ改善を図る。
105. 小規模保育事業などの認可基準については、保育にあたる職員はすべて保育士資格者とし、給食は自園調理で調理員を配置するなど、施設・事業の違いによる保育の格差を生じさせない。
106. 2020年4月1日時点99カ所ある公立保育所を78カ所まで減らす「名古屋市公立保育所整備計画」を廃止し、保育需要に応える新たな施設整備計画を策定する。保育士の正規採用を増やす。
107. エリア支援保育所をはじめ、保育所などにソーシャルワーカーを配置する。
108. 公立保育所を幼保連携型認定こども園に移行させない。
109. 営利企業の保育所経営への参入を拡大させない。
- (学童保育)
110. 学童保育所への運営費助成を拡充する。ひとり親家庭への補助を拡充し、就学援助世帯への補助を新設するなど、保育料の負担軽減を図る。
111. 学童保育所の指導員の常時複数配置を堅持する。さらに、安定して働き続けられるだけの処遇改善加算を拡充する。「放課後児童支援員資格研修」を希望者全員が受講できるよう、愛知県へ働きかける。
112. 学童保育所の維持・移転の際に最も困難な土地および施設の確保に市が責任を持つ。家賃補助の増額、公園用地をあつせんするなど賃借用の土地や空家の紹介、地代補助の導入など、きめ細かい助成策を講じる。
113. 学童保育所に無償貸与される専用室は、子どもたちが長時間生活するのにふさわしい居住空間となるよう、耐震性・断熱性を備えた木造建築とする。
114. 学童保育の機能を十分果たしているとはいえないトワイライトルームは、住民合意がないまま拡大しない。
- (療育・障害児福祉)
115. 療育を希望しているのに定員枠いっぱいでは通園できない療育待機児が2020年4月1日時点で26人存在する。必要な定員枠と受入れ体制を確保する。
116. 西部および北部地域療育センターの民間移管計画を撤回する。
117. 保育所や学校などを巡回・療育指導するための、地域療育センターの体制を拡充する。
118. 老朽化が著しい発達支援センター「あつた」「ちよだ」の建て替え、修繕を市の責任で早期にすすめ、地域療育センターとして整備を行う。
119. 親子の通院・通園負担の軽減のため、空白の地域に地域療育センターを増設するなど、新たな整備計画をつくる。

120. 児童発達支援センターの運営費補給金は、出席率によって補助金が減らされる制度ではなく、定員に基づいた定額を支給する制度に戻し、職員の処遇と体制を守る。
121. 放課後等ディサービスの実態を調査・把握し、子どもたちの年齢と発達段階に応じた環境整備をすすめる。職員の研修や養成の充実を図る。
- (小・中学校)
122. 子どもにきめ細かい対応ができ、感染症予防のための身体的距離が保てる30人以下学級を小学校3年生以上に拡大する。緊急に教室を確保するため、学校周辺の公共施設の利用なども検討する。
123. 保護者や地元の合意のないまますすめている小中学校の統廃合計画（高坂小としまだ小、稲永小と野跡小、森孝中学校区3校）は中止し、小規模校の良さを生かした学校づくりへと方針を転換する。
124. 過大規模校では教室が不足し、仮校舎を建てて運動場が狭くなるなど多くの弊害が生じており、地元住民と合意形成を図りながら必要な分割と新設を急ぐ。
125. 学校給食を充実する。給食費の値上げはやめて、公費で助成する。小学校給食の無償化をすすめる。
126. 小学校給食は「直営・自校方式」を堅持する。給食調理業務の外部委託の拡大は中止し直営に戻す。給食調理員の正規採用を増やす。教育の一環としての給食を経費削減の対象としない。
127. 中学校スクールランチは生徒・保護者・教職員の意見を聞き、無償化も視野に入れ、温かく美味しくなるよう改善する。
128. 食育の推進のために栄養教諭を全小学校に配置する。中学校や高校でも食育をすすめる体制を整える。
129. 就学援助の所得基準を保護基準の1.3倍相当に戻す。
130. 就学援助制度は必要な世帯が漏れなく利用できるような全員申請方式とし、制度の周知には申請への躊躇が緩和されるよう思いきった配慮や工夫をこらす。
131. 就学援助対応事務職員を最低でも国基準に基づき該当校に配置する。
132. 市立全学校の体育館・講堂にエアコンを設置する。
- (高校・特別支援学校)
133. 高校の少人数学級をすすめる。
134. 私立高等学校授業料補助を増額する。
135. 高等学校給付型奨学金はすべての非課税世帯を対象にする。
136. 定時制高校は志望者全員が入学できるよう定員を増やす。
137. 防災の観点からも高校の施設改修を急いで行う。
138. 夏の災害的な暑さに対処するため、現在PTA負担となっている市立高校のエアコン費用などは市が責任を持つ。国へも助成を求める。また、市立全校の体育館・講堂にエアコンを設置する。
139. 特別支援学校のマンモス化を早期に解消する。市立高校に特別支援学級を設置する。
140. 発達障害通級教室の全小中学校への拡大を図る。
- (学校運営)
141. 標準運営費をはじめとする教育予算を抜本的に増やす。
142. 小学校の部活動を2021年から教員以外で担うことについて、児童・教職員・保護者の意見をよく聞き、関係者の納得と合意のもとですすめる。中学校・高校の部活動については、文科省の通知に基づき「適切な休養日等の設定」を行い、生徒と教員の過重負担を解消する。
143. 教科書の選定にあたっては、教育関係者の教科書研究と閲覧に十分な時間を保障し、便宜を図る。市民が閲覧しやすい環境を整備するために、一般展示の会場と展示冊数を増やす。
144. 子ども応援委員会の活動について、子ども青少年局にも十分な情報提供を行い、子どもの権利と福祉の視点を学校運営に

活かす。

145. スクールソーシャルワーカーを市立の小学校、中学校および高校（定時制を含む）に配置する。
146. 教職員の任用は正規雇用を原則とし、来年度については正規教員の欠員を解消する。経験ある非正規教員の正規採用を積極的にすすめる、同一校で欠員がある場合は継続任用を認める。
147. 地公法改正に伴い一般職とされた非常勤教諭に対し、労働基準監督署の是正勧告・指導に従い、残業代を支払う。また、勤務時間については、タイムカードなど客観的方法で把握し、その記録を保管する。
148. いわゆる「過労死ライン」を超える教職員の長時間労働の解消を緊急課題に位置づけ、そのための計画を速やかに策定し、実行する。

（いじめ対策）

149. 子どもの命まで奪う深刻ないじめ問題の解決に向け、事件の検証報告も踏まえて、いじめに対応する基本原則を確立する。
150. 人権侵害と暴力である、いじめの放置・隠ぺいは、学校における「安全配慮義務」違反であることを明確にして対応する。被害者、遺族の知る権利を尊重する。
151. いじめの疑いがある段階で様子見せず、全教職員、全保護者で情報を共有し迅速に対応する。被害者の安全を確保し、加害者へもしっかり対応する。
152. 子どもの自主的活動を育み、いじめを起こさない人間関係を子どもたちのなかにつくる。
153. いじめの重大事態の調査を行う第三者委員会は、構成委員の選出や調査方法に関し、独立性と透明性の確保に留意する。情報開示の是非については被害者および保護者の意向を尊重する。
154. 教職員の多忙化解消、少人数学級の推進、養護教諭の増員など、いじめの予防・発見・相談・解決に取り組むための条件整備をすすめる。スクールカウンセラーなど相談業務に従事する職員については、本人の希望を踏まえ、正規職員へ積極的に転換する。

（児童福祉・子どもの貧困対策・その他）

155. いじめや虐待、貧困などの諸課題については「子どもの権利条約」および「なごや子どもの権利条例」に基づき、子ども青少年局と教育委員会などが地域やNPOと協力して、予防・支援などの体制を強化する。
156. 学校において、子どもの権利条約をわかりやすいパンフレットなどを作成して学ぶ機会をつくる。
157. 不登校の子どもたちのための「子ども適応相談センター」を増設し、市内4方面体制を早期に確立する。
158. 増加する虐待事案に迅速に対応するとともに、担当者の業務量が過重にならないよう、現在109人の児童福祉司と25人の児童心理司を迅速に増員する。連携する区役所の職員体制も強化する。
159. 児童相談所の一時保護所は過密状態にならないよう場所を確保する。保護された子どもたちの学習を保障するため、院内学級のような学習支援環境を整える。
160. 児童養護施設入所者の退所後の生活基盤を確保するため、自立援助ホームなどの居場所づくりをすすめる。
161. 児童館の機能と役割を再整理し、子育て支援のための機能を高めるとともに、老朽化対策を強める。
162. 中高生の居場所となる役割を備えた新しい「児童館（仮称＝子どもの家）」づくりを中高生の参加ですすめる。
163. 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」と愛知県「こども調査」を踏まえ、子どもの貧困の実態を把握し、改善のための行動計画を当事者の参加も得て作成する。手当の増額など、ひとり親世帯への経済的支援施策を拡充する。
164. 「子ども食堂」をはじめ、子どもたちの居場所づくりや学習

支援などに取り組む市民活動へのサポートを拡充する。

165. 学習支援事業の対象となる児童生徒の年齢や要件を緩和・拡大する。学習のみならず、福祉的視点を持った支援を事業に位置づけ、そのための人的体制を拡充する。

（若者支援）

166. 若者の雇用と生活を守る総合的な施策の推進を図る。ユースクエア（名古屋青少年交流プラザ）や、子ども・若者総合相談センターの体制を強化する。就職活動支援やニート・引きこもり支援、スポーツ・文化活動の拠点、若者の居場所となる若者サポートステーションを地域ごとに設ける。
167. ブラック企業、ブラックバイトなどに特化した相談窓口を設け、非正規雇用などで働く若者からのSOSを受けとめる。繁華街などでもブラック企業相談会（仮称）を開催する。
168. いわゆるブラック企業への指導監督を関係機関に強力に働きかける。また本市におけるブラック企業の実態調査を行う。
169. 不安定就労の若者への支援を当事者が集う場もつくりながらすすめる。
170. 市内に在住・在勤する若者を対象とした市独自の奨学金返還支援制度を創設し、奨学金の返済に苦しむ若者の負担を軽減する。

（名古屋市立大学）

171. 名古屋市立大学への交付金を増額し、教育と研究の予算と人員を確保する。
172. 名古屋市立大学を学生負担軽減モデル大学と位置づけ、学費の引き下げ、国の学費減免制度への上乗せ減免、スタート支援奨学金の拡充など学生の負担軽減を大胆にすすめる。

（図書館・社会教育）

173. 志段味・緑・徳重・中村・富田図書館での指定管理者制度はやめて直営に戻し、他の図書館へ指定管理者制度は導入しない。
174. 老朽化がすすむ千種図書館の移転改築を早急にすすめる。
175. 「なごやアクティブ・ライブラリー構想」は蔵書数の削減や司書の集約化、民営化の拡大など、市民に身近な図書館サービスを縮小し、市民の平等利用を損なうものであり、撤回する。
176. 図書購入費を増額する。図書館司書の正規採用を増やす。
177. 専任の学校司書を全小中学校に配置する計画を作成するとともに、処遇改善と勤務時間の拡充を図る。
178. 生涯学習センターをはじめとした社会教育機能の活性化を図る。

4 中小企業の活性化で雇用と内需の拡大に貢献する

（中小企業支援・雇用）

179. 新型コロナウイルス感染拡大抑制のための休業・自粛要請にあたっては、損失補償もしくは協力金を出す。
180. ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金の利率低減をすすめる。
181. 昨年度で累計1,622件となった市内中小企業を対象とする訪問調査の結果を速やかに公開し、その成果を施策に反映させる。引き続き訪問調査を行い、とりわけ製造業などで4人以下の小規模事業所への訪問を増やし、実態把握に努める。成果内容を工業研究所など関係機関と連携し、新たな産業の提案に活かす。
182. 中小企業振興基本条例に基づき、小規模企業に絞り込んだ振興計画を事業者とともに策定する。
183. 小規模企業経営力強化設備投資補助金については、補助対象をいわゆるリース契約設備まで拡大するなどして、制度の普及活用をすすめる。
184. 工場家賃や設備リース料などの固定費補助制度を創設する。
185. 無担保・無保証で納税要件も配慮した、小規模事業者への緊急支援融資制度など、市独自の金融支援策を講じる。

186. 責任共有制度による銀行審査が、信用保証付き制度融資の迅速な審査と利用の障害にならないよう、関係機関に働きかける。
 187. 小規模企業振興資金の利用者に対する保証料補助制度を創設する。小規模事業振興金融公社への支援を強め、融資対象を拡充する。
 188. 公証人による保証意思確認の義務化により、第三者保証人を立てられない小規模企業者等への小規模事業金融公社の対応として、民間保証機関の補償が創設されたが、その保証料率の低減をすすめる。
 189. 中小企業の魅力を学生に伝えて採用につなげる機会を設ける、市内の中小企業に就職した新卒者に奨学金返済の一部免除を行うなど、中小企業の後継者対策・人材育成を支援する。
 190. 短期的な就労支援から正規雇用につながる支援に、雇用施策の基本を切り替え、職業訓練や資格・技術習得など再教育の機会を増やす。非正規雇用から正規雇用への転換目標を設定し、正規雇用を拡大した企業を支援する。
 191. 下請業者の相談をていねいに受けとめる体制を整える。市が小規模事業者に対して行っている専門相談や訪問活動について、積極的に周知を行う。
- (公共事業・公契約)
192. 公共事業は小規模・生活密着・福祉型に転換し、分離分割発注をすすめる。
 193. 中小企業向け官公需発注比率(2018年度88.2%)を引き上げる。
 194. 小規模事業者登録制度を設けるなど、地元業者の受注機会を増やす。
 195. 公契約条例を制定する。市が発注する公共事業や委託事業について、執行状況の把握と指導を強め、適正な賃金や事業費を確保する。
 196. 公共事業の最低制限価格を労働者の時給1,000円以上に設定し積算する。
 197. 業務委託や指定管理者制度のもとで働く人の賃金水準を高める。中小企業を支援して最低賃金時給1,000円を実現し、1,500円を目指す。中小企業の社会保険料事業主負担分(健康保険・年金・雇用保険)を支援する。
 198. 資材の高騰や人手不足などによる入札不調、契約成立後の事業費追加補正などが相次いでいる現行入札制度を改善する。
 199. 契約金額がとくに高額な案件について、応札業者が一者のみで落札率が95%を超えた場合には、競争性や価格の正当性など必要な調査を行うとともに、入札のやり直しも検討する。
- 5 脱原発、防災・環境の先進都市をめざす**
- (脱原発・自然エネルギー・地球温暖化防止)
200. 浜岡原子力発電所の永久停止と、大飯原発をはじめとする福井県原発群の再稼働中止を、中部電力および関西電力に申し入れる。
 201. 浜岡および福井の原発に関する原子力災害の想定に基づき、名古屋市における避難計画の具体化をすすめる。
 202. 「原子力発電から撤退し自然エネルギーへ転換する名古屋市宣言(仮称)」を行う。自然エネルギーの普及を要に据えた、「自然エネルギービジョン(仮称)」および「自然エネルギー導入促進条例(仮称)」を策定し、自然エネルギーの導入目標を定め、その実現のためにあらゆる手立てを尽くす。
 203. 市民の力で太陽光発電などをすすめる「市民発電所」づくりを支援する。市が地中熱利用設備(ヒートポンプシステム)を率先して導入する。バイオマスエネルギーの利活用の拡大を図る。
 204. 市施設で使用する電力を100%再生可能エネルギーに転換する「RE100」を率先導入する。
 205. 地球温暖化防止のため、「気候非常事態宣言」を行うとともに

- に、2050年までに温室効果ガス排出量「実質ゼロ」を表明し、その実現に向けて温室効果ガス排出削減の取り組みを抜本的に強化する。
 206. 住宅の低炭素化促進に向け、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、太陽光発電設備、蓄電システムなどの導入に対する補助金の件数・単価を拡大する。断熱工事など、省エネルギー化のための住宅リフォームに対する補助制度を創設する。
 207. 大気や食品などの放射線を測定できるよう、放射線測定機器を各保健センターに備える。
 208. 公共施設の建て替えや改修時に、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を積極的に導入する。
- (防災・消防)
- 災害想定**
209. 地域防災計画は、風水害や地震などに加え、新たに新型コロナウイルス感染症を含めた複合災害の発生も想定した計画へと拡充する。
 210. 堀川および尼ヶ坂断層など、市内に推定されている断層について、さらなる詳細な調査を国に求める。
 211. 台風による高潮浸水および豪雨による洪水・内水氾濫に係る浸水想定区域を見直す。
 212. 愛知県の高潮浸水想定を踏まえたハザードマップを作成する。
 213. 市内337地域の土砂災害警戒区域の総点検を行い、愛知県に対して必要な開発規制を求めるとともに、安全対策の構築を求める。
 214. 丘陵部の宅地の危険性に関する大規模盛土造成地の調査を早期に完了し、住民への周知と対策を具体化する。
 215. 港防災センターの機能を高めるとともに、名古屋大学減災館、名古屋都市センターとの連携を図り、災害の歴史を踏まえた防災まちづくりをすすめる。
 216. コロナ禍が長期にわたることを見据え、災害時において、支援計画にもとづく自治体からの支援およびボランティアなどを受け入れることが容易でない状況から、BCP業務計画を見直す。
 217. 防災・減災・復興において、女性や子ども、高齢者、障害者の意見を反映するとともに、ジェンダー平等の視点を取り入れた仕組みづくりをすすめる。
- 緊急避難先確保**
218. 津波避難ビルの充足状況を把握し、指定拡大をすすめる。浸水想定地域での新たな高層建築物には津波避難ビルの機能をもたせる。浸水想定地域のコミュニティセンターは順次3階以上に建て替える。津波避難ビルが足りないゼロメートル地帯には、船渡場公園のような防災公園としての機能を持つ津波避難施設「命山」を必要に応じてつくる。
 219. 臨海部の開発などに際しては、防災拠点として多面的に活用できるオープンスペースの確保に努める。
 220. 浸水想定区域の見直しを踏まえ、避難所および指定緊急避難場所の配置を見直し、安全確実な避難先を確保する。
- 避難行動**
221. 浸水想定区域内にある、災害時要配慮者の施設2,285か所の避難確保計画の作成を支援し、訓練を実施できるようにする。
 222. 大規模な風水害などに対応するため、広域避難や後方支援について愛知県や近隣市町村などとの調整を急ぐ。
 223. 学区や自主防災会における住民主体の防災活動がすすむよう、避難行動マップや地区防災カルテの作成・充実および訓練などでの活用を支援する。
 224. ハザードマップを実際の避難行動に活かすために必要な周知と訓練を行う。
 225. 高齢者や障害者、妊産婦などの避難誘導計画を具体化する。支援を希望する難病患者や、手帳をもたない障害者などにもきめ細かく周知し、要配慮者リストに加える。介護支援専門

員なども加わり災害時ケアプランを個別に作成する。

226. NP0などとも連携して、地域の防災リーダーを育てる。

避難所

- 227. 分散避難先として、ホテル・旅館、民間団体等の会議室・研修センター等の活用も積極的に行っていく。
- 228. 新型コロナによる分散避難をすすめるにあたって、事前に選択した避難先を把握する仕組みをつくる。
- 229. 分散避難により多様な形態の避難所が必要となることから、福祉避難所の設置場所を見直すとともに、拡大する。
- 230. リスクが高くなる基礎疾患のある方や高齢者や妊産婦などのための新たな避難先の確保を早急にすすめる。妊産婦・乳幼児の避難先として、看護専門学校や保育関係の大学などに避難所設置の協力を求める。
- 231. 感染症や化学物質過敏症などの診療・隔離スペースともなる福祉兼用のトレーラーハウスの設置などを検討する。
- 232. 新型コロナ感染症対応における一人当たりの避難スペース確保に伴い、指定避難所のバリアフリー化については、整備状況を随時、住民に公開し、意見・要望を整備計画に反映していく。ユニバーサルデザイン化をすすめる。
- 233. 指定避難所における避難生活の質の向上を図るため、段ボールベッドや間仕切り、スポットクーラーなど良好な生活環境の確保に資する物資について、事業者との供給協力を拡充する。
- 234. TKB（災害時のトイレ・キッチン・ベッド）の考え方を導入し、飲食店などやキッチンカーの事業者と協定を結び、災害時にも温かい食事を避難所に提供してもらう仕組みをつくる。
- 235. 在宅避難や車中泊などの避難者に対してのニーズを把握するとともに情報を伝えるためのシステム整備をすすめる。
- 236. 分散避難をより確実にするため、指定避難所における密の状況や収容人員不足を解消するためにも収容人員をリアルタイムで把握することができる事前登録アプリなどシステムの構築をすすめる。
- 237. 自然災害と新型コロナの複合災害における避難所で、感染症専門医師がいる大学や地域の医療機関とICT活用による連携を構築しておく。

耐震化促進

- 238. 海岸・河川の堤防・防波堤、護岸・水門など、水際の防災施設の総点検を行い、構造物の耐震化や地盤の液状化対策などの補強改修を急ぐ。
- 239. 民間木造住宅の耐震診断および改修工事への助成制度をさらに拡充するとともに、改修費用の無利子貸付制度を創設する。
- 240. 家具転倒防止をNP0や市民の力も活かしてさらに促進する。地域ぐるみ耐震化促進支援事業の対象団体を、NP0などの市民団体へ拡大する。
- 241. ブロック塀などの撤去助成について、道路沿いに限らず広場や公園に隣接する塀も対象とするとともに、代替となる軽量フェンス設置への助成も行う。危険な塀の調査を継続する。
- 242. 上下水道管の耐震化および老朽化対策をすすめる。
- 243. 液状化対策と軟弱地盤の改良に取り組む。

豪雨・河川対策

- 244. 集中豪雨による道路冠水、住宅などへの浸水対策を強化する。浸水・冠水多発地域での訓練を行う。
- 245. 浸透性舗装や浸透樹、雨水タンクなどの雨水流出抑制を強化し、助成制度を設ける。
- 246. 河川敷での樹木の伐採および除草などを着実にを行う。中小河川の浸水対策推進プランを着実にすすめる。

職員体制

- 247. 消防職員を少なくとも「消防力の整備指針」に基づく必要数まで増員する。
- 248. 災害時のライフライン確保のためにも、水道事業などの直営

を堅持する。防災拠点でもある水道営業所などの統廃合は行わない。

- 249. 災害廃棄物処理計画の実行を担保できる人員・車両・機材を維持する。
- 250. 大規模災害に対応するための職員を区役所や土木事務所などに配置するとともに、災害対応のスキルアップを図る。

被災者支援

- 251. 被害が局地的で災害救助法が適用されない規模の災害でも、必要な支援が即時に行えるよう体制を整える。
- 252. 被災者生活再建支援法の助成対象外となっている、「一部損壊」「半壊」住宅に対する、市独自の住宅再建支援制度を設ける。国制度と合わせて全壊家屋への最高額が500万円となるよう、市独自に助成金を上乗せする。
- 253. 地盤沈下や斜面の崩れなどを含む、宅地被害への補償を検討する。

（道路）

- 254. 市道弥富相生山線については、市長が地元 directly 説明し、理解と納得を得て速やかに道路事業の廃止の都市計画変更を行う。相生山緑地の保全・整備計画には住民の意見を反映させる。
- 255. 「未着手都市計画道路の整備について（第二次整備プログラム）」で「廃止候補路線」に分類された、「山手植田線」「八事天白溪線」については、速やかに都市計画の廃止決定を行う。また、「廃止候補路線」に分類されて、いまだ地元説明会が未開催の6路線（2020年9月現在）については速やかに説明会を開催する。
- 256. 名古屋都市高速道路については、騒音・振動・大気汚染などの環境基準・環境保全目標を遵守し、環境非悪化の原則および都心部への車の流入を防ぐ都市高速道路の理念を厳格に貫く。
- 257. 名古屋駅乗り入れを目的とした、黄金出入口および新洲崎出入口を新たに設置するための計画は、住民の理解と納得が得られていないことから凍結する。
- 258. 名古屋環状二号線名古屋西南部事業 については、沿線住民に正しい情報提供を行うとともに、建築被害に対応するための事前の家屋調査を広い範囲で行うよう関係機関に働きかける。
- 259. 弥富通3丁目交差点などの多くの歩道橋が高齢者などの利用に大きな負担となっており、横断歩道の併設やエレベーター設置などバリアフリー化をすすめる。

（環境・公害）

- 260. 名古屋駅周辺や栄地区の再開発などにおいて、環境保全の立場から、環境アセスメントの規模要件を引き下げ、対象となる事業を拡大する。
- 261. 大気汚染による健康被害者への医療費助成制度をつくる。大気汚染常時監視測定局を増設する。
- 262. 沿道環境改善策として名古屋南部地域の国道23号線で始まった、大型車に中央寄り走行を要請する「国道23号線通行ルール」の徹底に、市も責任をもって取り組む。企業へ個別に呼びかけるなど、効果的な啓発を強める。
- 263. 新堀川・堀川・山崎川・中川運河の水質改善、浄化および護岸の緑化をすすめ、親水空間として整備する。とりわけ新堀川では浚渫の効果を検証しつつ、悪臭調査を継続して行い、水流の確保などの抜本的な対策も検討する。
- 264. 三菱重工小牧南工場におけるF-35の機体の整備拠点（リージョナル・デポ）の運用開始にともない、県営名古屋空港において、F-35を含めた自衛隊機による航空機の離着陸回数が増加することから、航空機騒音測定の測定地点・期間など監視体制を見直す。
- 265. 公害被害の歴史を後世に伝え、資料を保存するために、エコ

パルナゴやのリニューアルにとどまらず、「公害資料館」の設置を引き続き検討する。

266. 家庭可燃ゴミの約3割を占める生ごみを削減するため、生ごみを分別収集・資源化する。
267. プラスチック製・紙製容器包装の資源分別率が低下していることから、ワンルームマンション・共同住宅居住者など対象者を絞って分別の説明会を開くなど、広報・啓発を強化する。また、紙資源一括収集については、可燃ごみとなる品目を抑制するために、従来の紙製容器包装と雑がみを合わせて収集する。
268. 世界的課題であるプラスチックごみの削減に向け、市独自にロードマップを作成する。市内企業に対して unnecessary プラスチック製品を生産しないよう働きかけるとともに、環境に優しい代替製品の開発を応援する。
269. ごみ収集を担う職員については、日常的な住民サービス向上と安定的な技術継承および災害時のセーフティネット維持に必要な人員を確保するため、新規採用をさらに増やす。
270. 木曽川水系連絡導水路事業の中止を国に求め、事業から撤退する。
271. 水質保全のためにも、長良川河口堰は開放する。

6 にぎわいとうるおいのある暮らしやすいまちづくり

（まちのにぎわい）

272. 少子高齢化のもと、高齢者などが日常の買い物に不便を感じている「買い物困難地域」の実態を調査する。「困難地域」において民間事業者や商店街、NPOなどによるミニ店舗や移動販売、「お買い物タクシー」など、買い物機会の提供につながる取り組みを支援する。
273. 「名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例」に基づき、安全・安心・快適な環境を維持し、魅力と活力ある繁華街となるよう、引き続き商店街や関係部署との連携を密にして、必要な対策をとる。
274. 卸売市場法改正に伴う関連条例の運用にあたり、市場関係者の意見を十分に聴取し、消費者への安定供給、公正な価格形成などに寄与している現行の取り引きルールを堅持する。そのために、「差別的取扱いの禁止」を維持し、「第三者販売の禁止」「直荷引きの禁止」「商物一致原則」などの行為を遵守事項とする。
275. 中央卸売市場は公設公営を貫く。
276. 小売業や食堂、理美容店などの改修工事・設備投資などに簡易に活用できる、「商店リニューアル助成制度（仮称）」を創設する。古民家や土蔵、空き家などをリフォームして創業する事業者なども対象とし、歴史的なまちなみの保全と活性化につなげる。

（文化・芸術）

277. 新型コロナウイルス感染症対策により施設利用が制限される。施設使用料については定員の低減に見合う金額にする。
278. 「子ども巡回劇場」などへの市の負担金を引き上げるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大で公演等の自粛・縮小を余儀なくされている、市民の自主的な文化・芸術活動に対し支援を強化する。
279. 文化団体などが抱える問題や市への要望などを直接聞く機会を設け、施策に活かす。文化施設の技術継承という点からも市の直営に戻す。
280. ダンスや演劇などの稽古場不足を解消するために、演劇練習館や音楽プラザのような、安価に利用できる夜間の練習場を増設する。
281. 名古屋市内の伝統技術や文化・芸能について、有形無形を問わず、その継承と発展を促進する支援制度を拡充する。地域に根ざした文化振興を、まちのにぎわいづくりとしても位置づけ支える。

282. 表現の自由を保障するため、文化・芸術活動への助成にあたっては、「アームズ・レングスの法則」（お金は出しても口は出さない）にもとづいて、市や文化振興事業団から独立した専門家による機関にゆだねる。

283. 名古屋ボストン美術館が閉館に至った原因と責任の所在を明らかにするとともに、今後については当面、市民ギャラリーとして活用しつつ、市民の文化芸術活動に寄与する施設となるよう検討をすすめる。
284. 市民会館は古沢公園への移転を前提とせず、現在地でバリアフリー化を含めた改修をすすめる。有識者の懇談会にとどまらず、市民、とりわけ近隣住民の声を聞く。市民会館のあり方は、名古屋ボストン美術館が金山再開発推進ですすめられた経過も踏まえ、市民の理解を得ながらすすめる。

（居住福祉・建築規制）

285. 健康で文化的な住生活に必要な面積を定めた最低居住面積水準を満たさない住宅の割合は、2018年時点で名古屋市内は8.9%である。早期の解消をめざして対策を講じる。
286. 新婚家庭や若者世帯などを対象にした家賃補助制度を創設する。定住促進住宅における子育て世帯への家賃減額については、中学生がいる世帯まで拡大する。
287. 住宅確保要配慮者専用住宅（セーフティネット住宅）については、住宅改修費補助、家賃減額補助などの対象戸数を大幅に増やす。また、新型コロナウイルスの影響を受け、収入が減少した入居者に対し、家賃負担の軽減を図る。
288. 住宅の性能向上と地域経済の活性化をすすめる、一石二鳥の取り組みである住宅リフォーム助成制度を創設し、耐震改修助成などと組み合わせる利用できるようにする。
289. マンションなどの集合住宅の大規模修繕やバリアフリー化についても、住宅リフォーム助成の対象として支援する。
290. 瑞穂区白竜町におけるマンション建築紛争を教訓に、片側1車線の幹線道路沿線で近隣商業地域に指定され、絶対高45mの高度地域とされている地区については、都市計画のルール変更も含めた見直しや、地区計画、建築協定などの広報啓発を行う。
291. 商業地域においても教育施設に対して日影の影響を生じさせないために、「中高層建築物の紛争および調整に関する条例」を実効性あるものに強化する。

（市営住宅）

292. 入居希望者が多く高倍率となっている地域では、市営住宅の新規建設を復活する。そのために市営住宅への国庫補助の拡充を国に求める。
293. 市営住宅駐車場使用料の減免対象を、福祉向け住宅入居者などに拡大する。
294. 老朽化した市営住宅の建て替えを促進する。建て替え時期の見通しが立たない老朽住宅については、高坂荘をモデルに実施されている若年世帯向けリノベーション住宅事業を拡大するなど、総合的なリフォームを行う。
295. 外壁改修などの市営住宅の計画修繕については、本市独自の修繕周期の基準年数を定めて、計画期間を順守し実施する。劣化がひどい個所については、必要に応じて柔軟に修繕に取り組む。
296. 14.0倍の高倍率（2019年度）となっている単身者向け住宅を増やす。一般募集において応募がなかった住宅については、住宅入居者の年齢構成などに留意しつつ、単身者向け面積基準（55㎡）を緩和し単身者入居も可能とする。
297. 一般募集落選者を対象とした応募ゼロ住宅の再募集案内について、通知ハガキだけでなく、対象住宅一覧を届けるなど、きめ細かく周知を図る。
298. 空き住宅への入居を促進するために、住宅の間取りや立地、周辺施設の情報をわかりやすく紹介する「市営住宅検索アプリ

リ(仮称)」を作成・活用するなど、とくに若い世代への周知を工夫する。

299. 同性パートナーが市営住宅に入居できるよう、入居申請要件を改める。
 300. 市営住宅の修繕負担区分については、民法の改正や国土交通省の賃貸住宅標準契約書の改訂を踏まえて、可能な限り借主の修繕負担を小さくする方向で見直す。
 301. 少子高齢化のすすむ市営団地の活性化については、住宅対策審議会など専門家を入れた機関で審議し、対応策を検討する。
 302. 新型コロナの影響により、収入が減り、市営住宅の家賃の支払いが困難になった入居者に対して、支払い猶予もしくは家賃減免制度を創設する。
- (交通)
303. 自動車利用と公共交通の割合を「7:3」から「6:4」に引き上げる目標を引き続き堅持(現在64:36)し、公共交通の充実を図る。
 304. パーク・アンド・ライド、パーク・アンド・バスライドなどの推進を始め、環境に配慮した交通体系を形成する。
 305. 市バス運転手を正規雇用の職員で計画的に増やす。委託先企業も含めたバス運転手の健康と安全管理を徹底する。
 306. 市バスの路線および運行回数については、地域住民の声を活かして充実する。
 307. 市バスおよび地下鉄駅業務の民間委託については、市営交通としての責務を果たすために、また災害時の対応からも、これ以上拡大しない。
 308. 地下鉄鶴舞線の可動式ホーム柵は、名鉄との協議を鋭意すすめ、早急に整備をすすめる。
 309. 地下鉄駅のエレベーター設置は、交差駅だけでなく、改札内移動や遠い設置箇所の改善など、必要に応じた設置を促進する。トイレ便器の洋式化、温水洗浄便座などの改修をすすめる。
 310. 名古屋駅や金山駅など、一日乗降客が10万人を超える主要駅について、名鉄やJR東海、近鉄に対して可動式ホーム柵の設置を急ぐよう働きかける。
 311. 名古屋駅バスターミナルの待合スペースが夏、暑いとの苦情が多い。ミスト噴霧や空調設備の導入などで快適な環境へ改善する。
 312. JR新守山駅の西駅前広場については、周辺の土地利用状況や駅との立地を考慮して都市計画を見直し、整備計画を具体化する。そのために鉄道事業者など関係者との調整を促進する。
 313. 名鉄本線などの高架化事業は、環境と安全に十分に配慮しつつこれまで以上に促進する。
 314. 自転車利用を促進するための基本となる「指針」を定める。そのために、道路走行に関するルールなどの課題を整理し、自転車利用者も参加する検討チームをつくる。専用レーンの拡大など、自転車走行の安全性を高める。
- (公園・緑地保全)
315. 里山など多様な自然生態系を保全・再生し、緑被率 30%目標(2015年時点22.0%)を早期に達成する。新たな緑地保全制度を創設する。
 316. 緑被率を高めるために、多面的な機能を持つ農地の保全に努める。水田を含めた市民農園の積極的な配置などで、現在の1,200haの市内農地を減らさない。
 317. 街路樹や道路、河川敷の雑草が伸び過ぎないように、必要な剪定・除草を計画的に行う。
 318. 公園遊具の安全点検や樹木の伐採状況などをきめ細かく点検し、安全安心を確保するために公園監視員を公園数に応じて増やす。各公園での遊具の配置については関係住民、公園利用者の意見や要望を踏まえて検討する。
 319. 老朽化したテニスコートの整備改修をすすめる。利用者の意

見を踏まえてオムニコート(人工芝)化やナイター施設の拡大なども積極的に検討する。

320. みどりが丘墓地公園に合葬式樹木型墓地を整備し、多様な市民ニーズにこたえる。
321. 東山動植物園内のバリアフリー化をすすめ、高齢者や障害者の移動の円滑化を促進する。子どもや車いす利用者の目線から、柵や手すりなどの配置を見直し、電動カートを活用など新たな移動手段を検討する。モノレールも移動手段として位置づける。
322. 東山動植物園展示施設の整備は、動物福祉の視点から良好な飼育環境となるよう、バックヤードの確保を含め、計画的にすすめる。

7 大型開発と大企業優先を改め、市民が主人公の市政に

(名古屋城)

323. 現天守閣の解体および天守閣木造化は中止し、天守閣を今後どうするのか、あらためて市民の声を聴き、抜本的に再検討する。
324. 現天守閣はまず、耐震改修と老朽化対策、バリアフリー改修を行う。
325. 特別史跡として歴史的価値が高い石垣について、石垣部会が求める穴倉・根石・背面などの詳細な調査を行い、保全修復方針を決め、最優先に石垣保全に取り組む。
326. 学芸員を特別史跡にふさわしく増員する。
327. 重要文化財収容施設建設石列き損事件からの教訓として、特別史跡名古屋城跡の文化財としての位置づけを徹底する。
328. 名古屋城の整備は、東北隅櫓や多門櫓の復元や二之丸庭園の保存整備なども含め、総合的かつ計画的にすすめ、城址全体としての魅力向上に努める。
329. 現天守閣の博物館機能を向上させ、城址からの情報発信機能を強める。名古屋市博物館などとの連携を強める。

(リニア)

330. JR東海のリニア建設計画は、沿線住民への事業説明や情報提供が然として不十分である。沿線住民への十分な説明をJR東海に重ねて要請する。
331. リニア建設工事が及ぼす環境負荷などの問題は未解決である。沿線住民の理解なしに工事を行わないよう、JR東海に強く申し入れる。
332. 大深度地下使用計画について、ルート上の住民に説明会開催を直接知らせるとともに、施工主であるJR東海が対象となる住民に対して、ルート上の事前家屋調査を行うようJR東海に申し入れる。
333. リニア駅開削工事にかかる用地取得について、立ち退き対象の住民からは、転居に伴う不安や立ち退きを望まない声がある。用地取得の交渉にあたっては、関係住民の意向を十分に尊重し、強制的な土地収用には協力しない。

(市街地開発・大型事業)

334. 名古屋駅周辺の駅前広場などの交通基盤整備については、バリアフリー化や乗り換え利便性の向上を図りつつ、事業費が過大にならないよう留意する。JR東海など関係事業者には応分の負担を求める。
335. 名駅南の地下公共空間整備事業(ささしま巨大地下通路建設)は中止する。
336. 金山駅周辺再開発に関し、市民が必要としている古沢公園を存続させる。
337. 臨海部全体のビジョンを示す総合計画を策定する。金城ふ頭地区については、レゴランドの入場者数など必要な情報を関係企業と行政で共有し、必要な対策が講じられるよう、エリアマナジメントを強化する。
338. 料金収入でまかなう名古屋市営金城ふ頭駐車場の収支計画について、損失が生じた場合には関連企業にも応分の負担を求

める。

339. 国際展示場の建て替えはPFI方式でなく直営で行う。全国的な需要と供給状況を見定めたうえで過大・過剰な計画とならないよう留意する。新たな大規模展示場建設は必要性がなく、検討は中止する。
340. あおなみ線のSL定期走行は実施しない。調査費も計上しない。
341. 国際会議場の改修・増築にあたっては、需要と供給の状況を見定めたうえで、過大な規模とならないよう留意する。
342. 中部国際空港二本目滑走路の実現に向けた調査・検討は中止する。
343. カジノ施設は誘致しない。カジノを含むIRについて調査・研究は行わない。
344. 公費投入の根拠がない、私有財産への助成にあたる高級ホテル（ラグジュアリー）立地促進助成はすすめない。
345. 新型コロナウイルス感染症は、国内産業のあり方そのものの見直しを行う契機となっている。大型開発のあり方、公的責任の放棄につながる民営化が問われている。その点から、空見スラッジリサイクルセンター第2期焼却施設整備について公的責任放棄につながるPFI方式はやめる。

(市政運営)

346. アセットマネジメントがめざす「保有資産量の適正化」については、学校統廃合や市営住宅の削減、市民利用施設の統廃合などを強行せず、大型事業の抑制などでその実現をめざす。公共施設縮減を前提にした「数値目標」の設定はしない。「市設建築物再編整備の方針」に基づく公共施設の整備と維持管理手法については、市民に十分な情報開示を行い、老朽化対策、維持・更新事業の計画づくりを市民の参加と合意を得ることを前提に、慎重に検討をすすめる。
347. 市有地の安易な売却は行わず、地域住民の要望などを踏まえた公的利用をすすめる。
348. 議会基本条例を尊重し、議会報告会の開催や議会広報の増ページなど必要な予算措置を講じるとともに、議員の任期中一回の慣例的な海外視察は予算化しない。
349. 常設型の住民投票条例を制定するなど、直接民主主義の仕組みを整える。各種審議会などには、原則として公募市民枠を設ける。
350. 男女平等参画推進条例に基づく施策を各分野で推進する。とくに市の各種委員会・審議会などでの女性比率を、2020年4月時点の34.9%から速やかに50%まで引き上げる。
351. 西区役所跡地については、医療対応型特別養護老人ホームの整備とともに、それと連携する、多世代が交流でき、コミュニティ機能を併せ持つ複合的な利用の可能性を追求する。事業者任せにせず、積極的な情報公開に努める。市民意見を聴き反映させる機会を設ける。
352. 中村区役所の旧本陣小学校跡地への移転にともない、地下鉄本陣駅から新区役所庁舎までの地下通路を整備する。
353. コミュニティセンターを早期に全区で整備するために、用地交換による市有地の有効活用を努めるとともに、市による用地取得など、従来の考え方にとらわれない方策を講じて用地を確保する。またコミュニティセンターの長寿命化を図るための修繕計画を立案する。
354. 地域の自主的活動の担い手（町内会長など）不足解消のため、市・区行政への協力業務を抜本的に軽減する。
355. 空家、空き地の苦情に適切に対応し、実情を知らせ、所有者の管理を促す。解体・撤去だけでなく、空家・空き地を有効に活用できるよう、空家の登録を募り、「空家バンク」の取り組みをすすめる。
356. 市職員定数の削減を目的とした「定員管理計画」は見直す。
357. 市職員の長時間労働の解消に向けて、少なくとも年600時間以上の残業を行っている職員がいる職場については人員増で対

応する。

358. 官製ワーキングブアとよばれる非正規職員の賃金を時給1,000円以上に引き上げるなど、待遇を抜本的に改善する。公立保育所などで慢性化している臨時・嘱託職員の欠員状態を解消するために必要な処遇改善を急ぐ。
359. 新型コロナウイルス感染症によって、一般家庭での手洗いなどの上下水道使用量が増える一方、それ以外の使用水量の減少によって、収益の影響は大きい。市民負担増にならないよう、一般会計から繰り入れる。
360. 上下水道局について、上下水道の技術継承や大規模災害時の対応に必要な新規職員を計画的に採用する。
361. アジア競技大会については、スポーツを通して国際平和と友好を促進するオリンピック精神の実現に努めるとともに、簡素で身近なスポーツ振興に役立つ大会となるように努める。大会計画の具体化にあたっては、「主催者負担経費800億円、うち公費負担の上限600億円」という財政計画を堅持する。市民への情報公開を徹底し、大会の民主的運営に努める。大会を口実にした大規模開発は行わない。
362. アジアパラ競技大会などのスポーツに参加するアスリートやボランティアのためのガイドヘルパーの支援時間の拡大が予想されることから、恒常的に不足しているヘルパーの処遇改善を含めた人材確保策をすすめる。

(税務・市民税「減税」)

363. 高額所得者優遇の「市民税減税」は、意図的に財源不足をつくり出し、公的福祉の縮小・解体をすすめる「行革」のテコにされている。法人市民税に続き、個人市民税の「減税」も中止し、福祉・暮らし充実のための財源を確保する。寄付促進効果が発揮されない「企業寄付促進特例税制」は速やかに廃止する。
364. 市税事務所などによる一律かつ強制的な徴収および差し押さえは行わない。資力を超えた徴収が強制的に執行されていないか、第三者機関を設けて調査する。生活と営業の実態に寄り添い、相談者の意向を十分に踏まえて納税猶予・換価の猶予・分割納付および処分停止の制度を柔軟に適用する。
365. 税務担当職員を対象とする小規模事業者の実態や課税の仕組みなどに関する研修については事業所訪問や小規模事業者との懇談などを含め実地に行い、課税対象者に寄り添える職員を育成する。
366. 市税事務所を廃止し、税務課および納税課の機能を区役所に戻す。税金や保険料など暮らしに関する相談に総合的に応える。中村区役所と笹島市税事務所が合築されるが、機能面でも統合や連携強化をすすめ、市民の相談にワンストップで対応できる体制をつくる。
367. 市民税減免制度について周知方法を改善し、申請期限を延長する。
368. 納税者の権利保障を明らかにした「市民納税者憲章（仮称）」を国に先がけて制定する。
369. 必要な市民に、様々な福祉制度が適用されるよう、所得ゼロに対しても所得申告するよう、広報、指導を徹底する。（平和）
370. 市長の南京大虐殺否定発言は名古屋市としての公式見解ではないことを南京市に伝えるなどして、交流の再開に努める。
371. 姉妹友好都市交流では、相互の訪問交流を位置付ける。
372. 「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」に賛同し、「平和首長会議」加盟都市にふさわしい非核平和行政を推進する。被爆者援護を拡充し活動を支援する。核兵器廃絶を明言した非核平和都市宣言を行う。
373. 市民に広く被爆の実相を伝えるため、市の主催で区役所・生涯学習センターなど市有施設で「原爆の絵」展を開催する。
374. 自衛隊員募集に係る自衛隊への住民基本台帳からの名簿（宛

名シール)の提供を取りやめる。

375. 市街地における行軍訓練の中止を自衛隊に申し入れる。
376. 中学校において自衛隊基地での職業体験をやめる。陸上自衛隊高等工科大学の募集案内の配布および名簿の開示は行わない。
377. 名古屋空港の基地機能強化とブルーインパルス曲技飛行に反対する。曲技飛行についての自衛隊との協議内容を公開する。
378. 軍艦船の入港および武器や資機材の搬入搬出、艦外でのリクルート活動などを含む、名古屋港の軍事利用につながる行為に反対する。
379. 武力攻撃を前提にした国民保護法に基づく対応では、市民生活を守れない。国民保護法の廃止を国に求める。
- (人権)
380. いわゆる「ヘイトスピーチ対策法」の成立を踏まえ、施設管

理に関する条例に禁止行為の明確なガイドラインを設けるとともに、ヘイトスピーチの防止と根絶に向けた、実効性ある「ヘイトスピーチ対策条例(仮称)」を制定する。

381. 「人権都市宣言」(仮称)を行い、民族差別やジェンダー平等の徹底、性的マイノリティの排除を許さず、市民の人権と個人の尊厳を守る立場を明確にする。
382. 性的マイノリティへの差別や偏見をなくするために、パンフレットを活用してのさらなる啓発活動に取り組む。「パートナーシップ宣誓制度」を創設する。
383. あらゆるハラスメントを根絶する。そのための職員向け研修会を行う。性暴力防止に向けた理解促進のためのグッズを作成し、学校などで活用する。性暴力救援センターの運営および業務の拡充について、愛知県に必要な施策を求めるとともに、市としても積極的に支援する。

資料3「新型コロナウイルス感染症アンケート」の中間集約(9月1日)

日本共産党名古屋市議団は5月末から市内約26万世帯を対象に、「新型コロナウイルス感染症アンケート」を実施しました。

これまでに1418通(郵送・FAX 1196通、WEB 222通。7月20日現在)の回答が寄せられました。ご協力ありがとうございました。

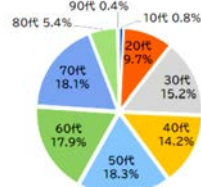
お寄せいただいたご意見、ご要望を市や県、国に届け、実現にむけ全力を尽くします。



【回答者の年齢構成】

回答者を年齢別にみると、20代以下10.5%、30代15.2%、40代14.2%、50代18.3%と、50代以下が全体の6割近くを占める、これまでにない結果となりました(党市議団が2年に一度行っている「市政アンケート」では、50代以下は毎回3割台前半)。

また、階層別で最も多かったのが「会社員」の26.5%。非正規の労働者15.0%、経営者・自営業者14.7%など、現役で働く方から回答が多く寄せられたのも今回の特徴です。



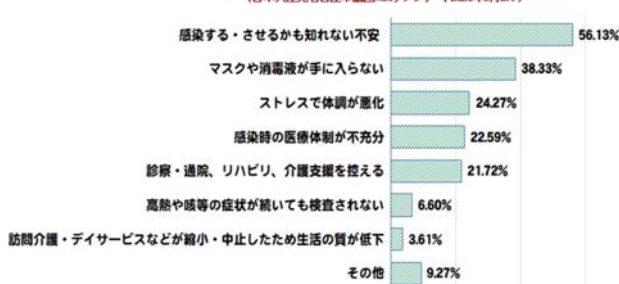
【健康や医療面で不便・不安なこと】

「新型コロナ問題に関わって、健康または医療面で不便なこと・不安なことはありますか?」の問い(選択肢7、複数回答可)に対し、最も多かったのが「感染する・させるかも知れない不安」でした。

自由記述欄にも、「通勤や仕事での感染リスクが心配」(28歳医療機関)「すべての国民にPCR検査を行って頂きたい」(43歳サービス業)などの声が目立ちました。

東京などを中心に感染の再拡大という事態のなか、PCR検査の戦略的な拡大、保健所体制の抜本的強化は急務です。

新型コロナ問題に関わって、健康または医療面で不便なこと・不安なことは? (複数回答可)
(日本共産党名古屋市議団コロナアンケート2020年8月より)

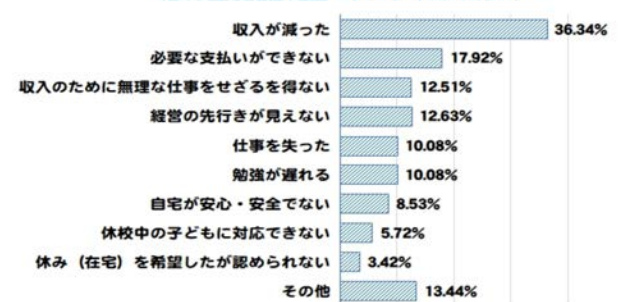


【仕事や生活で不便なこと・不安なこと】

「仕事や生活で不便なこと・不安なこと」に関する問い(選択肢9、複数選択可)に対し、最も多かったのが「収入が減った」でした。自由記述欄には「パート契約を打ち切られた」(33歳)、「職場が2ヶ月閉店して給料が出なくなった。6割の給料(雇用調整助成金)では家賃まで払えない」(22歳)、「会社の売り上げがなくて賞与が減る。固定資産税や自動車税など色々な税金で困ってます」(38歳製造業)など悲痛な訴えが少なくありませんでした。

暮らしと営業を支えるための対策強化は待ったなしです。生活困窮者への緊急支援を強化するとともに、消費税率5%への減税、免税事業者の拡大などの対策が緊急に求められます。

新型コロナ問題に関わって、仕事や日常生活で不便なこと・不安なことは? (複数回答可)
(日本共産党名古屋市議団コロナアンケート2020年8月より)



【アンケートに寄せられた声(一部)】

学業への不安

- 「大学がオンライン授業で、慣れない。実習がどうなるのか不安」(20歳学生・東区)
- 「勉強が遅れてしまって、受験までに終わるのが心配」(15歳・港区)
- 「勉強が遅れることが大きい。学校での授業がしたいので学校への援助をしてほしい」(20歳学生・西区)
- 「生活が困難な友達にいち早く救済措置を講じて下さい。すべての人に健康で文化的な最低限度の生活を送る権利があるはず。第2波、第3波でまた(休業)要請等をする事態となったら、手厚い補償をセットしてください」(19歳大学生・北区)

感染が心配

- 「私がコロナにかかった場合、お腹の中の子どもが心配」(23歳看護師・区未記入)
- 「クリニックに勤めているため休めない。通勤や仕事での感染リスクが心配。忙しくても給与が変わらない。生活を支える給

付金がほしい」（28歳医療機関専門職・北区）

- ・「夫は介護職、2人の子はまだ小さい。とにかく感染リスクが怖い。夫がもらってくるかも。何より命を第1優先にする政策を。職場がちゃんと経営できているか心配。医療報酬、介護報酬の引き上げを」（39歳作業療法士・北区）
- ・「障害のある人の介助者の3密は避けられない。もし発症した場合、受け入れてくれる病院があるのか心配」（28歳福祉職・名東区）
- ・「介護の現場は、一人でも倒れたら、途端に事業継続が難しくなります。緊急時においても事業を継続するのに不安を抱かない制度を求めます」（44歳法人職員・北区）
- ・「患者が減って売り上げが、悪く給料が減る。調剤薬局も医療にかかわっています。マスクなどもう少し送ってほしい」（25歳調剤薬局事務・西区）
- ・「仕事柄、在宅やテレワークでは仕事が出来ない為出社しているが、帰宅しても同居の家族がいるため、知らない間に感染を広めたりしないか不安」（36歳ガソリンスタンド勤務・千種区）

暮らしの困窮

- ・「ひとりで親家庭です。子どもの保育園が4月上旬から5月末まで登園自粛になり、預け先がなかったため働けませんでした。わずかな貯金を切り崩し、子ども達にひもじい思いをさせないよう、自分の食事を削っています。外出はせず、入浴も週3回」（30歳パートとフリーランスのWワーク・南区）
- ・「コロナの影響でパートの契約を打ち切られました。主人の給料も減り、その上子どもが産まれます。不安でしょうがないです」（33歳主婦・港区）
- ・「子どもが休みで食費が大幅に増え、学力低下対策のため塾の支払いも増え、これから高校進学や修学旅行代のための貯蓄もしなければいけないのに、私のパート代も減り、（貯蓄）できない」（40歳医療関係パート・名東区）
- ・「在宅期間中は残業代が出ない、祝日に仕事をしてもお金が出ないとのことで、5月の収入が3万程減る見込みです…」（31歳会社員・北区）
- ・「収入が半減して生活が困窮している。2度目の給付もしてほしい」（32歳会社員・南区）
- ・「2ヶ月間丸々職場が閉店したので給料が無くなりました。6割の休業手当では水道光熱費その他支払いが出来ず、家賃を後回しに。結果退去しろと言われ、本当に困りました。10万（円）頂いても足りないんです」（22歳フリーター・中区）

経営が悪化

- ・「コロナの影響で経営が悪化し、人件費削減を余儀なくされている。その結果社員のみの経営なので、社員の仕事量がふえた」（26歳ドラッグストア勤務・中区）
- ・「収入は約半分に。その反面、経費が増した。お客様から感染することも恐怖だが、お客様に感染させることも恐怖です。各事業所や店舗、家庭に感染拡大防止を呼びかけるなら、その対策費用（水道代、ハンドソープ、アルコール消毒液など）を一部でも良いので、補償して欲しい」（39歳自営業・北区）
- ・「コロナの影響で派遣先の生産が落ちて契約を打ち切られました。その為、水道光熱費や家賃などの支払いが困難になっています」（48歳・西区）
- ・「新型コロナウイルスで仕事が減りました。残業ありきの会社であるために手取り収入が減り大変です」（27歳製造業・西区）
- ・「海外からの訪日客受入れをメインとした旅行関連の自営業なので仕事が皆無となった。入国解禁されても、訪日客の戻り具合が不確実で不安である。持続化給付金は有りがたく、助かったが、このままの状態が続くなら、更なる対応を希望します」（63歳自営業・西区）
- ・「元々仕事を辞める予定だったのだが、運悪くコロナの流行と重なってしまい、新しい仕事がなかなか見つからない。この状

態が続くと苦しい。税金や社会保険料の減免基準をもう少し緩和してほしい」（29歳・西区）

- ・「第2波に向けての自粛と自粛することで不利益を被る人達への補償をお願い致します」（27歳大学教員・北区）
- ・「事業者に対する対策がすべて自粛ベースで、休業に対する補償をしないのは汚いと思う。しっかりと休業補償をして、小規模事業者の支援をしてほしい」（30歳会社員・北区）
- ・「名古屋市は対応が遅い。もっと必要な人にマスクや消毒薬などお金を与えるべき」（24歳主婦・北区）

政治に怒り

- ・「今まで無党派でしたが、コロナ対策で政治に強い関心を持ちました。政府のコロナ対策が信じられない愚策でひどいです。真面目に国民のことを考えられないなら、国会議員など辞めてもらいたい。国民のことをバカにしている与党も、平気で嘘をつく総理もまったく信頼できません。内閣総辞職を要望します」（42歳会社員）
- ・「国会中継見たら議員さんで寝てる人もおる。舐めてるとしか思えない。定額給付金10万ぽつちじゃあ何の足しにもならない。マスクや旅行割引に多額の税金って。当然、仕事が安定しない以上、旅行なんて無理ですし、目先の生活、生きていく為に必死なんです。そんな事に血税は使ってほしくないです」（36歳派遣社員・港区）
- ・「名古屋の河村市長は他の市や他県に比べて市民のための具体的な政策をたてられてない。今後2波3波に備えて感染リスクの不安を解消するためにはすべての国民にPCR検査を行って頂きたいと思います」（43歳サービス業・西区）
- ・「学校が休校中だったため働きに行けなくて収入が大幅に減少した。国の対応は本当に遅いとしみじみ思いました。自治体によって違いがありすぎる。本当に困っているところにもう少し目を向けてほしいと思います」（45歳パート・中川区）
- ・「会社より月4回の特別休暇を取る様言われ（その4日間は6割保障）収入が減った。自民党には本当に期待出来ません」（34歳会社員・東区）
- ・「就職活動を行っていましたがコロナの影響で、一度決まりかけた話でも白紙に戻り、動くに動けない状況。現在の仕事も夏までには契約が切れるので焦っています。給付金について1度だけでなく二の矢三の矢が必要。就労支援、消費税廃止、ベーシックインカムの導入についても検討してほしい」（49歳学習塾講師・東区）
- ・「とにかく国や市は国民や市民に対する援助が遅すぎる。ひどい国ですね。名城天守閣予算より市民を助ける予算が先ではないですか」（65歳アルバイト・西区）

政治に憤り

- ・「未曾有の事態に対応するのは本当に困難に伴うものだと理解しています。しかしながら他国に比べるとどうしても情報の開示や具体的な救済措置に時間がかかっているように見受けられます。政府がマスクの発送を委託した業者、持続化給付金の業務委託先など事業の内容を透明化してほしい」（38歳無職・東区）
- ・「学校が休校中だったため働きに行けなくて収入が大幅に減少した。国の対応は本当に遅いとしみじみ思いました。自治体によって違いがありすぎる。本当に困っているところにもう少し目を向けてほしいと思います」（45歳パート・中川区）
- ・「何事も安倍・河村は口先だけで全て遅すぎる。（マスク、給付金遅く）国民のため、市民のためというのはウソばかり。日本をかえましょう」（年齢等未記入）
- ・「会社の売り上げが無くても賞与が減る。手取り19万以下の正社員も固定資産税や車税、色々な税金で困ってます。大変です。対応が期待ハズレ。マスク、10万より税金を免除してもらった方がまだうれしいです。国民を動かすなら税金です。それとこ

のアンケートは良い。国民の声をもっと聞いてください」(38歳製造業・北区)

共産党に期待

- 「国会中継を見ていると共産党の方は私たちの生活を知ってくださると感じます。ありがとうございます。応援しています」(43歳会社員・北区)
- 「休業要請・外出自粛と給付手当はセットだというのは共産党の志位委員長もSNSで仰っていましたが、まだまだまったく足りていないと思います。給付の額や手続きの簡略化などもっと見直すべきところはあると思うのでぜひやっていただきたい」(40歳派遣社員・区未記入)
- 「まともな人が内閣総理大臣になり、各省まともな人に大臣になってもらいたいです。国民の上に立つという意識ではなく、国民と一緒に、本当に共産党さんみたいに一緒に考えて、代表者として各地域で声を上げてくれるような、そんな人たちに対策してもらいたいです。もうほんと泣きそうなくらい失望してます、今の内閣」(40歳パート・西区)
- 「建築業ですが、この先が不安でしかたないです。4月、5月の仕事が激減してます。200万円は国からもらえましたが第2回もないとやっていけません。国にはもっとスピーディーに対策をお願いしたいです。若い従業員にも不安にさせたくありません。自民党のダラしさに嫌気がしてきました。共産党さんががんばってください」(45歳建設業・北区)

- 「高齢の持病持ちの両親が同居しているので医療体制の脆弱さが不安です。国会での共産党議員団のみなさんのご活躍素晴らしいです。数的に他の野党との連携が必要ですが、近年はすこしばつ協力が深まっているようでうれしいです。これからも応援します。いつもありがとうございます」(49歳私大教員・北区)
- 「今、私の周りでは、困ったときは他の党や議員は誰も助けてくれなかったが、共産党の議員さんに相談したら、直ぐに取り次いでもらえて、今回のアンケートも届いたのは共産党だけです。地道な対応、評価します。志位さん含め皆さんがんばってください」(65歳無職・北区)

「安部政権のすることにまともなことがなにひとつなくて、愕然としています。国会中継やTwitterを見て、共産党の方々を応援しています。こういったアンケートの取り組みもたいへん良いと思います。こどもたちの未来のためにも、これからもよろしくをお願いします」

(44歳派遣社員・東区)

- 「ゆとりある医療体制や介護が人間にとってどんなに大切なことか、コロナ感染を通じて痛感致しました。共産党の議員さんが医療体制充実のためにがんばって下さって感謝です」(75歳無職・東区)

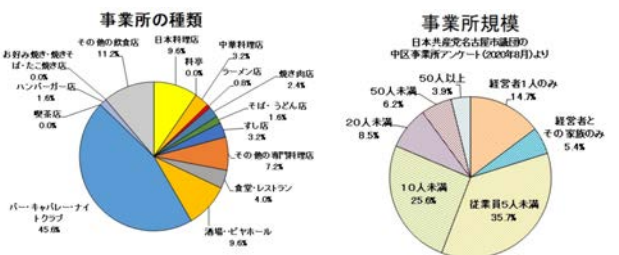
資料4 新型コロナで「栄・錦地区 事業所アンケート」の中間集約(10月1日)

日本共産党名古屋市議団は8月末から9月にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い県が休業・時短要請した栄・錦地区を対象に、事業所アンケート調査を行いました。飲食店等1791店舗に返信封筒付アンケート用紙を郵送し、9月末迄に165店舗が回答。集計結果について1日、記者会見しました。



回答者の4割は「バー・キャバレー・ナイトクラブ」

回答者で最も多かった業種が「バー・キャバレー・ナイトクラブ」で全体の43%(グラフ参照)。経営規模は従業員数10人未満の小規模事業者が6割を占めました。



9割が深刻な経営難に

4月17日～5月6日の休業要請では、75%が「休業した」と回答。持続化給付金や県・市の協力金を支給されても経営は悪化し、8月5日～24日の要請では、「休業した」のは57%、2割も減ったことがわかりました。

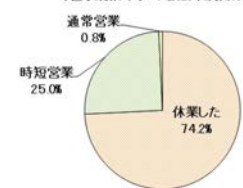
2度に渡る休業・時短要請に加え、風評被害によって大幅な赤字となり、27%が「廃業を検討」するなど、全体の9割が深刻な経営難に陥っていることも明らかになりました。

感染震源地での「面」的なPCR検査が必要

党市議団はこの間、河村市長と大村愛知県知事に直接申し入れ、

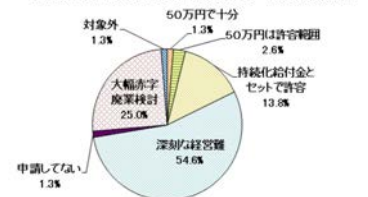
4/17～5/6の休業要請への対応

日本共産党名古屋市議団の中区事業所アンケート(2020年8月)より



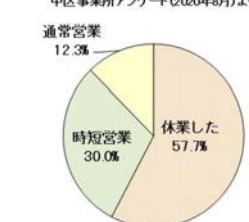
4/17～5/6の休業要請への補償は

日本共産党名古屋市議団の中区事業所アンケート(2020年8月)より



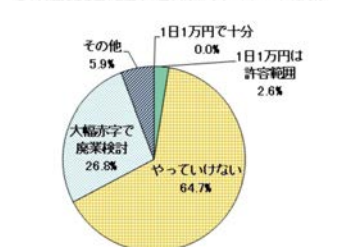
8/5～24の休業要請への対応

日本共産党名古屋市議団の中区事業所アンケート(2020年8月)より



8/5～24の休業要請への補償は

日本共産党名古屋市議団の中区事業所アンケート(2020年8月)より

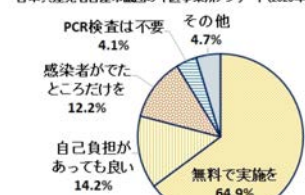


感染震源地での事業所関係者や住民に対する大規模なPCR検査等を実施するよう求めてきました。アンケートでは、党市議団の提案に回答者の8割以上が賛同を寄せました。

記者会見で岡田ゆき子政審委員長は、「続けるも地獄、廃業も地獄」という事業者の声を紹介。「真面目に店舗を構えてきた事業者を、このまま見捨てるようなことは許されない」と述べ、今後国や県、市に対して抜本的な支援策を求めるとともに、防疫目的の「面」的なPCR検査を行政の責任で行い、無症状者を含めた感染者を保護して「第三波」を防ぐよう働きかけていくと述べました。

PCR等検査の実施について

日本共産党名古屋市議団の中区事業所アンケート(2020年8月)より



アンケートの自由記述欄に寄せられた声

- しっかりとした対応をされていると思います。地区でのPCR検査を無料で無症状の方も全員に行って頂きたい。(バー・キャバレー・ナイトクラブ)
- ご苦労様です。もっともっと色々な業種の方にもアンケートすると良いと思いました。(バー・キャバレー・ナイトクラブ)
- 賛同！大賛成です。第三波が来た場合の事を考えると、とても不安をおぼえます。(バー・キャバレー・ナイトクラブ)
- ありがたいです！何日も誰もいらっしゃらず、家賃をお支払いできず、閉めることも考える自分がいます。悔しいです(スナック)

ク)

- 県を動かす為にもこういった意見を集めるのは大切だと思います。引き続き頑張ってください。(ラーメン店)
- ありがたいアンケート調査です。私は高齢でオンライン申請が出来ず、ストレスが続いています。私達を助けてください。(焼き肉店)
- 同感です。独立した事業所として登録されていないため、持続化給付金の対象とならず3500万円の赤字。店舗事業部の解散も考えている。防衛費や大企業へまわす税金を、もっとしっかり対策へまわして欲しい。(日本料理店)

資料5 減税日本ナゴヤ市議団の議員提出議案に関する申し入れ等の経緯

1 減税日本ナゴヤに猛省と謝罪を求める抗議

(2020年7月7日に総務環境委員会の自・公・民の7議員が総務環境委員長に出した文書)

減税日本ナゴヤ提出の議員報酬に係る議員提出議案については、所管の総務環境委員会で、6月29日、30日、7月1日に慎重に質疑を行い、7月1日をもって質疑を終結していた。

しかし、7月1日の財政福祉委員会において、突然に田山副委員長から、6月26日の本会議における提案趣旨説明の中の、「財政調整基金が年度末には5千万円まで激減する見込みの本市の財政状況において」という部分について、市民へ誤解を与える恐れがあるので、会派の意見として削除したい旨の発言がなされ、その後、同日の議会運営委員会理事会においても提案者が所属する減税日本ナゴヤから、同様の趣旨の申し出があった。削除の申し出について、理事会で協議を進めてきたところ、7月2日の理事会において、唐突に減税日本ナゴヤから提案趣旨説明の一部を削除したい旨の発言を撤回したい旨の発言がなされ、さらに、同日での財政福祉委員会において、田山副委員長から、「提案趣旨説明の一部を削除すると申し出ながら、減税日本ナゴヤ執行部の翻意によって趣旨説明の一部の削除を撤回する」といった事態となり、説明が二転三転し、関係の者は多大な迷惑を被っている。また、(7月2日の財政福祉委員会で田山副委員長が行った)財政調整基金が年度末に5千万円まで激減するとの説明は、「私たちの稚拙な認識に基づくものであり、民意を煽ったと指摘されたとしても仕方がなく、また、報酬削減分をコロナ対策の一部に充てるとの説明についても、この条例が仮に通ったとしても削減分は不用額として計上されるだけで、今年度中には、コロナ対策には計上されないといった指摘もその通りである。したがって、今回減税日本ナゴヤが行った提案趣旨説明には、事実誤認とも指摘されてもやむを得ない点が多々あった」旨の発言があった。

このような状況の中、7月2日に、減税日本ナゴヤの佐藤団長、余語総務環境委員、中川副幹事長等が、松井総務環境委員長のもとを訪れ、佐藤団長からは「総務環境委員会の質疑は閉じているので、意思決定を進めてほしい」旨の発言があった。しかし、その際同席していたふじた総務環境委員から、「聞いている理事会の報告と話が違う」と指摘をしたところ、中川副幹事長からも指摘に対しおおむね同意があり、最終的には、佐藤団長から「もう一度総務環境委員会で審査をお願いしたい」旨の発言があり、総務環境委員会の開催の申し入れがあった。このとき、ふじた総務環境委員から「委員会を開くか否かは正副委員長の協議によるが、議員提出議案時、すでに議案としての体を成していないので、取り下げるべきである」旨、減税日本ナゴヤに申し入れた。

一方、減税日本ナゴヤからの申し入れを踏まえ、松井総務環境委員長は、同日に急遽総務環境委員会の正副委員長会を開催し、7月3日の委員会の開催時刻を午前10時30分から午前9時に変更することを決定し、また、その30分前の午前8時30分から各派代表者会

を行うことも決定し、総務環境委員会の各派に周知された。なお、7月2日の市会公報にて、総務環境委員会の開会時刻は午前9時である旨、全議員に通知された。

7月3日においては、減税日本ナゴヤは午前8時15分から会議を開催し、検討を始めたようであり、午前8時30分からの総務環境委員会の代表者会直前に、減税日本ナゴヤの佐藤団長から、会派の会議が長引いているので、代表者会議の開会を遅らせてほしい旨の申し出があったが、松井総務環境委員長はそもそも減税日本ナゴヤの申し入れにより委員会の開会を午前9時にしたものであるとして、午前9時に開会することとなった。

その後の、午前9時の総務環境委員会開会直前にも、佐藤団長から「議案を取り下げるか否かを協議している」との理由で、委員会の開会を遅らせてほしい旨の申し出があり、松井委員長からは「議案を取り下げることを前提であれば応じる」旨を伝えたが、減税日本ナゴヤからはそのような回答はなく、委員会を午前9時に開会することとなった。

しかし、午前9時の開会時刻に至り、佐藤団長から「余語委員が体調不良のため委員会に出席できない」旨の申し出がこの時にはじめてあり、松井委員長は事実確認等を行う必要が生じたため、定刻を過ぎて委員会を開会したものの、その後の委員会は混乱することとなった。

このように、佐藤団長の言行は、自会派の都合のみを優先し、悪戯に委員会を遅らせることに終始させた。

結果、総務環境委員会では、余語委員を除く提案者全員の出席を求め、開会予定時刻から1時間が経過した午前10時過ぎから審査を行ったが、その際にも浅井康正議員が遅刻をしている、さらに、余語委員を除く提案者が出席した際においても、提案者からこのような事態に至ったことについての謝罪は一切なく、とりわけ、佐藤団長の発言は、財政福祉委員会での田山副委員長の発言を翻すことに終始し、自会派の主張を繰り返すなど、委員会での質疑を再度行うことに至りかねない発言を繰り返し、質疑が終結している中で、異例の対応として、委員会を開催している事態となっていることや、そもそも減税日本ナゴヤの提案者としての大きな瑕疵があることなど、減税日本ナゴヤは、問題の深刻さや責任について全く理解をしていない態度に終始していた。

さらに、このような総務環境委員会での質疑終了後、佐藤団長から田辺都市消防委員長に対し、都市消防委員会で謝罪の発言の機会を求めており、結果的に、発言は許されなかったものの、本来であれば、議案が付議され、真筆に審査を行ってきたのにも関わらず、減税日本ナゴヤの対応に翻弄された総務環境委員会でこそ、謝罪を行うべきであるのに、こうした佐藤団長の言行も、委員会軽視で、極めて失礼である。なお、他の委員会では、減税日本ナゴヤの委員からはこのような申し出はされていない。

以上のような議会の審議ルールを全く理解していない減税日本ナゴヤの言行の経緯等にかんがみ、減税日本ナゴヤには、質疑が終了した議案を再度取り扱うなどという事態を二度と起こさぬよ

う厳重に抗議するとともに、このような事態を引き起こしたことに対する提案者全員の署名による猛省と謝罪を書面により7月末までに総務環境委員会に対して提出することを求める。

2 委員間討議についての申し入れ

(2020年9月2日に議長あてに減税日本ナゴヤが提出)

さきの6月定例会において提案した議員提出議案第7号に関し、7月1日に開かれた財政福祉委員会での委員間討議において、当議案の提案趣旨説明(に関連する財政調整基金)に対する見解を問われる場面があり、当会派の委員が事前準備のないままに回答したことで、議事の混乱を招いたことは、誠に遺憾である。

そのようなことから、委員間討議の実施に関し、いまだ一度ルールを整理する必要があると考え、今回の申し入れを行うこととした。

名古屋市議会基本条例は「開かれた議会」を謳っており、第3条(5)において、「議員は、議員相互間において、市民の多様な意見を反映した闊達な議論を尽くす」とある。

市民の多様な意見を反映した闊達な議論、いろいろな問題点・意見の異なった事項の協議のためには、事前の準備・調査の充実を図る必要があり、委員間討議を行う場合には、事前に内容通告をすることが望ましいと考えられる。

また、委員会での発言は議事録に残るとともに、マスコミ報道がされることもあり、市民に対し責任のある非常に重いものである。

委員会における委員間討議の発言に対し、事後に責任を問うのであればなおのこと、回答する側は、事前に会派で協議したうえで発言することが市民に対しての責務であり、その為にも、質問する側は、必要かつ十分な内容通告をするべきである。

なお、事前に必要かつ十分な通告が行われないのであれば、会派として、市民に対し責任ある発言が困難であるため、委員間討議は実施すべきでないとする。

よって、減税日本ナゴヤは、議長に対し、次の事項を実現するよう強く要望するものである。

- 1 委員間討議を行うにあたり、市民に対し責任ある答弁をするために、質問内容が明確になるよう必要かつ十分な内容通告を事前に行うこと。
- 2 委員間討議の公正な運営を担保する真実的なルールを整備すること。
- 3 上記事項の実現が困難な場合には、委員間討議を廃止すること。

*9月25日に減税会派から事態の收拾を図るため、アンダーラインの箇所を()内の文言とさしかえることが提案されましたが、何も変わらないということで出されませんでした。

3 6月定例会での議員提出議案審査における減税日本ナゴヤ所属の提案者の見解を求める要請書

(9月30日に総務環境委員会の7議員からだされたもの)

令和2年6月定例会における減税日本ナゴヤ提出の議員報酬に係る議員提出議案を巡っては、7月6日の本会議での総務環境委員長報告のとおり、所管の総務環境委員会で、7月1日をもって質疑を終結したが、その後の7月1日の財政福祉委員会において、突然に減税日本ナゴヤの提案者から、6月26日の本会議における提案趣旨説明の一部について、市民へ誤解を与える恐れがあるので、会派の意見として削除したい旨の発言がなされ、その後、同日の議会運営委員会理事会においても減税日本ナゴヤから、同様の趣旨の申し出があった。

そもそも、提案趣旨説明は、議案の提出理由を表明するものである。議案とともに提案趣旨説明の内容に対して、本会議での質疑、委員会での審査を行うものであって、提案趣旨説明を翻すことは、議会の手続き上、言うまでもなくあってはならないことである。

さらに、7月2日に、減税日本ナゴヤから、本案の提案趣旨説明について、質疑が終結した総務環境委員会においても説明したい旨の申し出があったため、総務環境正副委員長の協議の末、7月3日の意思決定前に急遽委員会の開会時間を午前9時に繰り上げた上で総務環境委員会が開会された。議会運営上、議案に対する質疑が終結している中で、委員会での議案審査を一からやり直すことになりかねないこのような委員会を開催することは極めて異例な事態である。

しかも、7月3日の意思決定前に急遽開催した総務環境委員会において、減税日本ナゴヤの佐藤団長は、提案趣旨説明自体に一言一句変更はない、議案の取り下げはなしでお願いしたいと、一切の謝罪はなく、自らを正当化させる発言を繰り返し、総務環境委員会で質疑を再度行うことになりかねない状況を自ら醸成する始末であった。また、態度が二転三転するような矛盾した6月26日の本会議における提案趣旨説明について、提案者13名のうち、内容を事前に見ていない提案者が過半数の7名、本会議場で見たという者が1名ということで、提案者の中で十分に検討した内容ではないことも判明した。

このようなことから、減税日本ナゴヤには、質疑が終了した議案を再度取り扱うなどという事態を二度と起こさぬよう厳重に抗議するとともに、このような事態を引き起こしたことに対する提案者全員の署名による猛省と謝罪を書面により7月末までに総務環境委員会に対して提出することを求めた。しかし、8月19日の総務環境委員会での委員長からの報告のとおり、減税日本ナゴヤは猛省も謝罪もなく、またそもそも提案者の署名すらしないという態度であった。

その後の、8月24日の総務環境委員会で、本件について、全会一致で、減税日本ナゴヤに対し、提案者全員の署名による猛省と謝罪を書面により8月31日までに提出することを求めることと決した。なお、同日の委員会では、提案者とはならなかった減税日本ナゴヤの鹿島委員から、「あつてはならないことだ」、「もうあつてはいいことではございません」、「反省すべきことだと思います、自分は」、「署名をすればいいじゃないか」という意見は聞こえては、僕の耳にも」という発言もあり、減税日本ナゴヤ内でも反省すべきという意見があることが明らかになった。

しかしながら、総務環境委員会の全会一致で求めた減税日本ナゴヤの提案者全員の署名による猛省と謝罪に係る書面は、期限までに提出されず、現在も書面の提出には至っていない。

減税日本ナゴヤが引き起こした事態により未だ議会の混乱は続いており、このような状況は放置できるものではない。

については、議会の審議ルールを踏まえた正常な審査・調査等を行うためには、減税日本ナゴヤの提案者各自が、本件についてどのような見解であるのかを今一度確認しておく必要があることから、10月2日(金)午前10時までに、提案者としての責任として、猛省とともに各提案者の見解を書面により提出することを求める。なお、提出先は、中立性を担保するため委員会の事務を担当する市会事務局議事課とし、書面は委員会等議会内の会議における資料として共有する。また、現在病気療養中の議員については、体調が回復した後に要請を行うこととするので、ご承知お願う。

4 10月2日の減税の回答(11名が署名)

総務環境委員会 委員長 松井よしのり殿

令和2年6月定例会における減税日本ナゴヤ提出の議員報酬に係る議員提出議案に関して、提案の主体が減税日本ナゴヤであるため、会派として統一見解を申し上げます。

佐藤ゆうこ団長の言行により、質疑が終了した議案を再度取り扱うという事態を起こしたこと、および7月3日の当委員会開会が遅れたことで、この三か月間、委員会運営に混乱が生じたことをお詫び申し上げます。

今後は、議会の審議ルールを順守して参ります。

トリエンナーレ負担金不払い訴訟

第1回口頭弁論

昨年10月に開かれた国際会議「あいだのり」で、年200億円の負担金の一部を支拂うたのは不当だとして、実業委員会(会長は大村秀実、愛知県知事)の名古屋市市会が約3400万円の支払を求めた訴訟の第1回口頭弁論が1日、名古屋地裁であった。市側は請求の却下・棄却を求め、争う姿勢を示した。会は今3月9日、未払いの市費をめぐって、支払わないはやむを得ない」とする報告書をまとめた。

実業委員会は「司法の公正な判断を求むべし」とが態度。市側は「公共事業に必要とされた公共施設の展示を助成するのは法に違反し、負担金を支払うては、企

コロナ対応 影響懸念

トリエンナーレの負担金
支払いを巡る法廷闘争。新
染拡大し、愛知県と名古屋

河村市長、大村知事の辞職請願

名古屋市の河村たかし市長が25日、愛知県議会に、大村秀章知事への辞職勧告決議を求める請願書を提出した。国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」の運営をめぐる対立する阿氏だが、県議会を巻き込もうとする河村氏の行動に批判的な声が相次いだ。

市議らが批判

河村氏は県議会事務局を訪れ、大村氏の芸術祭の運営姿



書を提出する河村たかし
古屋市長＝愛知県議会

「コロナ禍に市長がやることではない」

「なぜ、よその自治体に首を突っ込むのか」

[illegible]

「表現の自由を守った」 河村市長

「特にコメントはない」 大村知事

「反移民」掲げる団体の催し

各「反移民」の河村はなし市
長は「反移民」の団体の催しを
掲げる政治団体「反移民」27
日に市施設で開いた催し
「あいびり力エナバー
」について、市の対応
は良かった。表現の自由を
守ったとの認識を示した。
同団体に抗議状を使用
を認めなかった認知知の大
村秀喜知事は「表示内容が
法務省からいので、特にコメ
ントはない」と述べた。

催しは、各地で勃発的な
街頭宣伝を繰り返してきた
「在日特権を許さない市民
の会」の元会長「愛憎」
を統べる「日本共産党」の
県本部が、同市支部の「市
民ギャラリー」衆で開き、
会費前夜街頭宣伝を実施した。

河村氏は、街頭で「反日
活動をする外国には出て
行ってもらいたい」などの
発言を市が確認したが、ヘ
イトスピーチにはあたらない
と判断したと説明。法務省
が示した「ヘイトスピーチ

が行われることが予想
するような時でも（中略）
政機関が直に不許可
することはできないと
する」との解釈も挙
げられた。

「市は禁煙」適用した
は大丈夫かと、警備
理由で禁煙が使用禁
取り消した票を批判し
大村氏は、この日の
会費で「すべては并発
で対応している」と
対応に問題はないとの
見解を示した。

（岡部、中野）

「反移民」団体の催し
名古屋市施設が許可
景側と対応分かれる

【反移民】など排外主義の主張を掲げる政治団体は、開催を予定する「あいちトリエンナーレ」について、名古屋文化振興事業団が、申請された市施設の使用を許可していないことが17日わかった。この催しについて、愛知県の実業団は条件付きで認めた。市施設使用許可を取り消している。

催しは、各地でイベント「ビーチを繰り返してき」の会、元会長が、党首を務める「日本第1党」愛知県本部が企画。名古屋市中にある市施設、市ギャラリーにて、22、23、24の開催が認められた。

団体は昨年10月、県施設「ウィルあいち」（岡田豊

で同名の催しを聞いた際「犯罪はよくて、観望人」と書かれたが、カルタを配りながらの朗読の展示とし、市民団体が抗議、県文化振興事業団は今年、管理している愛知県文化センター（同）の使用許可に警備員の配置などの条件を付けたが、団体が拒否し、今月8日に許可を取り消したといふ。名古屋市長は、市民団体が認知原則の許可を取り消された前に、代議院建設して市民ギョリール栄の使用も申請しており、16日付でも許可した。市は、警備強化を以て求めたものの、警備員の配置などを要求した。

（編集 岡澤次夫）

2020年9月29日
朝日新聞

2020年10月21日 中日新聞

こう見る

内田康
社会部デスク



一七四年四月の市長選告示直前、大村氏は会見し「公約を見て判断した。河村さんは応援できない」と不支持を明言。河村氏は取材に「しようなないわな」と答えた。

2020年10月10日
中日新聞

大村知事辭職勸告
県議会委が不採択

河村市長請願

愛知県九日の議会運営委員会は、河村たかし名古屋市長が昨年の国際芸術祭「あいひトリエンナレ」で展示内容や運営に問題があったとして、実行委員会長だった大村秀雄知事を解職勧告決議を求めている請願を、全会一致で不採択した。十三日の本会議でも賛成少数で不採択となる見通し。

請願では、昭和天皇の肖像、自民党衆議団の佐藤志緒郎会長は議連として、党に多くの問題があったが、それらの問題を評定するべきではないと、請願を不採択の理由を説明した。

河村市長は議連案の結果を受け、報道陣の取材に曝がやまったと国益を著しく害する。それを議論しない異議は一体何のためにあるのかと批判した。

太師氏との仲だつた。

二〇二一年の衆院選直前、減税日本代表の河村氏と、新党をつくった石原氏は会見し、両党交流を発表。橋下徹氏が率いる日本維新の会にも結集を呼び掛けた。しかし維新は減税を拒絶。石原新党は単独で維新と台流し、減税とは破談になった。恥をかかれた河村氏だが、その後も石原氏には礼節を欠かさず、関係を維持した。「もつと怒つてよかったのでは」と聞くと、「冒頭の処世訓を聞かされた。本姓スズクになり、河村氏とは久し話をしていない。大村氏とは過去にも確執絶えなかつたが、河村氏決裂を避ける姿勢も見えない。政策などの意見の相対立が会員で追及された時は（中略）とシエリですかつたが」

と文句。対立を認めつつ、良くけんか（けんか）にま

「抑制の流儀」なくしたのか

く麗々不鮮明。コナ民を支持するかいなかと「コナ氏」を買った。大村氏の思いを聞かれても「人生、元気にやっています」「いろいろな娘が、かみ錯す。喜び悲しみや、それがたにみな言ひやんばかりだ、マイの順は決定的ひとと言を選びた。なのに、今はなぜ。」

河村氏は、「さうなのだから、それだけ、リエンナという、それがとんでもないこととていふのでなく、未払いの負担を松子よりトリエナー実行委員会が市場訴したことが、油を注いだとも言われる。

しかし、夜な夜な思うところ、店焼酎をやめよう、思っている世を「あつたれ」と嘆きつつも、公の場にはどうにか守りこめてきた抑制の流れも、拾ってまへ行つたわかなら、残念なことである。

2020年9月18日 朝日新聞

天守木造化「どうしてもやりたい」

名古屋市の、協力懇願するも 回答なく

有識者会議

「どうしてもやりたい、やらせたい」という名古屋天守木造化をめぐる一連の動きが、名古屋市の松尾俊彦・観光文化政策局長が市の有識者会議で、その切っ掛けとして事業への協力を懇願したが、出席委員が回答を避ける一幕があった。

この日開かれた「石垣・埋蔵文化財部会」(委員長北垣隆一郎・市川典金・松尾俊彦)の終り、松尾局長が来年度予算案の査定で木造化の前提となる各種事業



石垣解体せず天守再建

「これまで基礎構造は『はね出し梁構』と呼ばれる、施工者の竹中工務店が二〇一五年に提案した。名古屋城天守の石垣は外側の『天守台石垣』と内側の『六蔵石垣』の二層の石垣の間に鉄筋コンクリートの支持構造物を入れ込む。新天守を直接支える構造物の最上層は石垣上部よりわずかに高く、天守の荷重が石垣にかかる仕掛けとなっていた。

基礎構造に鉄骨使用提案 検討会議で異論出ず

「これ、石垣などの遺構の保存を前提とした上で、史実に忠実な復元を行う」と新たに盛り込んだ。この考えに基づき、具体的な基礎構造(一例として、木造の骨の中に鉄骨を縦横に組み込む)として天守全体を支える仕掛けが提示された。石垣に荷重がかかると、石垣が崩壊する可能性がある。河村市長は、注意の上で「検討したい」と答えた。

名古屋城木造復元市側が工法見直し

「これまで、石垣などの遺構の保存を前提とした上で、史実に忠実な復元を行う」と新たに盛り込んだ。

名古屋市の、協力懇願するも 回答なく

有識者会議

「どうしてもやりたい、やらせたい」という名古屋天守木造化をめぐる一連の動きが、名古屋市の松尾俊彦・観光文化政策局長が市の有識者会議で、その切っ掛けとして事業への協力を懇願したが、出席委員が回答を避ける一幕があった。

戦後75年 名古屋空襲 63回

名古屋空襲の主な出来事

1942年 4月 18日	名古屋市へ初めての空襲
44年 12月 13日	3発連工業名古屋製機製作所大幸工場の爆撃
45年 2月 19日	負傷者と被害戸数が最多の2728人と3万9893戸を記録
5月 14日	来襲したB29が最多の472機に上り、名古屋城天守が焼失
6月 9日	認知時計電機などが爆撃され、最多の2068人が死亡
7月26日	名古屋市へ最後の空襲

「若者が関心持つには必要だが…」

「若者が関心を持つには必要だが…」

若者が関心持つには必要だが…

「若者が関心を持つには必要だが…」

「若者が関心を持つには必要だが…」

慰霊の日 制定難しく

「若者が関心を持つには必要だが…」

「若者が関心を持つには必要だが…」

各務原は被害最大の6・22

「若者が関心を持つには必要だが…」

「若者が関心を持つには必要だが…」

「慰霊の日」(平和の日)主な制定状況

都市名	日付	理由
東京都	3月10日	10万人が犠牲となった東京大空襲の日
沖縄県	6月23日	沖縄の地上戦で日本軍の組織的戦闘が終結した日
岐阜県各務原市	6月22日	空襲による犠牲者と被害家屋数が最も多い日
長崎市	8月 9日	長崎に原爆が投下された日
青森市	7月28日	青森空襲があった日

「若者が関心を持つには必要だが…」

「若者が関心を持つには必要だが…」



内堀外堀

「若者が関心を持つには必要だが…」

「若者が関心を持つには必要だが…」

減税の鈴木幹事長辞任

名古屋市議会の会派「誠税日本本部」は二十五日、議長席に提出した申し入れ書を巡り混乱を招いた。責任を取るとして、鈴木孝之議員が議会議運営委員会の理事と会派の幹事長を辞任することを決めた。後任は未定という。誠税では、六月定例会に提出し否決された議員報酬八百万円引き下げ条例が案を巡り、当時の幹事長が七月に辞任してゐる。

誠税は、七月一日に開かれた財政増補促進委員会での委員間討議で誠税側会の委員が、事前準備のない内容で回答したため議論が混乱したとして、九月十日に中里高之議員長宛てに、委員間討議に関する申し入れ書を提出した。

申し入れは、委員会では委員同士が討議をする際に事前に内容を通告するに事柄に、委員間討議が公正に運営できるよつ具體的

しかし、九月定例会の各々委員会では他会派から、申し入れに対する異論や撤回を求め意見とが相次いだ。減税増しの責任を取ること、鈴木議員の議連理事と会派幹事の解任を決めた。鈴木議員は取材に「申し入れ書を撤回する」とはできないが、何らかのたけじめが必要だと批判したと語た。(池内琢)

減税幹事長に 中川議員就任

**減税幹事長に
中川議員就任**

名古屋市議会の会派「減税日本ナマ」は、辞任した鈴木本一氏の、前幹事長の後任に中川敦雄議員を充てることを決定し、二十九日の議会運営委員会、同会派から役員委員席が提出されたことが報告された。鈴木氏が幹事長も同時に辞した。減税では本年度に入り大村光久氏、鈴木氏と幹事長が相次いで辞任しており、中川氏は二回目。

減税は九月上旬、委員会の委員間討議として、質問の事前通告制などをご求める申し入れが、議長内での意見のずれが露呈するなとして他会派の反発を招き、委員会審議が中断。鈴木氏が二月一日引責辞任した。この日の議運で、下級が申し入れ書を取り下げたことも報告され、修正し出直すという。減税の佐藤三司長は取材に「幹事長が交代した」となったのは残念、新体制で頑張りたいと話した。

政活費返還求め 名古屋市が提訴

**政治費返還求め
名古屋市長が提訴**

元市議や会派に
政治活動費（政治費）を
不適切な支出したとして、
名古屋市長が、中村達也・元
市議員ら6人に、元会派に
対し、60万円を返還するよう
求める提訴をしたことが
わかった。提訴は8月27
日付。

市議会事務局によると、
不適切な支出は2014年
2、3月の合計40万円と
同年2月の20万円。政治活
動費の返還を求めたこと
を受け敗北前に生じていた
市議員間の給与争いとなつ
たという。河村かき市長が15
年2月に亡くなった後、その
よう命令された、応じなか
ったため訴訟した。

中村元市議員は昨年、リ
コールで市議職から辞職さ
れ減税1億円の削減を主張
した今回の提訴は当初の政
治費の不適切支出と関係が
指摘された後、会長を離
れ「救済日本」元会派を離
民革命「生活の党を名古
屋のなかたに」と所属し
た。15年、市議選で落選し
た。

2020年9月12日 朝日新聞

減税幹事長また辞任

市議会会派

名目上市議会の会派（減税日下ゴヤ）は九月、委託議員を巡り議会議乱が生じたとして、中川教史連合会として、中川教史連合会が派の幹事長、副幹事長の理事を辞任し、後任に鹿島昭昭議長を選任する事を決めた。中川議員は九月十九日に休任したばかりか、減税は七月と九月にも一時の幹事長が兼任しており、八月以降年々減税で幹事長が三人交代する異例の事態となった。

減税は自由党例会、議案提出は自民党内引き下げる案を提出したが、総務部長で質疑が終った後再び条例案取り扱いは止めないとした減税が精利とした。こうした減税の対応に対する他派の反

半年で3人交代

発が九月定例会に入って取ます。十月には、委員の推薦員が連選で増減する案を提出して、その後他会派から佐々木団長の責任問う声相次ぐ。こうた経緯議運委員会を遷延させた拒否。こうした経緯として他会派がさきに判決をめぐめて。中川は「見解相違はるの、議会議乱を生じたとの責任を取ることに」と話した。

減税は七月以降、大光市議員、鈴木孝三議員いれも議会で異を唱えたりして幹事長を退任した。中川の後の鹿島議長は四人目とす。（水城直哉

減税幹事長4人目辞任

名目日本マニエの会費、十三
税日本マニエは十三
日、鹿島郡議院が休務
とする。この幹事長落選
任する事を決めた。その
議員は九月九日野村しん
に就任した。九月、今
月にも臨時の幹事長の任
してあり、四月以降の半
年で幹事が四人交代する
減税になると、鹿島議員
は先週三から体調不良を
訴へて、この目的の委員
会の理事も欠席。十一
月定例会に対応することが
困難であると、辞任した
の申し入れがあったとい
う。後任はまだ定て二十
日の理事会に決める。
議長で四月に大村村
議員が幹事に就任。しか
し、議長が七月定例会提
案した減税額八巨円引き
下げた案を通過させるに
ついで他派から批判が
出た。大村議員は「責
任として私にある」とし
幹事長兼議長に就任。
同日に鈴木孝之議員
の後任となった。その後九月
中旬には減税が、委員
で委員同士が議論する
員間討論について、事
に内容通告することとな
を決定した申し入れか
を提出した。しかし
会派を受け入れられず、
月末に鈴木孝之議員は辞任
した。その後九月末中川教
議員が幹事に就任した。
十一月定例会の際の減
の委員会対応に対する他
派の反対が取りやめ、新
が十日取りの二月上旬上
辞任。鹿島議員が就任し
た。後任が決まれば長四
以後五人目の幹事に就
任。(池内移)

2020年10月28日 中日新聞

市長「減税いじめ、改正を」
他党派「通告なし、本来の姿」

[illegible]

市議会「委員間討議」制度で対立

名古屋市議会の「委員間討議」という仕組みを巡り、河村たかし市長や市長を支える会派「減税日本ナゴヤ」と、市民を以てした他会派が対立している。「減税いじめに使われている」として制度改正を主張する河村市長に対し、他会派は「通告などなしに自由に議論するのが本来の在り方」などと厳しく反論。互いに歩み寄る気配はみられない。（池内泰、水越直哉）

陽子線がん治療施設は現
在北区にある。地域政策課
税日本が初当選後、二〇〇
九年に整備事業を、五月月
半満了した。その凍結を開
始したが、建設しど日立が
凍結による追加買収などの
支払いを求め市を提訴。そ
の後事も日立と相取り提
訴し、今も係争中だ。

横井議員は一連の責任が市
長にあることを認めること
に決めた。市長が代弁する
立場の中川議員だが、

十月八日の自民の政見宣明
会では、市民の権利保障
議員が減税の中川・史議員
にうった。議員同士が
議論を交わす委員間討議の
場面だ。

事前通告、分かれる見方
市議会基本条例には規定なし

そもそもの質問が議院のようになつてゐた。市議會事務局によつて、二年に改正した市議會基本例「一條に『委員會は委員間の討論も行つて規定されてい

る。地方議會の委員會は、議員が役所事務方に対して質問するのが一般的なスタイル。これに対し委員會で討論しては議員同士が、議案や請願、陳情の審査、所務事務調査などについて議論を交わす。事前通告については特段規定はない。

市の事務方の見方も決める。ある部は「各委員會で議論するテーマは決まつており、事前通告されていふようなもの」とし、申

し分は意味がない。指摘する。これに押し切りの幹部は、同じような質問を繰り返して返されても、他会派による「減税いじめ」にも映る」と打ち明ける。

委員會討論のあり方は自治体によつても異なり、堺市では、委員會を開する二日前に討議の目的や内容を各委員會の委員長に通告する運用となつていて、

各県大都市情報学部部長昇泰樹教授「地自治体」は「委員會討論で事前通告しないで議論するは、が、田舎な議論がでる。ただ、不毛な議論を避けるため、専門的なことを論議する際に事前通告するやうな運用を改めるべきだ」と指摘する。

陽子線訴訟をめぐる委員間

討論のやりとり (一部抜粋)

市民 新設の中身はどう認識している？

議員 個人の意見でよければ、
全委員が会議を欠席して来ている。
いかに減なことを言っているため
(事業が一時的に止むことは)
誰に責任があると思うか？

責任の所在は名古屋市長が、市のト
うになることを市長と認識して

市のトップから市長、じゃない。
誰の判断で止めたのか？

河村市長？

訴訟が長引くほど費用もかかる。
その責任は誰にあると思うか？

もちろんそのことも含め、
市長の責任だね。

住民が主人公の市政に 力を合わせてがんばります



(北区)

岡田ゆき子
TEL 915-2705



(中川区)

江上博之
TEL 363-1450



(緑区)

さはしあこ
TEL 892-5190



(名東区)

さいとう愛子
TEL 704-1928



(天白区)

田口かずと
TEL 808-8384

ご意見・ご相談はお気軽にどうぞ

日本共産党名古屋市会議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内

TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190 mail.dan@n-jcp.jp

ホームページをご覧ください <http://www.n-jcp.jp/>

**名古屋市政資料
2020年9月定例会**

NO. 208 2020年10月25日